

平成30年11月30日（金曜日）

第 2 号

平成30年第4回北海道議会定例会会議録

第2号

平成30年11月30日（金曜日）

議事日程 第2号

11月30日午前10時開議

日程第1、議案第2号ないし第30号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (98人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

1番 菊地 葉 子 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 安住 太 伸 君

4番 池 端 英 昭 君

5番 川 澄 宗之介 君

6番 小 岩 均 君

7番 浅 野 貴 博 君

8番 内 田 尊 之 君

9番 大 越 農 子 君

10番 太 田 憲 之 君

11番 加 藤 貴 弘 君

12番 桐 木 茂 雄 君

13番 久保秋 雄 太 君

14番 清 水 拓 也 君

15番 千 葉 英 也 君

16番 塚 本 敏 一 君

17番 道 見 泰 憲 君

18番 船 橋 賢 二 君

19番 丸 岩 浩 二 君

20番 菅 原 和 忠 君

21番 中 川 浩 利 君

22番 畠 山 みのり 君

23番 藤 川 雅 司 君

24番 白 川 祥 二 君

25番 新 沼 透 君

26番 赤 根 広 介 君

27番 田 中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐 野 弘 美 君

30番 宮 川 潤 君

31番 荒 当 聖 吾 君

32番 安 藤 邦 夫 君

33番 山 崎 泉 君

34番 佐 藤 伸 弥 君

35番 沖 田 清 志 君

36番 笹 田 浩 君

37番 松 山 丈 史 君

38番 市 橋 修 治 君

39番 稲 村 久 男 君

40番 梅 尾 要 一 君

41番 笠 井 龍 司 君

42番 中 野 秀 敏 君

43番 野 原 薫 君

44番 花 崎 勝 君

45番 三 好 雅 君

46番 村 木 中 君

47番 吉 川 隆 雅 君

48番 吉 田 祐 樹 君

49番 佐々木 俊 雄 君

50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	91番	加藤礼一君
54番	東国幹君	92番	喜多龍一君
55番	内海英徳君	93番	竹内英順君
56番	大崎誠子君	94番	本間勲君
57番	小畑保則君	95番	伊藤条一君
58番	角谷隆司君	96番	川尻秀之君
59番	千葉英守君	98番	神戸典臣君
60番	長尾信秀君	99番	高橋文明君
61番	中司哲雄君	100番	和田敬友君
62番	藤沢澄雄君	欠員（3人）	
63番	村田憲俊君	69番	
64番	梶谷大志君	90番	
65番	北口雄幸君	97番	
66番	小林郁子君		
67番	橋本豊行君	出席説明員	
68番	広田まゆみ君	知事	高橋はるみ君
71番	中山智康君	副知事	辻泰弘君
72番	大河昭彦君	同	窪田毅君
73番	志賀谷隆君	同	阿部啓二君
74番	吉井透君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	中野祐介君
75番	真下紀子君	総務部職員監	山岡庸邦君
76番	森成之君	総務部危機管理監	橋本彰人君
77番	金岩武吉君	総合政策部長	小野塚修一君
78番	池本柳次君	総合政策部 交通企画監	黒田敏之君
79番	滝口信喜君	総合政策部 空港戦略推進監	豊島厚二君
80番	須田靖子君	環境生活部長	渡辺明彦君
81番	高橋亨君	保健福祉部長	佐藤敏君
82番	佐々木恵美子君	保健福祉部 少子高齢化対策監	栗井是臣君
83番	三井あき子君		
84番	星野高志君		
85番	三津丈夫君		
86番	平出陽子君		

経 済 部 長 倉 本 博 史 君
農 政 部 長 梶 田 敏 博 君
水 産 林 務 部 長 幡 宮 輝 雄 君
財 政 局 長 森 隆 司 君
財 政 課 長 古 岡 昇 君
秘 書 課 長 三 橋 剛 君

学 校 教 育 監 村 上 明 寛 君
総 務 課 長 山 本 純 史 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 森 田 良 二 君
議 事 課 長 木 村 敏 康 君
議 事 課 主 幹 本 間 治 君
議 事 課 主 査 中 澤 正 和 君
議 事 課 主 任 小 倉 拓 也 君
同 古 賀 勝 明 君

教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大 君
教 育 部 長 坂 本 明 彦 君
兼 教 育 職 員 監

午前10時26分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔木村議事課長朗読〕

1. 人事委員会委員長から、議案第15号ないし第18号について意見書の提出がありました。
(上の条例案に対する意見は巻末**議案の部**に掲載する)

1. 本日の会議録署名議員は、

吉 田 正 人 議員
岩 本 剛 人 議員
遠 藤 連 議員

であります。

1. 日程第1、議案第2号ないし第30号
(質疑並びに一般質問)

○議長大谷亨君 日程第1、議案第2号ないし第30号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

花崎勝君。

○44番花崎勝君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

私は、自民党・道民会議を代表して、当面する道政上の諸課題などについて、順次質問してまいります。

初めに、北海道胆振東部地震災害への対応に関し、まず、復旧、復興に向けた取り組み方針に

ついてであります。

道では、今月22日に、知事を本部長とする北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部を設置し、全庁を挙げて取り組みを進めているところですが、今回の地震で大きな被害を受けた生活インフラ、農地などの産業基盤の復旧を進め、暮らしや地域経済の復興を図っていくためには、中長期の視点に立ちながら、今後の復旧・復興対策に係る方針を定め、計画的な対応を行っていく必要があります。

知事は、決算特別委員会の総括質疑において、今後の取り組み方向を取りまとめ、地域と共有しながら復旧・復興対策に全力を挙げて取り組むとの考えを明らかにしています。

今後、どのように道の復旧・復興対策を進めていくのか、伺います。

次に、被災地への支援についてであります。

このたびの地震災害で大きな被害をこうむった胆振東部地域では、復旧、復興の取り組みが本格化するにつれ、工事等に携わる技術系職員の不足が深刻な課題となっており、被災3町から道に対し、必要な技術を持った職員などの派遣要請があったと聞いています。

道は、こうした要請に応えるため、地域振興派遣制度における地域創生枠の優先活用等を例示しながら、可能な限り要請に応えるべく検討する考えを今月初旬の委員会で明らかにしています。

被災地の早期復旧に向けて人的な支援を行うことは当然必要なことと考えますが、一方で、地域振興派遣制度における地域創生枠で道内の各市町村に派遣され、あるいは振興局に配置されている職員は、人口減少など、地域が直面する課題に、市町村と連携しつつ、効果的な施策を展開するために配置されているものであり、その役割は非常に重要なものであります。

道は、限られた人材をどのように活用し、被災地の早期復旧・復興と、道内の各地域の地方創生等への支援を両立させていく考えなのか、伺います。

次に、当面のエネルギー安定供給対策についてであります。

胆振東部地震発生後の大規模な電力不足状態は、休止していた発電所が相次いで復旧したことなどから、一定程度解消されたと聞いています。

一方で、一年の中で最もエネルギー需要が高まる厳冬期を前にして、何よりも重要となる暖房用の灯油、産業機械などの燃料となる軽油、ガソリン、さらには、道民の暮らしや、あらゆる経済活動の基盤となる電力の安定供給をしっかりと確保していくことが重要と考えます。

道は、当面のエネルギー安定供給対策にどう取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、電力の安定供給の確保についてであります。

胆振東部地震は、全道での長時間にわたる大規模停電をもたらし、道民生活や産業活動に甚大な影響を与えました。

その原因として、北電の電力供給源が苫東厚真火力発電所に集中していたことを重視し、道内での賦存量が大きな風力や太陽光といった自然エネルギーの利用などによって、電力供給源の分散化が進められていれば回避できた可能性が高いとする意見も見られます。

しかし、自然由来の電力を活用するには、短時間で大きく変動する電圧や周波数を安定させるため、大規模な蓄電施設、バックアップ電源となる発電施設を備えることが不可欠であり、コスト負担のあり方も含め、課題が少なくありません。

道は、これまで、化石燃料への依存を減らし、環境に優しく、道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用等を促進するため、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき促進行動計画を定め、新エネルギー導入加速化基金などを活用しながら、風力や太陽光等を利用した新エネルギーの導入促進に取り組んできましたが、このたびの全道規模の大停電という未曾有の事態を踏まえ、本道における電力供給の安定を確保するという観点から、促進行動計画の役割や目指す方向性、基金活用の方針等を再検討する必要があると考えます。

道は、このたびの大規模停電によって、道民の暮らしや産業活動に死活的な役割を果たす電力の安定供給についてどのような認識を持ち、今後、条例や行動計画などの見直しを行う考えがないのか、伺います。

次に、北電の対応についてであります。

北電は、このたびの大規模停電を独自に検証するため、社内に委員会を設置し、今月初旬に中間報告を行いました。その内容もさることながら、検証委員会のあり方自体にそもそも問題があると考えます。

委員長は真弓社長が務め、同社の現職役職員が多数、名を連ね、外部の委員はわずか3名にすぎません。しかも、会議は、情報が公開されると安全を損なうこともあるといった理由で非公開としています。こうした委員会が、北電が引き起こした大規模停電について、公正な検証や道民が納得できる検証を行えるとはとても思えません。

北電が本来の意味での第三者委員会を開こうとしないのは、そもそも、道民としっかり向き合い、本道の電力事情や安定供給の課題、電力コストの課題などについて、道民の皆さんに十分理解を深めてもらう努力を尽くす意思がないからではないかと考えざるを得ません。

電力の安定供給や再生可能エネルギーの導入に伴うコスト負担の問題などについて、このたびの大規模停電を踏まえて、道民にしっかり説明し、理解を求めなければならない北電が、現在のような姿勢では、道民の理解を得ることは到底困難であると考えます。

道は、北電に対し、緊急時の道庁への情報提供ばかりでなく、道民との適切なコミュニケーションの実現に真摯に取り組むよう、強く申し入れるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、観光振興についてであります。

道は、胆振東部地震とその後の大規模停電などの影響で落ち込みが激しい観光産業の復興を図るため、さきの定例会に追加補正予算を提案し、国の予算措置と合わせて旅行代金の大幅値引きを行うふっこう割事業を実施しています。

この事業の実施主体は、大手の旅行代理店や航空会社、宿泊施設の経営者などが役職員に名を連ねる団体となっている関係などから、事業の公平性の確保、規模の小さな事業者への配慮等の面で危惧する声が聞かれます。

美瑛町では、個人経営の小規模な宿泊施設が多く、ふっこう割のメリットを得られないばかりか、ふっこう割を利用する利用客を大手のホテルや旅館などに奪われるといった事態さえ生じているため、こうした零細な宿泊事業者を支援する町独自の宿泊料補助制度を開始したと聞いています。

このような事態は道内各地で生じている可能性があり、早急な改善が求められます。

道は、小規模事業者にもふっこう割のメリットが行き渡り、旅行需要の落ち込みの影響が一日も早く緩和されるよう、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、外国人材の受け入れについてであります。

国は、現在開会中の臨時国会に、新たな外国人材の受け入れを図るため、入国管理法改正案を提案し、来年4月からの施行を目指しています。

道内でも、一部の地域、業種では人手不足が極めて深刻な状態となっており、改正法施行に向けた情報の収集や対応策の検討にいち早く着手している企業もあると聞いていますが、国のスピード感ある政策決定プロセスに戸惑い、十分な対応がとれない方々や、地元の潜在的な人材の活用に重点を置くべきと考える方々も少なくないと聞きます。

一方、道外では、改正法案の提出を踏まえた動きが活発化しており、こうした状況のまま、来春からの改正法施行を迎えることになれば、道外の府県との外国人材獲得競争が激しさを増す中で、道内の地域、企業において混乱や対応のおくれが生じ、政府が実現しようとしている外国人材の確保が、道内では円滑に進まないことも懸念されます。

道は、外国人材の導入に道を開く国の新たな政策方針をどのように受けとめ、どう対応していく考えなのか、伺います。

現在、改正が検討されている入国管理法では、就労を目的とする新たな在留資格の創設が検討されており、今後、日常生活のさまざまな場面で、海外出身の方々と接点を持つ機会は確実にふえてくると見込まれますが、生活習慣や文化的・歴史的背景を異にする外国人の方々を、北海道のように人口減少が進む社会がどのように受け入れるかは大きな課題であります。

特に、本道の場合、外国人材の採用に前向きと言われる水産加工業等を基幹産業とする地域では、総じて人口規模が小さく、深刻な社会的摩擦やあつれきを生むことなく、外国人材を地域で受け入れるための体制を整えることは容易ではないと考えます。

道が昨年策定した北海道グローバル戦略においても、多文化共生社会の形成が取り組みの方向性の一つとして明記されていますが、そうした社会の形成には、長い時間と緻密できめ細かい取り組みの積み重ねが欠かせません。

道は、このたびの入国管理法改正の動きなどを踏まえ、特に、外国人の居住割合が高くなる地域での多文化共生社会の実現に向け、取り組みを加速する必要があると考えますが、どう支援していく考えなのか、伺います。

次に、北方領土問題についてであります。

9月にウラジオストクで開催された東方経済フォーラムで、ロシアのプーチン大統領から、領

土交渉を事実上棚上げにして日ロ平和条約を締結すべきとする提案がなされ、今月14日に行われた日ロ首脳会談でも、1956年の日ソ共同宣言を基礎に平和条約締結の交渉を加速することなどが確認され、あすにはアルゼンチンで日ロ首脳会談が予定されるなど、北方領土をめぐる新たな動きが生じています。

一方で、ロシア国内における、領土返還に伴う安全保障上の懸念や、二島引き渡しにさえ反対する強い世論の存在などを踏まえ、今後の交渉の先行きを懸念する声も伝えられています。

道は、このたびの日ロ首脳会談での、平和条約締結に向けた合意などをどのように受けとめており、今後、どう対応する考えなのか、伺います。

次に、J R 北海道の路線見直しについてであります。

先日開催された、この問題に関する関係者会議では、国から、現在の地方交通をめぐる法的な現状について説明がありましたが、国の役割に関する考え方には、国と北海道側とで依然として大きな隔たりがあることがわかりました。

また、J R 北海道から説明があった経営見直しに関しても、具体的な路線ごとの収支などについて踏み込んだ説明がなく、道や沿線自治体などと、国、J R 北海道が、路線ごとの具体的な振興策や支援策を議論する段階に至っていないことが改めて明らかになりました。

来年度の国費予算の検討作業が大詰めを迎えている現在でも、このような状況であることを踏まえると、現実問題として、年末までの限られた時間の中で、地域が納得できるJ R 北海道支援の枠組みについて関係者が議論し、合意に至ることは極めて困難であると考えます。

町村会の棚野会長は、会議の中で、平成32年度までは、現在の法に基づいて国の責任で支援を行い、それ以降の法改正に向けては、地域の努力も含め、十分議論を尽くす必要があるとの考えを示しておられますが、至極妥当な見解であると考えます。

道は、膠着した現在の状況をどう認識し、今後、どのような立場に立って国やJ R 北海道に働きかけていく考えなのか、伺います。

次に、統合型リゾート施設、いわゆるI Rについてであります。

道は、これまで3回にわたって開催した有識者懇談会での御議論等を踏まえ、先日の委員会で、I Rに関する基本的な考え方のたたき台を明らかにしました。

この中では、I Rを誘致する場合の優先的な候補地について、初めて具体的に地名を挙げて考え方を示し、今までよりも一歩踏み込んだ内容となっています。

まず、どのような考えで、今回、優先的な候補地を絞り込んだのか、伺います。

今回のたたき台では、ギャンブル等の依存症対策について、国が既に示している入場回数制限や広告・勧誘規制などに加え、生体認証等による管理、特定貸し金業務の厳格な運用など、道としての独自の取り組み方針や、既存のギャンブルも含めた総合的かつ体系的な依存症対策などの方向性も示されています。

こうした取り組みによって、カジノに限らず、さまざまな要因によって発症する依存症にも対処できる可能性が高まることが期待されますが、こうした国と道の対策の総合的な効果につい

て、道はどのような想定を行っているのか、伺います。

この基本的な考え方の位置づけは、北海道へのI R誘致を前提としたものではなく、想定される諸課題への対応方向を整理したものとしており、さらに検討を進めていく考えを示しています。

慎重に検討を進めること自体はもちろん大事ですが、先日、新たに名古屋市長が前向きな姿勢を示すなど、I R誘致に向けた動きが内外で活発化しており、道が、いつまでも、こうした中途半端な立場で検討に時間を費やしていることが、本道にとって本当によいことなのか疑問です。

この件に関し、知事として、一定の方向性を明らかにする時期に来ていると考えますが、見解を伺います。

次に、道職員の採用についてであります。

国では、未来投資戦略2018において、女性や高齢者、障がい者など、多様な人材の活躍促進を重要な政策課題として位置づけ、官民を挙げた就労促進に取り組んでいるところであり、特に、障がい者雇用に関しては、障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率を設定するなど、その達成に向けた積極的な取り組みが展開されています。

道においても、障がいのある方々の採用を進めており、法定雇用率を上回る障がい者を雇用していると聞いていますが、現在のところ、身体に障がいのある方々が中心であり、今後は、精神障がい者の雇用が重要な課題になっているとのことです。

道外の府県の一部では、既に、精神障がい者や知的障がい者を対象とした試験を実施しており、また、今般、国では、精神障がい者や知的障がい者も対象に含めた試験を行うとともに、それぞれの障がいの状況に応じて活躍できる職場環境を整えるため、フレックスタイム制度の活用など、柔軟な働き方についても検討を進めていると聞いています。

さらに、障がい者の法定雇用率の速やかな達成に向け、平成31年度末までに、国として約4000人の障がい者雇用を目指す方針を決定したとのことです。

道では、これまで、精神障がい者等の雇用に関し、関係機関や専門家からの助言、先進事例の研究を重ねてきていると承知していますが、今後、より積極的な取り組みを進める必要があると考えます。

道では、障がい者の採用に関し、どのような認識を持っており、今後、多様な人材の活躍推進にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

来春採用を予定している道職員採用試験合格者の辞退率は約57%と報じられており、依然、高い水準にあります。

報道では、地元志向の強い最近の若者が、転勤の少ない市町村役場や、専門分野が特定されている職場を選ぶ傾向があると分析も見られますが、転勤が多く、担当業務が広い職場は、道庁だけではなく、国の機関や、全国展開をしている民間企業にも通常見られることであります。

また、報道などによると、札幌市や国家公務員、さらに民間企業でも内定辞退率は高く、人材確保に向けた競争が一層激しさを増しています。

道は、これまで、民間企業志望者も併願が可能な試験制度の導入や、採用試験日程の早期化により、受験者拡大に努めてきたとのことですが、道民目線に立って行政運営に当たる気概を持った人材、道庁への入庁を第1志望とする高い志を持った人材を1人でも多く確保することが何より重要と考えます。

また、専門志向、地元志向、さらには、国家公務員志向や市町村志向、民間企業志向など、受験者のセグメントごとに的確に対応し、都道府県の中でもトップクラスの規模を擁する北海道の特性や可能性、さらには、国と市町村とのかけ橋となる広域的な政策展開が可能な道の魅力をどのように発信していくかが問われます。

従来の取り組みだけでは人材確保に限界があり、採用戦略の再構築が必要と考えますが、道は、最近の状況をどのように受けとめ、どう対応する考えなのか、伺います。

次に、財政運営についてであります。

道においては、赤字再建団体への転落を回避するため、「新たな行財政改革の取り組み」など、数次にわたる行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は、ピーク時の2150億円から、平成30年度当初予算において410億円にまで縮小してきています。

しかし、縮小してきたとはいえ、平成31年度以降も引き続き収支不足が生じる見通しと聞いており、実質公債費比率や将来負担比率といった健全化判断比率が、いずれも、都道府県の中で最も厳しい水準にあるほか、財政調整基金もほぼ枯渇した状態が続いているなど、残されている財政課題も少なくありません。

これらに加え、将来的には、生産年齢人口の減少が、道内経済、ひいては道税収入にも影響を与えることが危惧される上、近年、大規模な自然災害が頻発するなど、道政上のさまざまな課題への対応が待ったなしの状態となっており、道財政を取り巻く環境は、決して楽観できる状況にはないものと考えます。

道は、これまでの財政運営に関する取り組みについてどう認識し、今後の安定的な財政運営の確保に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、建築物の安全性確保についてであります。

地震災害が発生した際に建物の倒壊や破損を防ぐ免震装置、制振装置に使用されるオイルダンパーを製造するK Y B社では、2003年から検査データの改ざんが行われていたことが明らかとなり、同社は、全国各地の庁舎や病院、福祉施設、教育文化施設、スポーツ施設、高層マンションなど、全国で約1000件の物件で、不正の疑いのあるオイルダンパーが使用されている可能性があるとして発表しました。

他のメーカーでも同様の不正が発覚しており、この事案はさらに広がりを見せています。

本道においても、災害対応の拠点となる道庁本庁舎や、函館市役所を初めとする多くの公共施設で、問題となったオイルダンパーが使用されていることが確認されており、つい最近、大規模な地震を経験した道民の多くが、一日も早い実態の解明と、本来の性能が確認された製品への交換を切望していると考えます。

しかし、実態の解明、交換品の製造には時間を要することや、交換の際には建物の改修を伴う可能性が高いこと、さらには、建設産業における昨今の人手不足の状況も相まって、短期間での対応が難しいとも報じられています。

道内の建築物の安全性確保に一定の権限と責任を有する道は、このたびの事態にどう対処し、道民の安全、安心の確保を図っていく考えなのか、伺います。

次に、アイヌ政策についてであります。

国では、アイヌ政策のあり方について、新たな立法措置を含めた検討を進めており、法律の制定とあわせて、アイヌの方々の生活向上だけでなく、地域振興や産業振興を含めた幅広い施策を展開するため、市町村への交付金制度の創設を検討しています。

今年度も、各地域で、アイヌの方々や市町村との意見交換会が開催され、道を通じて、市町村の交付金活用事業や、規制緩和、制度改正などの要望調査が行われていますが、今後、新法の制定や交付金制度の創設に向けた取り組みが一層加速することが予想されます。

新法には、先住民族に係る施策として明確に位置づけるための体系化を図り、アイヌ施策を推進する根拠として位置づけることや、新型交付金には、アイヌの方々の社会的・経済的地位の向上を図ることはもとより、地域振興や産業振興など、幅広い取り組みを可能とする効果的な制度とすることが求められており、このことをしっかりと国に求めていく必要があると考えます。

道は、今後、アイヌ政策の推進に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、海洋プラスチック問題についてであります。

最近、プラスチックごみの海洋への流出による地球規模の環境汚染を懸念する報道が相次ぎ、海洋環境への流出防止が新たな課題となっています。

現在、国内のプラスチックごみは、市町村や産業廃棄物処理業者などが引き取って処理していますが、昨年からの中国の廃プラスチック輸入禁止措置を受けた国の影響調査では、処理業者の保管量は、24.8%の自治体で増加し、処理先の確保が困難になっていると回答した自治体が34に上るなどの影響が出ていることが報道されています。

国は、今月、レジ袋の有料化の義務づけを含む、プラスチックごみの削減に向けた、プラスチック資源循環戦略（案）を示し、2030年までの、プラスチック容器包装等の排出量や、バイオマスプラスチックの導入量などの数値目標を設定するなどして、プラスチック問題への対応を加速するとしています。

海洋汚染は、道民の暮らしにとって重大な問題と考えますが、道は、海洋プラスチック問題をどのように受けとめ、今後、どう取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、医師確保対策についてであります。

本道では、医師不足や地域偏在の解消が喫緊の課題とされ、道は、地域医師連携支援センターを設置し、医育大学、医師会などとも連携しながら、医師確保対策に取り組んでいますが、平成20年度に創設された医師養成確保修学資金の貸付制度、いわゆる地域枠医師制度は、医師の地域偏在の解消に向けた重要な施策として、地域からも大いに期待されています。

制度が創設されて11年、この制度を利用した医師が、平成28年度から道内の各地域の公的医療機関等で勤務を開始していますが、現在、市町村立病院などの公的な医療機関や周産期母子医療センターに配置先が限定されていることから、地域で中核的な役割を担っているこれら以外の民間病院等にも地域枠医師の配置を求める声が寄せられています。

今後、配置先の拡大に向けて、制度の見直しを行う必要があると考えますが、見解を伺います。

国では、全国的な医師不足を背景に、緊急医師確保対策等として、平成20年度から医学部の入学定員増を行い、道内の3医育大学の入学定員は、現在、地域枠の20名を含めて、暫定的に339名となっています。

平成33年度までの暫定定員の維持では、現在、道内でも行われている手上げ方式から、入試で地域枠として募集する方式への変更に対応する必要があるとともに、34年度以降については、制度の存続が不透明なことから、本道では、地域枠制度の維持を国に求めていく必要があると考えます。

道は、医学部入学定員の維持など、道内の地域医療を担う医師の養成確保に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、児童相談体制の充実についてであります。

道内8カ所の児童相談所のうち、室蘭児童相談所管内で最も相談件数が多い東胆振、日高地域における児童相談体制の整備に関する、さきの定例会での我が会派の代表質問に対し、知事からは、地域連携会議の議論を踏まえ、室蘭児相の相談体制の充実に向けて、自治体等の意見も伺いながら早急に道の方向性を取りまとめるとの答弁がありました。

胆振、日高振興局管内の児童相談体制は、室蘭児相が一手に引き受けており、東胆振、日高地域の方々からは、苫小牧市内に分室設置を求める要望が10年以上も前から寄せられ、署名は既に10万筆を超えるなど、この地域での相談体制の充実強化は喫緊の課題となっています。

道は、こうした地域の自治体や住民の方々からの切実な要望を真摯に受けとめ、道としての方向性を早急に示し、地域の子どもや保護者に対する支援の充実を図るべきと考えますが、見解を伺います。

次に、農業・農村振興推進計画についてであります。

本道農業は、TPP11や日EU・EPAの発効等、経済のグローバル化が一段と進む中で、高齢化の進行、担い手や労働力の不足など、多くの課題に直面していますが、一方では、こうした厳しい環境に対応するため、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の取り組みなど、攻めの分野が広がりを見せています。

このような中、道では、平成28年に第5期北海道農業・農村振興推進計画を策定し、魅力ある農業と活力ある農村の確立に向けて、各種施策を推進していますが、計画の中間年を迎えることは、米政策の見直しに伴い、国による生産数量目標の配分が廃止され、一方で、中国向け道産米の輸出に向けた環境整備が進むなど、米に関する新たな動きが見られるところです。

道は、これまでの取り組みを通じた計画の進捗状況をどのように評価しているのか。また、本道の農業、農村が将来にわたって持続的に発展していくため、日々変化する環境に的確に対応する施策が求められますが、計画の達成に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、ホッカイドウ競馬についてであります。

ことしのホッカイドウ競馬は、今月15日に終了してありますが、残念なことに、今月1日に行われたメーンの第11レース、第45回北海道2歳優駿において、1着と2着の順位を誤るといった事案が発生しました。

道では、正しい着順の払戻金相当額の1億269万円の払い戻しや、1着賞金相当額の支払い手続などを進めているとのことですが、今回の着順誤審によるファン離れや、馬主、厩舎関係者などへの影響も懸念されるところです。

競馬事業が公営競技としての公正性確保を求められる中で、このような誤審はあってはならないものであり、馬産地を支えるホッカイドウ競馬にとっては、根幹にかかわる問題です。

道は、今回の事態をどのように受けとめているのか。また、ホッカイドウ競馬を今後とも公営競技として続けていくためには、信頼回復と適正な事業実施が求められますが、今後、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、漁業法の改正についてであります。

現在、国では、水産政策の改革を進めるため、6月に改定した農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、漁業法等を改正する法律案の審議が進められており、法案では、新たな資源管理システムとして、科学的な資源評価に基づく漁獲可能量、いわゆるTACによる資源管理を行うこととし、それを船舶等ごとに個別に割り当てる漁獲割り当てによる管理をさらに進めることや、海面利用制度の見直しとして、漁業権付与の法定優先順位を廃止するなど、これまでの制度を大幅に改める内容となっています。

水産資源の減少などによる生産量の減少に加えて、漁業者の減少や高齢化などが進んでいるなど、本道の水産業は厳しい状況に置かれていることから、持続可能な水産業の確立に向けて、漁業者や漁協が一体となって取り組みを進める必要があると考えます。

道は、70年ぶりという、このたびの漁業法の大幅改正をどのように受けとめ、本道水産業の発展のためにどう対応していく考えなのか、伺います。

次に、森林づくり基本計画の推進についてであります。

道では、林業・木材産業の成長産業化に向けた取り組みの一層の推進と、森林づくりを道民全体で支える機運の醸成を図るため、北海道森林づくり条例を平成28年3月に改正し、翌年の3月には森林づくり基本計画を改定して、森林資源の循環利用の推進と木育の推進などに取り組んでいます。

来年度からは、市町村と都道府県に対して森林環境譲与税が措置されますが、北海道全体の概算額は十数億円で、そのうち20%が道分とされ、用途については、市町村が行う間伐や人材育

成、担い手の確保、木材利用の促進などの森林整備費用と、それに対して都道府県が行う支援のための費用などとされており、基本計画に掲げる森林資源の循環利用の推進に向けて、譲与税を効果的に活用することが重要です。

道は、森林づくり基本計画の推進に向けて、今後、どのように譲与税を活用していく考えなのか、伺います。

最後に、教育問題についてであります。

道と道教委は、本道の幼児教育の基本的な方向を示す幼児教育振興基本方針を策定し、先日公表しました。

これまでも、我が会派では、幼児教育センターなど、知事部局と教育庁が一体となって幼児教育の質の向上に取り組む推進体制の必要性について議論を重ねてきたところであり、今後、早急に推進体制を整備する必要がありますが、本道における幼児教育の推進拠点として、どのようなものを整備していく考えなのか、知事及び教育長に伺います。

広域な本道では、地域に応じた課題やニーズを踏まえた研修、助言、情報提供など、必要な施策を総合的に実施する拠点の整備はもとより、その活動をしっかりと支え、地域での取り組みに生かしていくための体制整備が求められます。

そのためには、各振興局の関連部門と教育局との連携や、市町村内における関連部局間の連携、それらのネットワーク化などが重要と考えますが、幼児教育の地域での推進体制の構築に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、知事及び教育長に伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）花崎議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、被災地域の復旧、復興に向けた取り組みについてであります。道では、今月22日に、私を本部長とする北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部を設置し、庁内の関係部局の連携強化を図りながら、全庁が一丸となって復旧・復興対策を推進してきているところであります。

被災地域の一日も早い復旧、復興を図るためには、将来を見据えた計画的な取り組みの推進が重要でありますことから、推進本部においては、ロードマップを作成し、着実な推進管理を行うとともに、年内には、今後の復旧、復興に向けた基本的な考え方と取り組み方向を取りまとめた上で、地元市町村とともに進める道の対策を検討し、年度内に、これらをあわせ、復旧・復興方針として策定することとしているところであります。

今後とも、地域の実情やニーズをしっかりと把握しながら、中長期の視点に立った計画的かつ効果的な復旧・復興対策の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、被災地などへの人的支援についてであります。道では、市町村と緊密に連携しながら、人口減少対策などの地域課題に対応するため、地域振興派遣制度を設け、人的支援を行ってきているところであります。

こうした中、胆振東部地震により甚大な被害を受けた厚真町、安平町、むかわ町の胆振東部3町では、一日も早い住まいや暮らしの再建、地域産業の振興などが喫緊の課題となっていることから、今月から、地域振興派遣制度を活用し、新たに各町に1名、計3名の職員を派遣するなどの対応に努めているところであります。

地域では、人口減少や人手不足など、厳しい情勢が続いていることから、地域創生の実現に向けて、今後とも、市町村への人的支援については、被災地域の復旧、復興はもとより、限られた人員の中で、道内の各地域の課題や要望に最大限応えることができるよう、きめ細やかな対応に努めてまいります。

次に、エネルギーの安定供給に向けた取り組みについてであります。本道において、冬の電力需給の逼迫は、生命、身体の安全にも影響しますことから、道では、国の対策の決定を前に、先月、経産省に対し、担当副知事から、積雪寒冷といった北海道の特性を説明し、電力などエネルギーの強靱化について要請をしたところであります。

このほど公表された国の対策では、この冬、本道においても、安定化の目安となる予備率3%の供給力が確保されるとの見通しのもと、引き続き、無理のない範囲での節電が要請されたところであり、道といたしましては、国、北電、産業団体、消費者団体などと連携し、身近な取り組みの事例や、節電にもつながる消費行動などの情報発信を通じ、広く道民に呼びかけるとともに、暖房に欠かせない灯油等の燃料については、消費者や供給者等との意見交換会を開催し、元売各社等に、この冬に向けた安定供給を要請いたしているところであります。

こうした取り組みにより、一年を通じてエネルギー需要が最も高まる厳冬期の道民の暮らしや経済活動に支障が生じないように、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、電力供給についてであります。電力は暮らしと経済の基盤であり、私といたしましては、このたびの北海道全域に及ぶ停電により、道民の暮らしや産業活動が重大な影響を受けたことを踏まえ、積雪寒冷で広大な本道における電力の安定供給の確保の重要性を改めて強く認識いたしましたところであります。

道といたしましては、このたびのような災害時における非常用電源としても有効であり、かつ、我が国のエネルギーミックスにも貢献し得る本道の再生可能エネルギーに関する可能性や、融通の制約、送電網に要する費用などの電力事情、出力変動やコスト等といった再生可能エネルギーの課題などを踏まえ、有識者、関係団体等からの御意見をお聞きする場を設けるなど、改めて、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、将来にわたり電力の安定供給が確保されるよう取り組んでまいります。

次に、北電の道民への情報発信についてであります。北電では、これまでも、石狩湾新港発電所の建設、北本連系線の増強といった安定供給に向けた取り組みや、気象条件により出力変動が大きい太陽光、風力といった再生可能エネルギーの課題などについて、ホームページにより情報提供をしていると承知いたしております。

道民生活や企業活動に欠かすことのできない電力について、さまざまな電源の優位性や制約、

コスト、さらには、本道が置かれている電力事情などを道民の皆様に理解していただくことは、地域と暮らしを支え、産業を発展させていく上で大変に重要であります。

道といたしましては、緊急時における情報発信の強化はもとより、平時から、事業活動にかかわる情報について積極的に周知し、地域社会の一員として、地域とのコミュニケーションを充実させて相互理解を深めていけるよう、北電に対し、電力に関する道民理解の促進に向けたさらなる情報発信に努めるよう強く求めてまいります。

次に、ふっこう割についてであります。旅行代金の割引制度であるふっこう割については、胆振東部地震からの一日も早い観光需要の回復に向け、公正で公平な実施はもとより、効率的かつ効果的な運用を図るため、道内を初め、国内外の350を超える旅行会社を通じ、旅行商品などの割引販売を行っているところであります。

こうした取り組みにより、ホテル、旅館から、小規模なペンションに至るまで、相当数の宿泊施設において割引制度の適用が可能となっているものの、道内には、旅行会社との契約がなく、制度が適用されない施設もあるものと承知しているところであり、これらの施設を対象に、地域の観光協会等を通じ、宿泊代金の割引を行う新たな仕組みを週明けにも導入するとともに、地域偏在の解消に向けて、今後販売する多泊型の旅行商品については、道央圏での宿泊を1泊以内にとどめるなど、引き続き、観光振興機構との連携のもと、より多くの地域や施設にふっこう割の効果が行き渡るよう、適切な事業執行に努めてまいります。

次に、外国人材の受け入れについてであります。本道では、人口減少や少子・高齢化が進行し、さまざまな業種で人手不足が深刻化しており、本道経済の持続的な発展に向けて、新たな在留資格に基づき、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れていくことは、今後ますます重要になると考えるものであります。

道といたしましては、新たな在留資格に関する国の動向を注視しつつ、体制を強化した人材確保対策推進本部の外国人材分科会などを通じて、受け入れ意向の把握など、地域や業界の状況の把握に努めるとともに、来年4月とされる施行時期を見据え、雇用や生活面での課題の抽出、対応方向の検討などを進め、国と連携した、企業や自治体等への丁寧な情報提供に努めながら、外国人材を円滑に受け入れることができるよう取り組んでまいります。

次に、多文化共生社会の形成に向けた取り組みについてであります。道では、関係団体と連携しながら、道民と外国人による多文化共生の実現に向け、普及啓発活動や、生活情報の多言語による提供などに取り組んできておりますが、このたびのいわゆる入管法改正案が成立、施行されますと、農山漁村地域を含め、道内により多くの外国人の方々が居住するものと想定されるところであります。

道といたしましては、こうした新たな在留資格の創設の動きを踏まえ、住民にとって身近な存在である市町村を初め、関係団体との連携を一層強めながら、道内各地において、多文化共生に係る普及啓発を行うとともに、これまで多くの外国人を受け入れてきている地域の取り組み状況や課題などを把握、分析した上で、外国人と道民の共生に向けて、地域の文化の理解を含め、き

め細やかに対応するなど、グローバル戦略に掲げる、世界と北海道をつなぐ環境づくりに努めてまいります。

次に、北方領土問題についてであります。このたびの首脳会談において、日ソ共同宣言を基礎として、平和条約交渉を加速させることで合意し、安倍総理が、次の世代に課題を先送りすることなく、私とプーチン大統領の手で必ずや終止符を打つ強い意志を共有したと述べていることは、両首脳が解決に向けた一歩を踏み出したものと認識し、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの我が国の基本方針のもと、一日も早い北方領土の返還に向け、外交交渉が進展することを強く期待するものであります。

今後、来年にかけて3回の首脳会談が予定されていることから、私といたしましては、70年以上に及ぶ元島民の方々の思いを酌み取りながら、領土返還運動の関係団体を初めとして、全道の多くの関係者の方々と連携し、国への要請活動を行うなど、四島の帰属の問題を見きわめつつ、両国間の外交交渉が進展するよう、最大限の取り組みを行ってまいります。

次に、J R北海道の事業範囲の見直しについてであります。関係者会議などにおいて示された国の支援の考え方やJ R北海道の収支見通しについては、地域としての支援に関し、道民の皆様方の御理解をいただく上で、なお整理すべき課題が残されているところであります。

このため、道では、現在、地域等からの指摘に対し、改めて詳細な説明を行うよう求めているところであり、国、J R北海道においては、引き続き検討を進めていると認識するものであります。

道といたしましては、地域としての支援を行うに当たっては、これまでの道議会や地域での御議論を踏まえ、2年後の法改正を視野に入れつつ、引き続き、国と地域の役割分担、地域負担の額、地方財政措置のあり方などの課題について、さらに議論を深めていく必要があると考えるものであります。

一方で、J R北海道の経営は極めて厳しい状況に置かれているところであり、特に、維持困難線区においては、車両の老朽化等による、運行の定時性や利便性、快適性等の著しい低下が見られるなど、利用者のさらなる減少が懸念されるところであり、早急な対応が求められていると認識をいたします。

こうした厳しい現状や、来年度予算の編成などの時期が迫っていることなどを踏まえ、私といたしましては、法改正までの間、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支出を行うことが必要と考えるものであり、近く国と協議をしてまいります。

次に、I Rに関し、候補地の検討についてであります。誘致について適切な判断を行うためには、全国で最大で3カ所というI Rの認定数を考慮いたしますと、優先候補地を絞り込むことが重要と認識いたします。

こうしたことから、誘致の意向を示している釧路、苫小牧、留寿都の3地域を対象に、これまで行ってきた調査の結果等を踏まえ、日本型I Rに求められる要件との適合性やI R事業者の関

心の高さ、事業実施による経済効果などについて比較検討するとともに、有識者懇談会での御意見なども参考に、苫小牧市を優先候補地とすることが妥当との考え方をお示したところであります。

次に、ギャンブル等依存症対策についてであります。IRでのカジノ設置に対しては、誘客時や入場時などの各段階において、既存のギャンブル等に比べて厳格な規制が設けられており、行政と事業者との連携による道独自の取り組みを行い、こうした規制の実効性を高めることで、カジノによる依存症のリスクを最小化できると考えるものであります。

今般お示しをした基本的な考え方は、こうした取り組みに加え、科学的な知見に基づく実態調査に向けた検討や、軽度から重度に至る依存の段階に応じた相談対応など、きめ細やかな支援を行う体制の整備など、総合的な対策の方向性を、今後の議論のたたき台として整理したものであり、こうした取り組みを国や市町村等と一体となって行うことで、IRでのカジノ設置に伴う社会的影響の低減はもとより、公営競技、パチンコ遊技など、既存のギャンブル等を含め、依存問題を抱える方々の発生の抑制や早期の回復などにも資するものと考えます。

次に、IRについてであります。IRについては、観光の振興はもとより、地域経済の活性化や良質な雇用の創出など、さまざまな効果が期待される一方で、カジノの設置に伴うギャンブル依存症などの社会的影響への懸念もありますことから、IRの導入を本道観光の発展につなげていくためには、こうした効果の最大化を図るとともに、懸念される影響を最小化していくことが重要と考えるものであります。

今般お示しをした基本的な考え方は、こうした観点から、IRを誘致する場合に想定される諸課題への対応方向を整理したものであり、今後、道議会での御議論はもとより、有識者懇談会や地域での説明会などを通じ、幅広い方々の御意見を伺いながら検討を加速するとともに、国における区域認定スケジュールの検討状況や、他の都府県等の動向をしっかりと見きわめながら、誘致について、時期を失することなく適切に判断してまいります。

次に、道の障がい者雇用についてであります。障がいのある方々が、地域の一員として、ともに生活できる社会の実現は何より重要なことであり、道は、率先して障がい者雇用を推進する立場にあるものと認識いたします。

このため、精神などに障がいのある方々の採用に当たっては、障がいの程度や特性に応じ、職員として長期間にわたり意欲と能力を発揮していただく環境づくりが重要と考えるものであり、職域、勤務箇所の設定などに関して、関係機関との意見交換や先進事例調査などを進めてきているところであります。

道といたしましては、これまでの調査結果を踏まえるとともに、今後、国が制度化するとしている、職場環境のさまざまな設定や、採用までのステップアップなどの検討状況も参考にしながら、精神障がい者の方々の採用に向け、多様な任用形態や採用試験のあり方など、障がい者が働きやすい人事管理について、人事委員会と連携し、具体的な検討を進めてまいります。

次に、道職員の採用についてであります。道では、優秀な人材の確保のため、インターンシ

ップの充実、採用セミナーや合格者ガイダンスの開催など、学生、受験者に向けて積極的な情報発信に取り組んできているところであります。

これまでの取り組みを通じて明らかとなった、公務員を志望する学生の傾向としては、就職活動時期を迎えるまでに就職先の志望順位を固める者が多いことや、広域行政を担う道の役割、使命について理解を得ることにより、道を志望するケースがふえることなどから、こうした受験者の動向に的確に対応していくことが重要と考えるものであります。

道といたしましては、大学の1、2年次など早い段階での業務説明会や、参加者の意向を踏まえたきめ細やかな職場体験などにより、道の仕事のやりがいや魅力をしっかりと伝えていくとともに、道を第1志望とする受験者の積極的な採用に向け、他の試験との併願が少ない日程への見直しについて人事委員会と協議するなど、有為な人材の確保に努めてまいります。

次に、財政運営についてであります。道では、これまで徹底した行財政改革に取り組んできた結果、収支不足額は、ピーク時の5分の1にまで縮小するなど、着実に改善が図られてきてはいるものの、実質公債費比率は依然高い水準にあり、また、財政調整基金は枯渇状態にあるなど、道財政は、対処すべき課題も残されているところであり、いまだ厳しい状況にあると認識をいたします。

このため、今後の財政運営に当たっても、引き続き、行財政運営方針に沿って、収支不足額の縮小や実質公債費比率の改善にしっかりと取り組むとともに、近年の大規模災害の頻発なども踏まえ、財政調整基金の確保にも最大限努めるなど、道政上の諸課題への対応と規律ある財政運営の両立に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、建築物の安全性確保についてであります。KYBなど、免震・制振オイルダンパーの製造メーカーが、長期間にわたり、検査データを書きかえるなどした製品を出荷していたことは、建築物の所有者や道民の皆様にご不安を与え、建築物の安全、安心に対する信頼を揺るがす許しがたい行為であり、極めて遺憾であります。

道では、KYBなどに対し、厳重に抗議するとともに、詳細な情報の速やかな提供や説明を繰り返し求めているところであり、今後、建築基準法を所管する特定行政庁として、違反の有無の確定、是正措置の確認、必要な指導などを行うとともに、他の特定行政庁と連携して、オイルダンパーの速やかな交換や、国において策定される再発防止策の確実な履行を求めるなどして、建築物の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、アイヌ政策についてであります。現在、国が検討を進めている新たな法律の制定に向けて、アイヌの人たちや市町村からは、幼少期からの教育、高齢者の生活向上を初め、相談員制度の充実、工芸品の販路拡大や観光振興など、さまざまな施策への支援に加え、伝統文化の継承に必要な規制緩和などについて、意見が寄せられているところであります。

こうしたことを踏まえ、法律を早期に制定し、アイヌの人たちを先住民族と位置づけることはもとより、従来の福祉政策に加え、地域振興や産業振興など、幅広い事業展開を支援するために、市町村の財政負担が少なく、利用しやすい新たな交付金制度の創設や、生活向上施策の充実

などについて、先日、アイヌ協会理事長とともに内閣官房長官に要請をいたしたところでありませぬ。

道といたしましては、引き続き、民族としての誇りが尊重され、社会的・経済的地位の向上が一層図られるよう、アイヌの人たちの理解を十分に得ながら、国や市町村とも連携し、アイヌ政策を総合的に推進してまいる考えであります。

次に、海洋プラスチック問題についてであります。さまざまな恵みをもたらす海は、四方を海に囲まれた本道にとっても貴重な財産であり、2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs——持続可能な開発目標においても、海洋や海洋資源の保全が規定されるなど、各国が連携してその対策に取り組むことが重要と考えます。

こうした中、道におきましては、これまで、山間部や都市部から河川、海への流出による海洋プラスチックごみの発生抑制に向けて、シンポジウムの開催や、ポスター、標語の募集、表彰など、事業者、道民等を対象とした普及啓発に努めてきたほか、海辺環境の保全のため、漂流・漂着ごみ対策を市町村とともに進めてきているところであります。

現在、国においては、プラスチック資源循環戦略を来年6月のG20首脳会議までに策定し、排出抑制の徹底や、効果的、効率的なリサイクル等を重点的に推進するとしているところであり、道といたしましても、この国の戦略に基づき、海洋プラスチックごみ対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、医師確保対策に係る地域枠制度についてであります。平成20年度から開始したこの制度については、地域枠医師が地域での勤務を開始してから3年を経過したことから、医療対策協議会において、必要な見直しについて検討を行ってきているところであります。

この検討結果を踏まえ、新専門医制度に対応するため、指定医療機関への勤務時期の変更を認めることなどを内容とする一部改正条例を今定例会に提案いたしたところであります。

また、この改正にあわせ、より多くの地域での地域枠医師の勤務を可能とするため、公的医療機関等と同様に地域医療に貢献している医療機関も配置対象に追加する考えであり、道といたしましては、医育大学や医師会などとの連携のもと、地域枠制度の効果的、効率的な運用に努め、地域の医療提供体制のより一層の充実確保に努めてまいる考えであります。

次に、医学部の入学定員についてであります。道内の医育大学では、道と一体となって、医師養成確保修学資金貸付制度と連動した暫定的な定員増のほか、大学独自の地域枠の創設などに取り組んできているところであります。

今般、厚労省から、平成32年度、33年度の暫定的な定員の取り扱いについて、別枠での入試選抜を条件とすることが示されたところであり、各医育大学の考え方を確認し、その取り扱いに関して協議を行うとともに、平成34年度以降の取り扱いについて、必要な定員が確保されるよう、国に求めていく考えであります。

道といたしましては、来年度、医師確保計画を策定する中で、必要な検討を行うなどして、修学資金貸付制度を活用した、地域医療を担う医師の養成や確保に努め、地域偏在の解消に向けて

取り組んでまいります。

次に、室蘭児童相談所の児童相談体制についてであります。虐待相談対応件数が増加している道内において、室蘭児相は、相談対応件数の半数を占める苫小牧市や、遠隔にある日高管内を所管しており、他の児相にはない特殊性を有していることから、東胆振、日高地域の関係自治体などと、地域の特性を踏まえた相談体制等について協議してきたところであり、市や町の職員の相談対応能力の向上を初め、児相から遠距離にある地域では、子どもの保護や訪問に時間を要するといった当地域の課題が挙げられたところでもあります。

道といたしましては、こうした点を踏まえ、虐待対応の一層の迅速化を図り、子どもたちの安全を確保するため、現在、室蘭市内に設置している児相の機能を維持しながら、東胆振、日高地域における児童相談や発達に関する心理判定機能を有する室蘭児相の分室を新たに苫小牧市内に設置することとし、今後、開設時期などについて早急に地元との協議を進めてまいる考えであります。

次に、農業、農村の振興についてであります。本道の農業、農村は、経済のグローバル化や人口減少による食市場の縮小、さらには担い手不足など、さまざまな課題に直面する中、我が国の主要な農畜産物の生産を担うとともに、多面的機能の発揮などを通じ、心豊かに暮らせる地域づくりに寄与しているところでもあります。

こうした中、道といたしましては、生乳生産が拡大する一方、新規就農者数が伸び悩んでいることなどを踏まえ、各般の施策にさらに取り組む必要があると考えているところであり、適宜点検を行い、輸出や先端技術の導入、すぐれた経営者の育成など、強化すべき対策などに関し、農業・農村振興審議会での御議論をいただきながら、引き続き、関係団体と一体となって、計画の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、ホッカイドウ競馬に対する信頼回復などについてであります。ホッカイドウ競馬は、日高、胆振地域を中心とする軽種馬生産はもとより、地域の雇用や経済の活性化に寄与してきているところであり、これまで、多くの道民の皆様からの支持をいただき、実施してきたところがあります。

このたびの着順判定の誤りについては、ホッカイドウ競馬のみならず、地方競馬全体の信用失墜にもつながりかねないものと受けとめているところであり、多くの関係の皆様方に御迷惑をおかけし、おわびを申し上げる次第であります。

今回の事案は、到達順の錯覚や、着順の確認が十分でなかったことなどが原因と考えられるため、審判員の増員、実務研修の強化を図るほか、マニュアルの点検、改善など、さまざまな再発防止策を講じ、ホッカイドウ競馬に対する、馬産地の関係者を初め、競馬ファンの皆様からの信頼回復に努めながら、公正で魅力ある競馬事業の運営に全力で取り組んでまいります。

次に、漁業法の改正についてであります。今般の改正案では、資源管理措置や漁業権など、漁業生産に関する基本制度を一体的に見直す内容となっているところであり、本道においては、漁業協同組合が、漁場の利用調整や水産資源の管理など、中心的な役割を担い、漁業生産が維持

されていることから、漁業法の改正後においても、漁協がこれまで果たしてきた役割が引き続き十分発揮されることが重要と認識をいたします。

法改正に伴う運用については政省令で規定されることから、道といたしましては、国の動向を注視し、漁協が中心となり、漁場を有効に活用している本道の実情が反映されるよう働きかけるとともに、国が措置する施策も有効に活用しながら、漁業団体と連携をし、水産資源の維持増大に努めるなど、今後とも漁業者の皆さんが安心して漁業を営めるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、森林づくり基本計画の推進についてであります。道では、林業及び木材産業に関する施策を推進するため、基本計画を策定し、地域の特性に応じた森林づくりや、道民との協働による森林づくりなどを進めてきているところであり、来年度より措置される森林環境譲与税を活用して、これまで手入れがおくれていた森林の整備などを推進することが重要と考えるものであります。

このため、道といたしましては、市町村と緊密に連携しながら、税財源を活用し、間伐などの森林整備に関する技術的な支援を初め、担い手の確保対策や、幅広い分野での道産木材の利用拡大、さらには、森林づくりに対する道民の理解の促進に取り組むなど、森林資源の循環利用と木育の一層の推進に向け、基本計画を着実に進めてまいる考えであります。

最後に、幼児教育の推進体制の整備についてであります。幼児期における教育は、人格の基礎を培う大切なものであり、幼児期の特性を踏まえた質の高い教育の提供が重要と認識いたします。

このため、道では、道教委と連携し、本道の広域性を踏まえた、幼児教育施設の保育者に対する研修の強化や、人材の養成確保に向けた一層の取り組みなどを盛り込んだ幼児教育振興基本方針をこのたび策定したところであります。

道といたしましては、この方針のもと、幼児教育施設から小学校への円滑な接続や研修体制の充実など、道教委と一体となって関係施策を総合的に推進するため、幼児教育センターなど、拠点となる機能の来年度に向けた整備について、有識者などの御意見も伺いながら、早期に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君（登壇）幼児教育に関し、地域の推進体制についてでございますが、幼児教育の充実に向け、広域分散型の本道においては、身近な地域での保育者への研修機会の確保や、自治体の関係部局の連携強化などが課題であると認識をしているところでございます。

このため、道におきましては、これまで、道教委と連携しながら、地域に出向き、市町村や幼児教育施設などの関係職員を対象に、幼児教育に必要な質の確保、関係機関の連携のあり方につ

いて、意見交換を行ってきたところでございます。

今後は、こうした取り組みに加え、振興局と教育局の相互の連携を一層強化するなどして、市町村や関係機関とともに協働しながら、地域ごとに課題の共有を行い、実情に応じた効果的な取り組みを促進する体制について検討を行ってまいりる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）花崎議員の御質問にお答えいたします。

幼児教育に関し、まず、推進体制の整備についてであります。幼児教育の振興を図るためには、地域の課題やニーズを踏まえた施策を総合的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備が必要と認識しております。

このため、道教委では、関係団体や学識経験者などで構成する有識者会議などの場で、他県の実況なども参考にしながら、必要な体制のあり方について、知事部局と連携して、検討を進めているところであります。

今後は、幼児教育振興基本方針に基づき、幼児教育施設や保育者に対する研修、助言、小学校との円滑な接続などの各種施策を道教委と知事部局が一体となって推進するため、幼児教育センターなど、拠点となる体制の整備について、来年度に向けて早急に取り組んでまいります。

次に、地域における推進体制についてであります。幼児教育の質の向上を図っていくためには、地域における幼児教育施設の間、または、小学校等との交流や情報交換の機会を積極的に確保し、相互に連携できる体制の整備が重要であると認識しております。

このため、各教育局において、振興局と連携し、幼児教育施設はもとより、市町村の教育委員会や首長部局の職員を対象とした説明会を行うほか、保育者、小学校教諭がそれぞれの地域課題等について自由に意見交換を行う場の設定にも取り組んでいるところであります。

今後とも、こうした地域の取り組みをしっかりと支えることができるよう、各教育局、振興局等の地域における推進体制についても、拠点の体制整備とあわせて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 花崎勝君。

○44番花崎勝君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事及び教育長からそれぞれ御答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり指摘させていただきます。

初めに、北海道胆振東部地震災害への対応に関し、観光振興についてであります。

ただいま、知事から、ふっこう割制度に関し、従来対象とされていなかった施設でも利用が可能となる新たな仕組みの導入や、地域間の格差に配慮する運用などについて答弁をいただきました。

こうした対応は一步前進であると評価しますが、このたびの地震災害とブラックアウトに伴う風評被害からの回復に、地域や事業者の間で相当のばらつきがあるとの声を多く耳にします。

道は、被害が大きかった胆振東部を初めとする地域や中小の事業者にもふっこう割事業のメリ

ットが行き渡るよう、事業実施団体である北海道観光振興機構に対する指導を徹底すべきであります。このことを指摘しておきます。

次に、外国人材の受け入れに関し、多文化共生社会の形成についてであります。

入国管理法の見直しが議論される背景には、道はもとより、我が国全体が直面する人口減少問題があり、今後、さまざまな形で、外国人の方々が私たちにとってますます身近な存在になっていくことは避けられない現実であると考えます。

このような時代にあっては、考え方も習慣も風俗も違う海外から来られた方々と、従前からこの地で暮らしている私たち道民とが、同じ地域に暮らす者として、ともに力を合わせ、安全、安心な地域コミュニティや良好な生活環境をつくり上げていくことが特に重要になってまいります。

雇用主等の責任は改めて申すまでもありませんが、鍵を握っているのは、国でも道でもなく、地域社会や住民にとって身近な市町村です。

多文化共生社会の形成という大きな課題の矢面に立つこととなる市町村をサポートすることは、道が担わなければならない重要な責務であると考えます。

一口に多文化共生社会の形成と言っても、実現までの道のりは長く険しいことを覚悟しなければなりません。

道は、こうした市町村をしっかりと支えていくことが何よりも重要であり、そのことを改めて指摘しておきます。

次に、統合型リゾート施設についてであります。

I Rに関しては、道民の間にも、ギャンブル等依存症を懸念する声が少なくないと聞いていますが、ただいまの御答弁で、国や道独自の取り組みによって依存症のリスクを最小化できるばかりでなく、カジノ以外の公営競技、パチンコ遊技などによる依存症対策にも総合的に取り組むことで、依存症の発生抑止等に資するとの考えが示されたところです。

道民の大きな懸念事項であるギャンブル等依存症に対する道としての対応の方向性が固まってきた以上、I R誘致に関する判断をためらわせる材料はほぼ整理されたものと考えます。

I Rに関する知事としての方針について、時期を逸することなく判断すべきであることを改めて指摘しておきます。

次に、児童相談体制の充実についてであります。

東胆振、日高地域の児童相談体制の充実強化は、地元の方々の長年の悲願でしたが、知事から、室蘭市内に設置している児相の機能を維持しながら、東胆振、日高地域における児童相談や発達に関する心理判定機能を有する室蘭児相の分室を新たに苫小牧市内に設置するとの答弁があり、知事の英断に敬意を表するものです。

今後、開設に向けて、地元との協議が進められることとなりますが、管内全体の児童相談体制の一層の充実強化に向けて、組織間の連携体制の構築はもとより、苫小牧分室の設置によって、これまで室蘭児相が担ってきた児童相談機能に支障を来すことのないよう、十分配慮して取り組

みを進めるよう指摘しておきます。

次に、ホッカイドウ競馬についてであります。

競馬界注目のサラブレッドたちが出走する第45回北海道2歳優駿という大きなレースで誤審があったことは非常に残念な出来事であり、競馬ファンの信頼を回復するためには、正しい着順の払戻金相当額の払い戻しを迅速かつ厳格に処理することが求められます。

一方で、競馬関係者の信頼回復を図るためには、2着となった馬への適切な対応が重要と考えます。

レースの結果は、次に出場するレース範囲への影響だけでなく、親馬の評価にもつながり、生産馬の取引価格にも影響が及ぶことから、馬主や調教師、生産者などにマイナスとならぬよう、競走馬としての正当な評価の回復措置を早急に講じるよう指摘します。

最後に、J R北海道の路線見直しについてであります。

ただいま、知事からは、地域としての支援に関し、道民の皆さんの理解を得る上で、なお整理すべき課題が残っており、さらに議論を深めていく必要があるとの基本的な認識が示され、その上で、J R北海道の極めて厳しい経営状況や、予算編成時期が迫っていることなどを踏まえ、法改正までの間、緊急的かつ臨時的な支援を行う考え方が示されました。

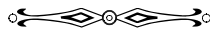
この問題をめぐる現在の状況を踏まえれば、何を支援対象とするかの議論は必要であるものの、やむを得ない判断であると考えますが、今後の国との折衝に当たっては、道による支援が、あくまで、利用促進を目的とした緊急避難的、例外的なものであり、これをもって、地域が、J R北海道の路線維持に対し、継続的、恒久的に支援する先例とはならないこと、その後の支援については、法的根拠がないまま、国が一方的に、多大な地方負担を伴う制度を構築することがないよう明確に主張し、双方の共通の理解とした上で協議を進めることを強く指摘しておきます。

以上、指摘した事項を含め、引き続き、我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 花崎勝君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩



午後1時15分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

松山丈史君。

○37番松山丈史君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合議員会を代表して、質問いたします。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

知事選まで残り4カ月の時期にあり、多くの道民が高橋知事の去就に注目している中、知事

は、さきの定例記者会見において、まだ思いは全く及んでいないとし、いまだ、その態度を明らかにしておりません。

高橋知事が4選出馬を表明したのは、選挙の3カ月前の1月であったが、このとき、知事は、北海道が直面している人口減少・危機突破を何としてもなし遂げていく強い思いで知事選に立候補することを決意したと語りました。

人口減少・危機突破を道政の最重要課題として掲げてはいるものの、全国より10年以上早くそのピークを迎え、全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、なし遂げていくという強い思いだけで、その道筋すらつけられていないのが高橋道政の現状であり、限界を示していると言えるのではないのでしょうか。

知事は、4期16年で知事の仕事を全うするつもりなのか、それとも、5選出馬あるいは参議院へのくらがえなのか、知事自身、一体いつになったら判断をするつもりなのか、伺います。

また、どのような条件が整えばその判断をするのか、所見を伺います。

道政のさまざまな課題が山積する中、みずからの行き先のことなどに惑わされることなく、残すところ半年を切る任期で、知事として、その職務を全うし、いかに目に見える成果を出すことができるかに最大限注力すべきです。150年目の節目を迎えた北海道のこの先の方向性を示し、道筋をつけることが最も重要であります。

知事は、残りの任期で、道政のさまざまな課題に対し、どのように対応していくおつもりなのか、知事の所見を伺います。

道は、人口減少対策の柱の一つとして、移住促進に取り組んできましたが、移住の取り組みにおいて、観光目的でホテルがわりに利用されているという実態が明らかとなっています。こうした実態を踏まえ、費用対効果を疑問視する市町村が事業から撤退しており、北広島市や富良野市が既に打ち切ったところです。

人口の自然減に歯どめがかからない中、社会減を抑制し、社会増を実現していくことは重要ですが、中心的な施策である移住促進の取り組みがこのような状況では、社会増はおぼつかないものと考えます。

我が会派は、これまで、道の人口減少対策の不十分さを指摘し、道内の先進事例を踏まえた戦略の見直しについて知事にただしてきましたが、こうした移住の取り組みに関する実態を知事はどのように認識しているのか、伺います。

観光目的で来られた方であっても、地域への経済効果があるという見方もありますが、移住ではなく、観光を目的とするのであれば、道が行っている事業も、そうした目的へと見直すべきであります。

現在の道の取り組みでは、移住へ結びつく効果が低いということであれば、回数に上限を設けるなど、事業のあり方を根本的に見直していくべきと考えますが、今後の見直しについて伺います。

次に、胆振東部地震等の災害対策についてです。

決算特別委員会における我が会派の質問に対し、知事は、被災地域復旧・復興推進本部を来週にも設置すると答弁し、先週22日に第1回目となる本部員会議が開催されました。被災地の復興に向けて、復興本部の早期設置やビジョンの早期策定を繰り返し求めてきましたが、これまで、知事の動きは鈍く、震災から2カ月以上経過し、ようやく動き出しました。

しかし、今後、どのように全庁横断的に取り組むのか、ビジョンはどのように明らかにしていくのか、その道筋は明らかとなっております。

知事は、今後の対応を具体的に示すべきと考えますが、所見を伺います。

胆振東部地震では、道内全域がブラックアウトに陥り、情報収集や経済活動などに甚大な被害が及ぶなど、さまざまな課題が浮き彫りになりました。

こうした課題を明らかにし、今後の防災、減災に生かしていくため、このたび災害検証委員会が設置され、その第1回目の会合が先般19日に行われました。来年3月に中間提言を取りまとめ、最終的な報告書の取りまとめは来年の4月、5月ごろとされておりますが、検証結果によっては、すぐに整備や配置、設置をしなければならない事案も出てくると予想されます。

次年度は知事の改選期に当たるため、新年度予算は暫定予算となりますが、こうしたものについては、速やかに補正予算として措置するべきと考えますが、知事の所見を伺います。

甚大な被害がもたらされた胆振東部の3町の中でも、安平町早来地区では、いまだに避難指示が続いており、その解除には2年ほどかかる見通しとのことです。

避難指示区域の地権者は全国に散らばり、その把握や交渉手続などが難しいことは承知しておりますが、一日も早く、もとの生活に戻りたいという地域住民の切実な願いが多く寄せられております。

知事は、こうした声はどう寄り添い、どう解決していこうとしているのか、伺います。

胆振東部地震では、ブラックアウトが起きて、一時的とはいえ、道内の全ての世帯の295万戸が停電しました。このブラックアウトの主な原因は、当時、苫東厚真発電所が約半分の発電を行っており、過度に集中した状態にあったことです。

再生可能エネルギーを活用した地域自立・分散型のエネルギー社会の実現に向け、さらなる取り組みの加速化を図るべきと考えますが、所見を伺います。

また、実現に向けて、国や北電にどう対応しようとするのか、伺います。

胆振東部地震の観光産業への影響を食いとめるために実施されたふっこう割についてです。

道は、制度の基本指針を策定し、道と観光振興機構による運用推進チームを設けるなどして取り組んでいますが、これまでに指摘された公平性や透明性の確保、あるいは観光需要の早期回復、地域偏在など、制度スタート時の課題が解決されたのか、具体の対応策も含め、知事の所見を伺います。

胆振東部地震によって、農業分野では、農作物を初め、家畜、畜産物、また、営農施設や農地、農業用施設などを含め、被害推計額が約179億円に上るとされております。

道は、被災農家の意向を把握した上で、国などの支援策を効果的に活用するとしております

が、果たして、国頼みの支援策だけで細やかな対応ができると考えておられるのか、知事の認識を伺います。

また、今後の対策として、具体的にどのように対応されるのか、所見を伺います。

このたびの地震で、厚真町、安平町、むかわ町を中心に、大規模な山腹崩壊が発生し、治山施設や林道の被災、大量の倒木の発生など、甚大な被害を受け、地元の林業関係者は、今後の森林づくりに大きな不安を抱えております。

地域住民の安全、安心な暮らしを確保することはもとより、地域の林業・木材産業の復興を図るためには、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、木材の生産といった、森林が有する多面的な機能を早期に回復していくことが重要です。

そのためには、道が主体となって、地元の意向を踏まえつつ、市町村を支援しながら、被災した森林の復旧に計画的に取り組んでいく必要があると考えますが、道としてはどのような取り組みを進めているのか、今後の対応も含めて伺います。

ここ数年で本道が見舞われた災害を踏まえて、昨年4月に北海道災害ボランティアセンターが設置されました。

道は、その運営を支援していますが、胆振東部地震においてはどのような活動を行ったのか、伺います。

また、センターでは、ボランティアの中核を担う人材の育成もするとされているわけですが、その成果についての知事の所見をあわせて伺います。

J R北海道は5年間の収支見通しを示しましたが、単に、8線区の年間の赤字額を示しているだけで、線区ごとの収支については明らかにしておりません。

加えて、J R北海道みずからの経営改革が示されないうちに、唐突に、増収策として運賃改定についても言及しました。徹底した自助努力や線区ごとの収支見通しを示すことによって、自治体も納得できるものです。

これらに対する道としての認識を伺います。

また、運賃改定の考え方及び8線区の収支の見通しを示すよう、J R北海道へ求めるべきと考えますが、あわせて所見を伺います。

国は、J R北海道に対する2年間で400億円台の支援について表明するとともに、8線区に対する支援に関して、国と自治体が同額での支援を行うとの考え方を示しております。

一方、J R北海道は、平成33年度以降も国から毎年200億円の支援を想定しているにもかかわらず、8線区の赤字については、毎年、約120億円発生するとし、収支計画を立てています。

国による、平成33年度以降の8線区にかかわる赤字への対応とその支援が明らかにしなければ、自治体の負担について理解は得られません。

国の動向をどう捉え、道としてどのように想定しているのか、所見を伺います。

9月、強い勢力を保ったまま近畿地方を直撃した台風21号の影響で、強風で流されたタンカーが連絡橋に激突して破損し、滑走路等も冠水して、関西空港に8000人が取り残される事態とな

り、今後、国と連携して検証を進める方針であると聞いております。

道内7空港の運営委託を進めている道にとって、頻発する自然災害を考えると、委託後の対応も心配され、さまざまなケースを想定した契約ルールづくりが必要です。

運営委託後の対応策について、どのように進めようとしているのか、所見を伺います。

本年7月、医療法及び医師法の一部改正法が成立し、都道府県は、医師偏在の解消等のため、来年度中にも医師確保計画を策定することとなります。

この計画は、医師の偏在を示す指標としてこれまで用いられてきた人口10万人対医師数にかわり、国が提示する新たな基準に基づき、2次医療圏ごとの医師偏在指標が算出され、都道府県は、その指標の大小や将来の需給推計などを踏まえて、地域ごとの医師確保方策を策定することとなります。

具体的な方策としては、短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域からの医師派遣、また、中長期的に医師が不足する地域では、医学部の地域枠の増員などによる医師数の増加といったことが想定されており、法改正によって、地域医療協議会の機能強化が図られるとともに、新たに、医育大学に対して、地域枠や地元出身入学者枠の設定、拡充を要請できる権限が都道府県に付与されました。

医師偏在が著しい本道においては、これまで以上に、医師会や医育大学など関係機関との連携を強化し、考えられるあらゆる対策を立案する必要があるものと考えます。

計画策定を通じた医師偏在の是正について、道は、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

国が緊急医師確保対策として行っている、医育大学の暫定的な定員増について、平成33年度までは現在の定員が維持されることとなった一方で、34年度以降に関しては、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針を検討するとされたものと承知しております。その検討に当たっては、医師偏在の状況等にも配慮するとされているものの、どこまで地域の実情に配慮されるものなのか、不安が残ります。

道が新たに策定する医師確保計画においても、医師偏在の是正のための方策として、医育大学の地域枠定員の増も想定されている中で、この暫定措置の取り扱いは本道にとって極めて重要なものです。

道は、暫定措置の維持の必要性についてどのように認識し、今後、どのような方向性を持って医師養成に取り組んでいくのか、所見を伺います。

本年度から導入された新たな専門医制度において設けられた総合診療専門医は、地域において、外来の継続診療や在宅医療など、領域を問わない幅広い診療に対応できる存在として、医師偏在が続く本道においても、その確保が強く求められます。

道として、総合診療医の養成や、総合診療医が地域医療において貢献できる枠組みづくりなどについて、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

11月は児童虐待防止月間です。

知事公約の一つである児童虐待の根絶に向け、これまで、道ではさまざまな取り組みを行ってきていることは承知しておりますが、残念ながら、虐待相談件数は年々増加の一途をたどる一方です。

その要因をどう捉え、今後、残された任期の中で虐待の根絶にどう取り組んでいくのか、伺います。

虐待の根絶には、虐待自体をなくす根本的な解決策が一番重要ですが、既に苦しんでいる子どもたちを救うための喫緊の対応として、相談体制の充実強化が求められます。

現在ある道内8カ所の児童相談所は、いずれも広い地域を所管しており、中でも、室蘭児童相談所は、遠距離にある日高地域、東胆振地域の相談件数が全体の約7割を占めており、一時保護などの緊急を要する対応ができる状況にありません。

相談体制の整備に向けては、関係自治体等と道による地域連携会議で議論され、検討を加速するとし、さきの第3回定例会で、知事は、自治体等の意見を伺いながら、早急に道の方向性を取りまとめるとしておりました。

室蘭児童相談所の分室設置を含めた児童相談体制の充実をどう図っていくのか、伺います。

道は、現在、第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画を策定中ですが、配偶者や交際相手の定義を明確にし、さらに、性別にとらわれないことが明記されました。

配偶者や交際相手からの暴力は、男女という性別にかかわらず、個人一人一人が平等であるという人権の侵害であり、犯罪にもなり得る行為で、男女平等参画を進める北海道の理想を阻害するものでありますが、暴力を防止するためには、広く道民に対してその意識を喚起しなければなりません。

道は、各種イベントの実施や、内閣府が毎年行う6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、配偶者からの暴力についての相談窓口等を記載したカードを店頭などに配置していると承知しておりますが、そうした意識を醸成するためには、学校に通う児童生徒など若年層からの教育が必要です。

配偶者や交際相手からの暴力防止に向けた、児童生徒を含む道民への啓発についてどのように取り組んでいくのか、知事及び教育長の所見を伺います。

道は、昨年度から、北海道不育症治療費助成事業を実施しております。妊娠をしても、流産や死産などで子どもが育たない場合、不育症とされ、厚労省は、そうしたケースが2回続くと検査を受けることを提唱しております。その検査、治療によって、不育症とされる人の約8割が出産しているとのデータもあり、治療に伴う当事者の経済的負担を支える事業は有益だと考えます。

事業開始から約1年を経たわけですが、この事業が寄与するところをどう評価するのか、また、今後、どのように取り組むのか、所見を伺います。

政府は、環太平洋連携協定——TPP11が12月30日に発効すると発表しました。発効後は、日本の輸入量の全体の約5割を占めるオーストラリア産牛肉の関税が、現在の29.3%から、16年

目で9%にまで削減されるなど、農産物を中心に関税が下がることとなります。これにより、我が国の消費者に対して恩恵をもたらす一方、国内の生産者が厳しい競争を迫られるのは明らかです。

今後、参加11カ国の手続が終われば、人口が5億人で、世界のGDPの13%を占める経済圏が生まれ、日本政府は、発効によりGDPの約7兆8000億円の押し上げを見込んでいますが、一方、農産品の売り上げは約1100億円も減ると試算されています。

加えて、アメリカとのFTAが進められることとなれば、本道農業が壊滅的な打撃を受けるのは間違いないと考えますが、知事は、この状況をどのように認識されているのか、また、この危機的状況をどのように突破されようと考えているのか、所見を伺います。

11月1日に開催されたホッカイドウ競馬の第45回北海道2歳優駿で、1着と2着を誤って判定するといった、国内では前例のない誤審が発生しました。

そもそも、写真判定は、正確な審判をするために、2名の決勝審判員が電子スリットを確認するようにルール化されているにもかかわらず、あつてはいけない誤審が起こってしまったわけですが、この責任の所在はいまだ明らかにされておりません。

そこで、知事は、報告が大幅におくれたことも含め、この事件をどのように受けとめておられるのか、所見を伺います。

このたびの誤審により、誤った判定への払い戻しはもとより、正当な勝馬投票券に対する払い戻しもされることになりましたが、どのように対応され、現在、どのような状況になっているのか、伺います。

また、今後、再発防止も含め、どのように対処されるのか、あわせて伺います。

水産林務部は、水産と林務は切っても切り離せない存在であるため、まさに生態系にのっとたくくりであると認識をしております。森林の水源涵養機能が海によい影響を与えるなど、長いスパンで双方はかかわり合っています。

これまで、水産林務部では、水産と林務がどのような連携を図り、どのような効果をもたらしていたのか、知事の所見を伺います。

次に、漁業法の改正について伺います。

国では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を行うこととし、必要な法整備等を今臨時国会に提案し、審議されています。

この中で、漁業法に関しては70年ぶりの大幅な改正となり、新たな資源管理システムの構築に向けた個別割り当て制度——IQの導入や、漁業権制度のほか、海区漁業調整委員会の委員の選出方法など、多岐にわたる見直しが行われる内容となっており、現行の漁業協同組合を中心とした制度が維持されるかどうか、道内の漁業関係者の関心も非常に大きいと承知をしております。

特に、漁業権制度の見直しでは、これまでの仕組みを大きく見直して、民間の新規参入が可能

となる内容となっており、既存漁業者が排除されたり、無秩序な新規参入が助長されるのではないかと危惧されております。

国は拙速に法改正を行おうとしているようにも思えますが、法改正により道内漁業に無用な混乱を招かないよう、取り組んでいく必要があると考えます。

今回の漁業法改正に伴う漁業権制度の見直しについて、知事は、どう認識し、今後、どう取り組んでいくのか、所見を伺います。

本道におけるトドの漁業被害額は、近年、減少傾向にあるものの、漁網の破損や漁獲物の食害などにより、特に、漁業生産の低迷により厳しい環境に置かれている日本海地域の漁業者にとって、さらに追い打ちをかけるような深刻な影響を与えています。

道では、駆除などの被害軽減対策に取り組んできているところですが、平成26年に国が策定したトド管理基本方針に基づき、採捕枠が500頭規模に倍増されて以降、採捕実績は、28年度には540頭に達したものの、29年度は464頭に減少し、563頭であった採捕枠の2割近くとなる99頭を取り残す結果となりました。

また、これまで来遊が少なかった稚内市の弁天島に多数のトドが上陸するようになるなど、来遊状況が変わってきているとも聞いております。

トドによる漁業被害を軽減させるためには、1頭でも多くの駆除に努めるべきであると考えます。

これまで、道は、どのように採捕数の増加に取り組んできたのか。また、来遊状況の変化などを踏まえ、単に射撃による駆除のみによるのではなく、トドの天敵と言われるシャチの生態を調査するなど、食物連鎖を活用する方法も検討すべきと考えます。

とどのつまりは、シャチがふえればトドは減るということです。どのように取り組もうとしているのか、所見を伺います。

次に、経済・雇用対策について伺います。

本年5月に公表された平成27年度道民経済計算によると、本道の経済成長率は、名目で3.1%となりましたが、物価変動の影響を除いた実質では1.1%と、全国と比べると0.2ポイント下回っている状況です。

また、名目の道内総生産は18兆9612億円と回復傾向にあるものの、国内総生産に占める道内総生産の割合は、平成18年度の3.51%から、平成27年度には3.47%へと減少しております。経済成長率及び道内総生産から見ても、道内経済は依然厳しい状況です。

知事は、こうした現状をどのように認識しているのか、伺います。

平成27年度の北海道の1人当たりの道民所得は、前年から8万7000円増加し、258万9000円となっています。しかし、全国平均との差額が47万円と、依然として大きいことに加え、1人当たりの雇用者報酬では前年度を2.3%下回るなど、道民所得が増加しても、雇用者報酬の改善につながっておりません。

待遇差による道外への人材流出も懸念されるようですが、道民所得並びに雇用者報酬の上昇

に向け、どう対応しようとするのか、知事の所見を伺います。

深刻な人材不足への対策が急務である中、若年者や女性、中高年者、高齢者、障がい者等のそれぞれに対し、その特性に合わせたさまざまな就業支援を図り、その能力を十二分に生かして働いてもらえる環境をしっかりと整えていくことが重要です。

道においても各般の施策を行っているわけですが、実際に雇用をする企業や団体等の意識や取り組みには大きな温度差があるのではないのでしょうか。

障がい者雇用に関しては、中央省庁等による水増しという大変な問題も明らかになりましたが、良質な雇用を求める方々の就業に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

経済界等からの人手不足を訴える声に呼応するとして、政府は、外国人労働者の受け入れ拡大に向けた入管法改正案を国会に上程し、審議されております。

いかに人手不足への対応であっても、自治体や国民生活にも大きな影響が及ぶ外国人政策の転換となる法律が、いまだに制度設計も明らかでないままで、来年4月の制度開始を目指すというのは余りに乱暴で、さまざまな影響が波及することを懸念するものですが、知事は、この法改正をどのように受けとめているのか、所見を伺います。

この法改正によって、道内の人手不足はどの程度改善されると推測しているのか、伺います。

また、外国人労働者の受け入れの増加などによって、住民自治の観点や社会政策等から、道政運営及び地方自治体にどのような影響があると捉えているのかも伺います。

総務省の調査によると、過去1年間に介護や看護を理由に仕事をやめた離転職者は、去年の時点で9万9000人に上ります。こうした離職によって、本人のキャリアや収入が途絶え、将来の年金が少なくなるだけでなく、雇用側にとっても貴重な人材を失うこととなり、社会全体の損失と考えるべき課題です。

政府も、介護離職ゼロを掲げていますが、離職者数は5年前の調査とほぼ横ばいであり、成果は出ていません。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年問題も言われておりますが、足元の道職員の介護離職の状況を伺うとともに、職員が仕事と介護の両立を図るために、知事はどう対応していくのか、伺います。

先般、シンガポールで行われた安倍首相とプーチン大統領の会談において、1956年の日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意したとの報道がありました。

一向に成果を上げていない北方領土返還に、島民や道民が焦燥感を募らせる一方、我が国は、一貫して四島返還を前提とした交渉を続けてきました。もちろん、本道も同じ考えで一致しています。

しかし、1956年の日ソ共同宣言は、あくまで歯舞群島と色丹を日本へ譲渡するものであり、国後、択捉は譲渡の対象外となっています。したがって、このまま二島返還を条件に平和条約を締結することになれば、国後、択捉の帰属問題は消滅し、決着される可能性があります。

来年6月に予定されているプーチン大統領の訪日時の大枠合意を目指すとしていることから、この交渉の方向性を知事はどのように受けとめ、また、地元や元島民の皆さんとどのように向き合おうとしているのか、所見を伺います。

北方領土返還に係る新たなアプローチとして、日ロ共同経済活動が協議され、10月には、事業者中心のビジネスミッションが北方領土を視察し、また、養殖施設が根室市に設置されるなど、徐々に共同経済活動が動き始めています。

今後の事業の具体化が望まれる中で、今年14日に行われた安倍首相とプーチン大統領の会談では、さきに申し上げた1956年の日ソ共同宣言に基づく、歯舞、色丹の返還が急浮上しています。

道は、これまで、北方領土問題に係る要望や提案を国に行ってきましたが、今述べたような展開となった場合、北方四島の帰属問題を初め、共同経済活動についても大きな転換が求められるものと考えますが、知事は、このたびの日ロ首脳会談を踏まえ、共同経済活動がどのように進むと考えているのか、また、このたびの政府の動きについて、あらかじめ何らかの情報提供があったのか、伺います。

次に、I Rについて伺います。

今定例会の前日の食と観光対策特別委員会では、I Rに関し、これまで3回の有識者懇談会での議論をまとめた基本的な考え方が示されました。

現時点における今後の議論のたたき台ということではありますが、まだ有識者懇談会の議論は続いており、第4回目の会議も決められておらず、懇談会も終結していない中で、なぜこの時点で公表されたのか、全く理解に苦しむものです。

本来、こうした有識者会議の議論は、外部の意見に左右されるものであってはならないはずですが、最終取りまとめの前の公表の意義について、知事の所見を伺います。

既に国内でI R誘致を表明している大阪府、和歌山県、長崎県の3地域が申請を行うとしており、東京都と横浜市、千葉市が申請を検討中と回答しているとの報道がありました。

国では、国内におけるI Rが設置可能な地域指定を最大3カ所としているため、今後、熾烈な誘致合戦が繰り広げられることが想定されます。

表明が遅くなればなるほど、不利な状況になるわけですが、いまだ賛否が分かれる大きな課題だけに、慎重な判断が求められる中、知事は、当初の国内における3地域指定にこだわらず、それ以降でも構わないという認識でよいのか、所見を伺います。

来年の通常国会に提出予定とされる、アイヌ民族に関する新法の法案では、アイヌ民族を先住民族として初めて位置づけるほか、アイヌ支援施策に向けた新たな交付金が創設されるとのことですが、その具体的な内容についてはまだ明らかではありません。

交付金については、利用しやすいものとするよう、道としても国へ求めるべきですし、法文上、先住民族と位置づけられるのに当たり、さらなる具体的な施策が求められます。

アイヌ新法に関する知事の所見を伺います。

先般、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想案が示されましたが、素案から、

パブリックコメントを反映した上で取りまとめられました。

やはり焦点は百年記念塔です。存続すべき、解体してモニュメントを設置すべき、解体して何も残すべきではないなど、道民の意見が分かれる問題であります。パブコメを経た上でも、道の見解は素案段階と基本的に変化がなく、解体してモニュメントを設置するとの方針です。

私も、厚別で生まれ育ち、小学生のころにはよく遠足に行くなど、なれ親しんだ建造物ではありますが、老朽化に伴う莫大な維持費等に鑑みれば、解体という方向自体はやむを得ないものと認識しています。

一方で、モニュメントの設置については、その必要性も含めて漠然としていて、より深い議論が必要です。

例えば、ノスタルジーとして設置するのであれば、百年記念塔と同様の形で、ごくごく小さなミニチュア版をつくり、札幌時計台と並ぶ、がっかりスポットとして売り出すなど、大きく発想を転換する未来志向のものとすべきです。

また、解体に当たっても、解体自体をイベント化するなどし、観光資源とすることも検討すべきです。

これらを踏まえて、百年記念塔の存廃、また、モニュメントの具体の方向性について所見を伺います。

2020年の東京オリンピックは、まさに酷暑の中で開催されます。特に、マラソン競技については、早朝にスタート時間を設定するなどして、選手の体調管理に配慮しようとしておりますが、それでもやはり危険な状況下での開催であることは違いがありません。

これまで、国内での夏のマラソン大会としては、8月下旬に開催される北海道マラソンが唯一であると承知しておりますが、今回は、さらに暑い8月上旬に、しかも東京で開催されるということについて、世界じゅうから不安の声が上がっています。

そこで、この際、マラソン、競歩、トライアスロン等、長時間の屋外での体力消耗が勝敗に直結する競技に限って、開催地を冷涼な道内に変更し、選手の安全はもとより、道民が直接、世界で最高水準の競技を応援できるよう、緊急に働きかけるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

本年10月22日に行われた原子力防災訓練は、台風と原発事故の複合災害を想定した訓練でした。主にバスでの避難が行われましたが、課題も多いと言えます。

台風による土砂災害による道路の寸断で通行どめがあった場合や、冬期間の除雪作業、吹雪などによる通行どめ、最近では水害が広範囲で起こっていることから、大雨による道路の寸断などを想定すべきであるとの声があります。

そもそも、原発事故が発生し、放射能が飛散している状況で、バスやバス運転手が確保できるのかという大きな疑問が出されています。

また、自衛隊のヘリコプター、装甲車で避難も行われましたが、台風襲来時にヘリが飛べるのかは疑問でありますし、道路が寸断されれば、装甲車であっても走れないのではないかという

疑念もございません。

これらの課題にどう対処するのか、伺います。

10月に、免震・制振オイルダンパー製造の最大手など、メーカーの2社が検査データを改ざんしていることが発覚し、道内でも、改ざんやその疑いがある製品が、道庁本庁舎を含む12の建築物に使われていました。

知事は、こうした改ざんに対して、大変遺憾であり、会社側の説明と監督官庁の再発防止策が必要との見解を示しながら、道庁本庁舎については、施工業者による検証によって一定の安全性が確認されたとしています。

仮に、他の建築物での安全性が確認されたとしても、改ざんやその疑いがあるオイルダンパーが、公共施設など、多くの道民が利用する建物に使われていながら、いまだ7カ所の施設名さえ公表されておられませんし、対応におくれが予想されます。

知事は、道民の安全、安心を守る立場からも、データ改ざんを行った会社任せにすることなく、道内の施設全体について、情報の収集や提供、安全確保等に道が積極的に関与すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

道は、先月、株式会社ポケモンと包括連携協定を締結し、ポケモンのキャラクターであるアローラロコンとロコンを北海道だいき発見隊と位置づけ、観光、子育て、教育に関する施策に活用し、着ぐるみの作製や、イラスト素材を提供してもらうなど、今後の活用が期待できる施策を打ち出しました。

早速、先週末の連休には、北海道胆振東部地震の被災地で復興支援イベントを行うなど、震災復興にも私は期待するものでありますが、熊本地震後に、ポケモンGOの開発を手がけるナイアンティック社と連携した熊本県では、震災復興に一役を買ったことは有名です。

私は、2年前の平成28年8月の経済委員会、並びに、同年11月の決算特別委員会において、ポケモンGOの経済波及効果を強く主張し、包括連携協定の締結を求めた経緯もありますので、この際、今回の包括連携協定をさらに拡大し、ポケモンGOを利用した取り組みにも真剣に向き合うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、教育課題についてです。

中学校の夜間学級は、さまざまな理由で十分な教育を受けられないまま学齢期を経過した人や、最近では外国籍の人などの教育を受ける機会を保障する役割が期待されています。

一昨年12月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立し、ことし6月には、全都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置するなどとする、教育機会の確保等に関する施策の推進を盛り込んだ第3期教育振興基本計画が閣議決定されました。

北海道では、約30年前から、自主夜間中学が絶えることなく存続してきましたが、公的なものは設置されていません。

道では、昨年11月に、夜間中学等に関する協議会を設置し、これまで3回開催されたと承知し

ておりますが、夜間中学校の設置への具体的な動きは見えてきておりません。

夜間中学の設置に向け、どのように取り組もうとするのか、知事並びに教育長の所見を伺います。

今年度から、教職員の時間外勤務の解消に向け、北海道アクション・プランに基づき負担軽減に取り組んできておりますが、学校現場からは、具体的方策がなく、新学習指導要領に対応した授業時数の増や教科指導準備時間の確保等について何ら触れられておらず、プランの完全実施に主眼が置かれ、負担軽減どころか、現状と変わらず、さらに、持ち帰り仕事がふえているとの事例も聞かれます。

道教委は、アクション・プランを半期に1度検証すると答弁してきたわけですが、どのような検証結果が得られ、後期に向け、どのように改善しようとしているのか、教育長の所見を伺います。

また、印刷業務などの負担を軽減するために、スクール・サポート・スタッフを導入していますが、わずか数十校での取り組みでは何ら意味を持たないものです。業務負担軽減には、人的配置を進めることが最も効果が高いと考えます。

道独自の教職員加配も含め、必要な予算を確保した上で負担軽減に取り組む考えはあるのか、教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）松山議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、道政運営についてであります。私は、就任以来、可能な限り地域に赴き、道民の皆様との対話を重ねながら、人口減少問題への対応を初め、力強い経済の実現や持続可能な地域社会の形成に向け、さまざまな政策を推進してまいったところであります。

こうした中、本年9月に発生した胆振東部地震災害からの復旧、復興を、今、最優先で進めるとともに、産業の人手不足への対応や交通ネットワークの確保などといった、本道が直面する喫緊の課題に全力で取り組まなければならないと考えるものであり、私自身のことについては、まだ思いは及んでいないところであります。

次に、道政課題への対応についてであります。本道においては、国内外からの観光客の増加や食の北海道ブランドの向上など、これまでの取り組みの成果があらわれてきているところであります。道政上の最重要課題である人口減少・危機突破に向けて、地域創生をより確かなものとする必要があると認識いたします。

このため、私といたしましては、これからの北海道にとって何が重要かという視点に立ち、本道が持つ多様な資源を最大限に生かしながら、未来を担う人材の育成や海外の成長力の積極的な取り込み、安心して暮らし続けることができる地域づくりなど、さまざまな課題への迅速かつ的確な対応に、日々、力の限りを尽くしてまいる考えであります。

次に、移住促進に向けた取り組みについてであります。道といたしましては、本道への移住に興味を持つ方々に、一定期間、生活体験をしていただく「ちょっと暮らし」については、利用者が、滞在中の地域とのさまざまな交流を通じて、その土地での暮らしをイメージすることができ、体験移住を通じて実際の移住につながった事例もあるなど、地域に対して関心を持つ方々の拡大につながるものと受けとめているところであります。

一方で、「ちょっと暮らし」は、その利用者数が年々増加する中、費用対効果などにより、一部の市町村で事業を休止するところもあることから、道といたしましては、地域の成功事例について市町村と情報共有をしながら、地域資源の活用や就業体験、住宅の視察と組み合わせるなど、より効果的な事業内容となるよう取り組み、将来的な移住や関係人口の増加につながる人口の社会減対策の重要な取り組みとして進めていくことが必要と考えます。

次に、胆振東部地震等に関し、今後の復旧、復興に向けた取り組みについてであります。道では、応急仮設住宅の建設や公共インフラの復旧など、被災地域の復旧・復興対策を本格化させる中、今月22日に、私を本部長とする胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部を設置し、庁内の関係部局が連携しながら、全庁が一丸となって取り組みを進めているところであります。

推進本部においては、被災地域の日も早い復旧、復興の実現を図るため、ロードマップを作成し、着実な推進管理を行うとともに、年内には、今後の復旧、復興に向けた基本的な考え方と取り組み方向を取りまとめた上で、地元市町村とともに進める道の対策を検討し、年度内に、これらを合わせて復旧・復興方針として策定するなど、計画的かつ効果的な復旧・復興対策の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、今後の防災対策についてであります。本道において、これまで観測したことのない最大震度7の地震や、道内全域が停電に見舞われるという未曾有の災害に対する一連の対応を通し、私といたしましても、まさかへの備えの重要性を改めて認識したところであり、このたびの災害を教訓に、本道における防災対策をより一層強化していく必要があるものと認識いたします。

このため、道では、今回設置をした検証委員会において、地震による影響や大規模停電による影響などを整理しながら、このたびの災害対応における課題等を明らかにし、検証を行うとともに、その結果を踏まえ、道、市町村の地域防災計画や施策等に反映し、必要な対策を講ずるなど、本道における地域防災力のさらなる強化に全力で取り組んでまいります。

次に、復旧、復興に向けた対応についてであります。現在、安平町早来地区では、裏山の土砂が崩落するおそれがあるため、避難指示が出されており、家屋損壊等の直接的な被害がない中で避難生活を送っている方もおられることから、町から道に対し、その対応について相談が寄せられております。

道では、被災地域が一日も早く、もとの生活を取り戻すことができるよう、引き続き、地域の実情やニーズを把握しながら、国への要請なども含め、地元と一体となって、今後、必要な対応に努めてまいります。

次に、新エネルギーの導入促進についてであります。本道においては、各地域に豊富で多様なエネルギー資源が賦存しており、こうしたさまざまな資源を活用し、地産地消の取り組みを進めていくことは重要であります。

このたびの大規模停電において、系統から遮断されて使えない再生可能エネルギー設備があった一方、住宅用太陽光発電などを活用して自立的な電源を確保した事例があったことなども踏まえ、道といたしましては、災害時の備えとしても有効で、身近な地域で自立的な確保が可能なエネルギー資源を、地域の実情に応じて効率的に活用していけるよう、有識者や関係団体等から御意見をお聞きする場を設けるなど、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら取り組んでまいります。

また、蓄電池の設置など、再生可能エネルギーの自立型電源としての活用に向けた取り組みへの支援を国に働きかけるほか、北電に対し、電力の安定供給と再生可能エネルギーへの積極的な取り組みについて引き続き求めてまいります。

次に、ふっこう割についてであります。道と観光振興機構では、ふっこう割の公正で公平な実施はもとより、効率的かつ効果的な運用を図るため、公募により申し込みがあった国内外の350を超える旅行会社において、旅行商品などの割引販売を行うとともに、周遊型の旅行商品には高い割引率を設定するなど、地域偏在といった課題への対応に努めているところであります。

こうした取り組みに加え、事業の公平性や地域への波及効果をより高めていくため、旅行会社との契約がなく、現行制度が適用されない施設を対象に、宿泊代金の割引を行う新たな仕組みを週明けにも導入するとともに、地域偏在の解消に向け、今後販売する多泊型の旅行商品については、道央圏での宿泊を1泊以内にとどめるなど、引き続き、観光振興機構との連携のもと、より多くの地域や施設にふっこう割の効果が行き渡り、観光需要の持続的な回復につながるよう、適正な事業執行に努めてまいります。

次に、農地、農業用施設等の復旧についてであります。このたびの地震による山腹崩壊により、大量の土砂などが農地など広範囲にわたり流入し、堆積したことから、関係部が連携して、庁内の連絡調整会議のもと、復旧に向け、工法やスケジュール等を調整しながら取り組んでいるところであります。

道といたしましては、こうした復旧事業について、関係の皆様にご丁寧に説明するとともに、農業者の方々の来春の営農再開に向けた取り組みを後押ししていくため、土地改良区などとも十分に連携し、水田に必要な用水の確保に係る復旧工事を急ぐほか、JA等とも協力し、土砂等が流入した農地での土壌診断などに基づく技術指導など、きめ細やかな対応を通じ、一日も早い復旧、復興に取り組んでまいります。

次に、被災した森林の復旧についてであります。このたびの地震では、広範囲にわたる山腹崩壊により、大量の倒木や土砂が流出し、水源涵養、国土保全といった、森林が有する公益的機能の低下や、木材の安定的な生産活動への影響が懸念されており、被災地域の森林機能を早期に回復することが重要と考えるものであります。

このため、道といたしましては、これまで、被災した町に対して、技術職員の派遣などのきめ細やかな支援を行いながら、森林の復旧に取り組んでいるところであり、今後、治山施設の整備や林道の復旧はもとより、町、森林組合などと連携し、試験研究機関の科学的知見を得ながら、森林の再生方法などの検討を進め、対応方針案を年度内をめぐりに取りまとめ、早期復旧に向けて計画的に取り組んでまいる考えであります。

次に、J R北海道の事業範囲の見直しについてであります。関係者会議などにおいて示された国の支援の考え方については、地域としての支援に関し、道民の皆様の御理解をいただく上で、なお整理すべき課題が残されておりますことから、道では、現在、地域等からの指摘に対し、改めて詳細な説明を行うよう求めてきているところであり、国においては、引き続き検討を進めていると認識いたします。

道といたしましては、地域としての支援を行うに当たっては、これまでの道議会や地域での御議論を踏まえ、2年後の法改正を視野に入れつつ、引き続き、国と地域の役割分担や地域負担の額、地方財政措置のあり方などの課題について、さらに議論を深めていく必要があると考えるものであります。

一方で、J R北海道の経営は極めて厳しい状況に置かれており、特に、維持困難線区においては、車両の老朽化等による、運行の定時性や利便性、快適性等の著しい低下が見られるなど、利用者のさらなる減少が懸念され、早急な対応が求められる状況にあると認識をいたします。

こうした厳しい現状や、来年度予算の編成などの時期が迫っていることなどを踏まえ、私といたしましては、法改正までの間、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うことが必要と考えるところであり、近く国と協議をしてまいります。

次に、医師の偏在対策についてであります。広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道において、地域の医師不足は依然として深刻な状況が続いており、医師確保は喫緊の課題と認識をいたします。

こうした中、本年7月の医療法及び医師法の一部改正に伴い、今後、国から示される指針などに基づき、来年度、都道府県は医師確保計画を策定することとされたところであります。

道といたしましては、医療対策協議会で、これまでの医師確保対策を検証した上で、医師の確保方針や医療圏ごとに確保すべき医師数、具体的な施策を定めるなどして、医育大学や医師会、市町村などとの連携を一層強めながら、医師の地域偏在の解消に向け、実効性の高い医師確保対策を進めてまいる考えであります。

次に、医学部の入学定員についてであります。平成20年度から、医育大学と連携し、暫定的な入学定員増と連動させて創設した医師養成確保修学資金制度、いわゆる地域枠制度は、医師の地域偏在を解消する上で重要な施策であると認識をいたします。

今般、厚労省から、平成32年度と33年度の暫定的な定員に関する取り扱いについて、別枠の入試選抜を条件とすることが示されたことから、道では、各大学の考え方を確認し、その取り扱い

について協議を行うとともに、34年度以降の取り扱いについて、必要な定員が確保されるよう国に求めていく考えであり、今後とも、地域医療を担う医師の養成確保に努めてまいります。

次に、児童虐待防止についてであります。虐待に対する道民の関心や意識の高まりとともに、近年、DVを目撃した児童について、心理的虐待事案として警察からの通告がふえるなど、虐待対応件数が年々増加をしております。

児童虐待は、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない行為であり、道では、発生予防や早期対応の強化に向け、関係機関が子どものリスク情報を共有し、支援を行うネットワークを全市町村に構築してきたところであります。

道といたしましては、未然防止の強化に向け、妊娠期から支援を行う包括支援センターの設置を促進するとともに、現在、緊急に実施をしている、乳幼児健診の未受診者調査などにより、課題のある子どもや家庭を把握し、必要な支援につなげるほか、道警察との虐待事案の全件の情報共有に向けた協議を進めるなど、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、室蘭児童相談所の児童相談体制についてであります。虐待相談対応件数が増加している道内において、室蘭児相は、相談件数の地域分布や管内区域の移動時間など、他の児相にはない特殊性を有しているところであり、関係自治体などと、地域特性を踏まえた児童相談体制等について協議してきた中、児相から遠距離にある地域では、子どもの保護や訪問に時間を要することが課題として挙げられたところであります。

道といたしましては、こうした課題を踏まえ、一時保護の決定を初め、虐待対応の一層の迅速化を図り、子どもたちの安全を確保するため、現在、室蘭市内に設置している児相の機能を維持しながら、東胆振、日高地域における児童相談や心理判定機能を有する、室蘭児相の分室を新たに苫小牧市内に設置することとし、今後、開設時期などについて早急に地元との協議を進めてまいります。

次に、第1次産業に関する国際交渉への対応などについてであります。本道農業が、安全、安心で良質な農畜産物の安定供給や地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、その再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要であります。

私といたしましては、TPP11が年内に発効するなど、本道農業をめぐる国際環境が厳しさを増していくとの危機感を持ち、地域の実情や農業者の方々のお声を十分に踏まえながら、本道農業の競争力の強化に一層取り組むとともに、今後の日米物品貿易協定の交渉を注視しながら、農業団体とも十分に連携の上、交渉内容の丁寧な情報提供や、本道農業の重要品目に対する必要な国境措置の確保などの万全な対応を適宜適切に国に求めることにより、本道の農業、農村の持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

次に、ホッカイドウ競馬に係る着順判定の誤りなどについてであります。このたびの事案につきましては、その重大性に鑑み、さまざまな影響が考えられることから、地方競馬全国協会な

ど関係者への報告及び必要な協議を行ったため、開催の翌日の公表に至ったところであります。

道といたしましては、ホッカイドウ競馬のみならず、地方競馬全体に対する信用の失墜にもつながりかねないものと受けとめており、多くの関係者並びに競馬ファンの皆様方、全国の地方競馬の関係者の皆様方に対しまして御迷惑をおかけし、おわびを申し上げる次第でございます。

次に、今後の対応についてであります。正しい到着順位に基づく払戻金相当額の支払いについては、全国の関係先との調整を経た上で、勝馬投票券を持参した方に対しては11月26日から、また、既に破棄するなどして手元にない方やインターネットで購入した方については、所定の手続を終え次第、支払いすることとし、その旨、ホームページなどで周知しているところであります。

また、道といたしましては、再発防止に向け、審判員の増員や実務研修の強化を図るほか、マニュアルの点検、改善など、さまざまな措置を講じ、競馬ファン及び関係者の皆様の信頼回復に努めながら、公正で魅力ある競馬事業の運営に全力で取り組んでまいります。

次に、水産と林務との連携についてであります。水産業は、天然の水産資源と種苗の放流などの栽培漁業で、林業は、天然林と植林により造成した人工林で成り立ち、どちらも、天然資源と人の手を加えた資源を適切に管理し、利用する産業であり、また、漁村における漁業生産や水産加工、山村における木材生産や加工など、産業構造が類似していることから、それぞれの産業振興に向けた施策についても共通することが多いと考えるところであります。

このため、これまで培ってきた、水産業と林業・木材産業に関する知見、施策を生かし、漁協女性部による植樹や魚つき林の整備、河川の生態系に配慮した治山ダムの設置により環境保全が図られていることなどから、私といたしましては、今後とも、山と海との幅広い連携を図っていくことが大変重要と認識するものであります。

次に、漁業権制度の見直しについてであります。今般の改正案では、漁業権の免許に際し、漁場を適切かつ有効に活用している場合は、既存の漁業権者が優先され、それ以外の場合は、地域の発展に最も寄与する者に免許されることが明記されたところであります。

本道においては、長年にわたり、漁業協同組合を中心とした利用調整が行われ、漁場が有効に活用されていることから、今後も、現行の管理体制を基本に、地域の発展が図られることが重要と考えるものであります。

国では、法改正に伴う具体的な運用については政省令で規定するとしていただいておりますが、漁業者からは不安の声も聞こえていることから、道といたしましては、国の動向を注視し、引き続き、漁業団体と連携しながら、本道漁業の実態に即した漁業権制度の運用が可能となるよう国に働きかけるなど、漁業者の方々が将来にわたり安心して漁業を営めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本道経済の現状についてであります。道内総生産は、リーマンショックや東日本大震災などの影響により減少いたしました。近年は増加傾向で、全国順位は8位前後で推移を続けてきているところであります。最近の経済動向を見ますと、個人消費の回復や来道者数の堅調な推移、

雇用状況の着実な改善など、持ち直し基調にあるところであります。

一方、地域や業種によっては、景気回復の実感がないとの声もあるほか、北海道胆振東部地震の発生により、生産活動や観光分野などで影響が出てきているところであり、地域の産業力の底上げに向けて、食の輸出拡大への支援や国内外の観光客の誘客促進、さらには、中小・小規模企業の振興などの施策を引き続き推進していく必要があると考えるところであります。

次に、本道経済の活性化についてであります。人口減少社会において、事業の担い手不足や消費の減少などによる地域経済への影響が懸念される中、本道経済の持続的発展を図り、道民所得や雇用者報酬の向上につなげていくためには、産業の競争力を強化し、付加価値を高めるとともに、良質で安定的な雇用を創出することが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、食の輸出拡大への支援や外国人観光客の誘客促進、ものづくり産業の振興のほか、企業の働き方改革の促進による雇用者の就業環境の改善や、UIターンの促進などによる人材の育成確保など、各般の施策を推進しているところであり、引き続き、こうした施策を着実に進め、道内の各地域の産業力を一層高めるなど、力強い本道経済の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、多様な人材に対する就業支援についてであります。本道では、さまざまな業種で人手不足が顕在化する中、多様な人材の活躍が重要な課題となっており、道では、働き方改革推進方策に基づき、セミナーの開催や、働き方改革支援センターにおける企業からの相談対応などを通じ、若者の職場定着、高齢者の方々の雇用環境の改善など、道内企業における就業環境の改善に向けた取り組みを推進しているところであります。

これらに加え、ジョブカフェやマザーズ・キャリアカフェなどにおいて、若者、女性、高齢者、障がい者といった、それぞれの特性に応じたカウンセリングを行うとともに、関係機関と連携した合同企業説明会の開催などによる就業支援の取り組みを進めているところであり、今後とも、多様な人材が、持てる能力を発揮し、生き生きと働くことができるよう、その就業促進を図ってまいります。

次に、外国人労働者の受け入れに係る在留資格に関する法改正についてであります。本道では、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進行し、さまざまな業種で人手不足が深刻化しているところであり、本道経済の持続的な発展に向けて、新たな在留資格により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことは、今後ますます重要になると考えるものであります。

また、関係法令に基づく適正な雇用管理や在留管理はもとより、多言語での生活相談や日本語習得への支援、互いの文化、生活習慣への理解や尊重などに留意する必要があると、私といたしましては、国において、外国人材の受け入れ環境の整備に向けた具体的な検討が丁寧になされることが重要と考えます。

このため、国に対して、必要なさまざまな対策が講じられるよう働きかけるなど、本道において、外国人と道民が、地域社会の一員として安心して働き、ともに暮らしていけることができる

よう取り組んでまいります。

次に、北方領土問題についてであります。このたびの首脳会談において、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意したことは、両首脳が領土問題の解決に向けた一歩を踏み出したものと認識しており、一日も早い北方領土の返還に向け、外交交渉が進展していくことを強く期待するものであります。

今後、来年にかけて3回の首脳会談が予定されておりますことから、その中で道筋が見えてくるものと考えますが、私といたしましては、70年以上に及ぶ元島民の方々の思いを酌み取りながら、領土返還運動の関係団体などとも連携し、国への要請活動を行うなど、四島の帰属の問題を注視しつつ、両国間の外交交渉が進展するよう取り組みを進めてまいります。

次に、IRに関し、基本的な考え方についてであります。有識者懇談会については、IRの誘致に関し、特定の方向性などを取りまとめる場ではなく、道としての考え方を整理するに当たり、専門的な見地からの御意見をお伺いするために設置したものであり、これまで3回の懇談会を開催し、当初予定した検討課題であるIRの基本コンセプトや優先すべき候補地、ギャンブル等依存症を初めとする社会的影響対策などについて、道の考え方を提示し、各構成員の皆様から御意見を伺ってまいったところであります。

今般お示しをした基本的な考え方においては、今後の議論をさらに深めていくため、これまでの懇談会での検討内容を取りまとめ、庁内の検討会議での調整を行った上で、IRを誘致する場合に想定される諸課題への対応方向をたたき台として整理したものであり、道議会での御議論はもとより、次回の懇談会や地域での説明会、さらには道のホームページなどを通じ、幅広い方々から御意見を伺いながら、丁寧に検討を進めてまいります。

次に、道の対応についてであります。IRについては、観光の振興はもとより、地域経済の活性化や良質な雇用の創出など、さまざまな効果が期待される一方で、カジノの設置に伴うギャンブル依存症などの社会的影響への懸念もあるところであります。

IRの導入を本道観光の発展につなげていくためには、こうした効果の最大化を図るとともに、懸念される影響を最小化していくことが重要と考えるものであります。

道といたしましては、今般お示しした基本的な考え方をもとに、プラス、マイナスの両面からの効果等について、さらに検討を進めるとともに、国における区域認定スケジュールの検討状況や、他の都府県等の動向をしっかりと見きわめながら、誘致について適切に判断をしてまいる考えであります。

次に、アイヌ政策についてであります。我が国の先住民族政策の根拠となる新たな法律の制定については、アイヌの人たちや市町村からの意見も踏まえ、現在、国において検討が進められているところであります。

このため、道といたしましては、法律を早期に制定し、アイヌの人たちを先住民族と位置づけることはもとより、従来の福祉政策に加え、地域振興や産業振興など、幅広い事業展開を支援するために、市町村の財政負担が少なく、利用しやすい新たな交付金制度の創設や生活向上施策の

充実などについて、先日、加藤アイヌ協会理事長とともに菅内閣官房長官に要請をいたしたところであります。

アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上が一層図られるとともに、民族としての誇りが尊重される社会の実現が何より重要であり、新たな法律に基づく総合的なアイヌ政策が着実に推進されるよう、引き続き、アイヌ協会と連携しながら、国に働きかけてまいります。

次に、建築物用オイルダンパーについてであります。KYBなど、免震・制振オイルダンパーの製造メーカーが、検査データを書きかえるなどした製品を出荷してきたことは極めて遺憾であり、KYBなどが、みずから、不正の全容に関する事実確認や原因究明などに迅速に取り組み、建築物の安全確保を図る責任があると認識するものであります。

道では、KYBなどに対して、道内に設置されているオイルダンパーに関する詳細な情報提供や説明を繰り返し求めているところであり、今後、他の特定行政庁と連携して、違反の有無の確定や是正措置の確認などを行うとともに、オイルダンパーの速やかな交換や、国において策定される再発防止策の確実な履行を求めるなどして、建築物の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、包括連携協定についてであります。道では、民間企業などが有する資源を活用し、道政情報や北海道の魅力の発信、地域の活性化など、施策の効果的な展開を図ることを目的に、企業から提案いただいた協働事業を展開していくため、平成18年度に包括連携制度を創設し、これまで、民間企業や大学などとの協働事業に積極的に取り組んでまいったところであります。

こうした中、株式会社ポケモンから、世界的な人気キャラクターのポケモンの着ぐるみやイラスト素材を活用した、観光、子育て、教育などに関する協働の取り組みについて提案を受け、本年10月、包括連携協定を締結し、被災地で子どもたちを元気づけるイベントを開催するなど、具体的な取り組みを始めたところであります。

議員が御提案の位置情報ゲームソフトのポケモンGOは、ポケモン社が別会社とともに共同運営をしているため、さまざまな制約があるほか、安全性の確保などの課題もあるところであり、今後、こうした点も含めて、その効果的な活用についてポケモン社と協議をしてまいります。

最後に、夜間中学についてであります。夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を超過した方や、不登校など、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方々などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として、重要な役割を担っていると認識いたします。

道では、これまで、夜間中学等に関する協議会に参画し、夜間中学に求められる役割やニーズの把握の方法などについて協議を行ってきたところであります。

私といたしましては、本道に暮らす全ての方々の学びの環境を整えることは大切であると考え、今後、夜間中学の設置に向け、道教委や札幌市を初めとした関係機関との具体的な協議を進めるなど、速やかに対応してまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）人口減少対策に関し、体験移住についてでございますが、道では、これまで、体験移住事業に取り組む市町村や関係団体と連携し、東京で開催する北海道暮らしフェアなどのイベントや移住相談会で、地域のPR等を行ってきているところであり、来場者や相談者の中には、「ちょっと暮らし」に興味を持つ方々が多く、移住を検討している方において、体験移住のニーズは高いものと考えております。

こうした体験移住が、実際に移住先候補として地域に足を運ぶきっかけとなっており、また、長期に滞在し、その土地で暮らすことにより、観光では経験できない地域の魅力に触れ、その後の移住へとつながっている事例も多く見られることから、道といたしましては、今後一層、地域での交流内容を充実させますとともに、対象者ごとに事業の周知方法を工夫するなどしながら、移住、定住に向けた取り組みの一環として、その効果的な活用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、胆振東部地震等に関し、災害ボランティアセンターについてでございますが、北海道災害ボランティアセンターでは、発災直後から、厚真町、むかわ町、安平町に職員を派遣し、早期の現地災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアの募集情報の発信、市町村の社会福祉協議会に対する応援要請などのさまざまな支援を行ったところでございます。

また、大規模災害発生時のボランティアの受け入れには、支援ニーズとのマッチングを円滑に行うことが重要でございますことから、北海道災害ボランティアセンターでは、昨年度から、コーディネーターの養成研修にも取り組んできたところでございまして、こうして養成された方々によって、今回、延べ1万2000人余りに及ぶボランティアの方々の活動が円滑に行われたものと考えており、道としては、災害検証委員会での検証も行い、平常時からの人材育成に努めてまいります。

次に、総合診療医の養成についてでございますが、医師が偏在する本道において、効率的な医療サービスを提供する上で、幅広い診療に対応できる総合診療医は重要な役割を担うものと認識いたしております。

このため、道では、関係学会と連携し、道内3医育大学の医学生や初期臨床研修医を対象として研修会を開催し、総合診療科への理解の促進に努めますとともに、北海道専門研修ガイドブックを作成し、専門研修プログラムについて、道内外に広く周知を図ってきたところでございます。

また、ホームページによる総合診療医の活躍事例の紹介のほか、本年度、新たに、総合診療の地域住民への普及啓発を行う医療機関に対する支援などに取り組んでいるところであり、今後と

も、これらの取り組みを進めますとともに、地域医療に貢献する総合診療医の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇） J R 北海道の収支見通しについてでございますが、先般の関係者会議において J R 北海道が示した収支見通しにつきましては、期間が5年間に限られていることや、収支改善を含め、経営の自立に向けた具体的な道筋が明らかになっていないこと、さらには、J R 北海道の毎年の経常損失については、平成31年度に運賃改定を行ってもなお拡大傾向にあるなど、多くの課題があるものと認識をしております。

道といたしましては、地域における協力、支援の検討や、利用促進の取り組みを初めとする事業計画の策定に当たりましては、運賃改定の考え方も含む将来的な収支の見通しなどの情報が明らかにされる必要があると考えており、地域における検討協議の場などで丁寧に説明を行うよう、引き続き J R 北海道に対して強く求めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部空港戦略推進監豊島厚二君。

○総合政策部空港戦略推進監豊島厚二君（登壇） 交通政策に関し、空港運営の民間委託後の災害対応についてでございますが、空港は、本道の産業経済や道民生活を支える極めて重要な社会基盤であり、高い公共性、安全性が求められることから、民間委託後も適切な防災対策が行われる必要があるものと認識しております。

こうしたことから、道内7空港の運営の一括民間委託におきましては、事業者に対し、管理者が求める公共サービスの提供水準を示した要求水準書の中で、事故や自然災害を含むさまざまな緊急事態に際しての計画の策定や、空港の安全、保安の維持、さらには、利用者の利便性向上に係る具体的な提案を求めることとしているところでございます。

これら要求水準や提案内容は、実施契約の一部を構成し、事業者は履行義務を有することとなり、道といたしましては、委託期間を通じて、4管理者共通の枠組みによりモニタリングを行い、万が一、不適切な点があれば、それを是正させるなど、確実な防災対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇） 初めに、配偶者や交際相手からの暴力の防止に向けた道民への啓発についてであります。配偶者や交際相手からの暴力を防止するためには、学校、家庭、地域など、あらゆる場で人権尊重の意識を高めていくことが重要と認識しております。

とりわけ、若年層に対し、交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することは効果的であることから、道教委と連携し、中学生や高校生に対して、デートDVの防止を呼びかけるリーフレットの配付や、学校でのDV防止出前講座の実施、教職員向けの指導用手引の作成な

どの取り組みを行ってきたところではありますが、引き続き、理解の促進に努める必要がございます。

このため、道といたしましては、配偶者や交際相手からの暴力の防止に向け、道教委、大学、民間シェルター等、関係機関と連携しながら、若年層も含め、道民の理解が一層深まるよう、インターネットを初め、多様な媒体を活用するなど、効果的な普及等に努めてまいります。

次に、博物館等周辺地域の整備に関し、百年記念塔についてでございますが、道といたしましては、専門家などの意見を伺い、また、パブリックコメントの結果を踏まえた上で、安全性の観点などから、解体もやむを得ないと判断し、このたびの、野幌森林公園エリアの再生に関する構想案におきましても、先人の思いを引き継ぎ、未来志向に立った、本道を象徴する新たなモニュメントを設置することとしたところでございます。

また、記念塔につきましては、学校の校歌や校章などにも使用され、地域のシンボルとして根づいておりますことから、解体するに当たり、塔に関する思い出や記憶を取りまとめ、保存するための取り組みを行うこととしたところでございます。

道といたしましては、年内にこの構想を策定した後、そのコンセプトや耐久性などにも配慮した上で、プロポーザル方式など、さまざまな手法を通じて、より多くの方から提案をいただきながら、新たなモニュメントの具体像を決めるなど、このエリアが、北海道の歴史や文化、自然を五感で体感し、交流できるにぎわいのある空間となるよう、各般の取り組みを計画的に進めてまいります。

最後に、2020年東京オリンピック競技大会についてでございますが、東京オリンピックの実施競技は、大会組織委員会において、各国際競技連盟との調整を経て、国際オリンピック委員会の承認を得た上で、全競技の会場やコースが決定され、既に公表されているところであります。

また、マラソンや競歩、トライアスロンなどの屋外競技が、7月下旬から8月上旬の厳しい暑さの中で実施されることが想定されますことから、現在、組織委員会では、東京大会の気象状況を想定したトレーニングができるよう、各国のオリンピック委員会に気象情報を提供するとともに、国や競技団体などと連携し、気象データを踏まえた医科学的な見地から、スタート時間の前倒しのほか、競技特性に応じた給水や沿道の緑化、路面の遮熱、保水性舗装などの暑さ対策について検討を行い、選手はもとより、関係者や観客の健康への影響が生じないよう取り組んでいるものと承知しております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君（登壇）医療・福祉政策に関し、不育症治療についてでございますが、道におきましては、流産を繰り返すなど、不育症の方々を支援するため、旭川医大に相談センターを設置し、専門の医師による相談対応を行うほか、昨年度から、検査や治療に要する医療費の助成に取り組んでおり、高額な治療費に対する経済的負担や、出産に至らないことへの精神的負担の軽減につながっているものと考えております。

道といたしましては、引き続き、こうした支援に取り組むとともに、不育症は不妊に比べて認知度が低く、悩みを1人で抱えている方もいらっしゃることから、医師会や産婦人科医会とも連携しながら、医療機関を通じて、検査方法や治療効果などを幅広く普及啓発するなどして、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）第1次産業に関し、トドによる漁業被害対策についてであります。道においては、トドによる漁業被害防止対策を効果的に進めるためには、採捕数の増加につながる取り組みが重要と考えているところでございます。

このため、道は、海上での作業になれた漁業者ハンターの育成に取り組み、平成24年度は66名であったものが、29年度では95名と、着実に増加しているところでございます。

道としては、今後とも、漁業団体や市町村などと連携し、ハンターの育成確保に加え、トドの来遊状況に応じた地域間における採捕枠の柔軟な配分やハンターの派遣を行うとともに、強化網の導入支援や、トドの生態、食物連鎖などを踏まえた有効な忌避技術について研究機関と検討を行うなど、漁業被害額の軽減に向け、被害防止対策を推進してまいる考えであります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）外国人の受け入れについてであります。在留資格に関する法改正により、道内に居住する外国人の増加が見込まれ、道、市町村においても、円滑なコミュニケーションの実現や医療・保健・福祉サービスの提供など、外国人が暮らしやすい地域社会づくり、子どもの教育の充実といった分野での対応が一層重要になるものと考えているところであります。

また、道が関係団体に行った聞き取り調査では、外国人材の受け入れに関し、人材不足対策の有効手段である、外国語に堪能な人材を確保できるといった期待の声があり、道といたしましては、引き続き、人材確保対策推進本部の外国人材分科会などを通じて、受け入れ意向の把握など、地域や業界の状況把握に努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）道職員の仕事と介護の両立についてであります。職員の退職理由は複数にわたるものが多く、また、個人情報への配慮もあり、退職を承認するに当たっては、理由の申告を義務づけていないため、正確な把握は行っておりませんが、介護等を理由とした退職も存在しているものと考えているところであります。

道では、職員が介護を行いながら勤務を続けられるよう、昨年、これまでの介護休暇制度に加え、新たに、1日に2時間まで取得できる介護時間制度や、時間外勤務を免除する制度を設けるなど、支援を強化するとともに、毎年度実施する自己申告制度により、家族の介護の状況などを

把握し、職場として業務の軽減を行うことや人事配置へ反映させることなど、仕事と介護の両立に向けた取り組みを進めているところです。

道といたしましては、今後とも、介護を行う職員を含め、全ての職員が、健康で、意欲と能力を発揮できるような魅力ある働きやすい職場環境の整備に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）北方領土問題に関し、共同経済活動についてであります。外務省からの情報によりますと、このたびの首脳会談におきましては、10月初めの四島でのビジネスミッションの実施を両首脳が歓迎し、その作業の進捗を確認するとともに、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するよう、さらに作業を進めることで一致したとのことでございます。

また、政府から道に対する首脳会談前の情報提供につきましては、共同経済活動に関し、首脳会談に向けて10月末に行われた両国次官級協議におきまして、海産物の増養殖の専門家を交えた会合を行う必要があることで一致したという旨、外務省から連絡があったところでございます。

道といたしましては、四島の帰属の問題を含め、政府間で動きがあることを踏まえまして、今後、両国間の協議の状況を一層注視し、隣接地域や元島民団体などと連携を図りながら、国への要望等、共同経済活動に関する必要な取り組みを行ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）原子力防災対策についてでございます。道では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、自然災害との複合災害時において、災害による差し迫った危険がある場合は、住民の安全確保を最優先に対応することとしており、避難行動により人命が危険にさらされるリスクを回避するため、安全な避難が可能となる天候や道路状況になるまでは、屋内退避を優先することとしているところであります。

道といたしましては、バスによる住民避難が円滑に行われますよう、バス協会やバス事業者の御意見を伺いながら研修を実施するなど、バス運転手の安全確保を大前提としたバス要請・運行要領に基づく取り組みの実効性の確保に努めるとともに、人命最優先の対応を基本に、関係自治体や防災関係機関と連携しながら、さまざまな事態を想定した訓練を繰り返し実施し、必要な課題を把握した上で、住民の皆様方の安全が確保できるよう、万全を期してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）松山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、配偶者や交際相手からの暴力の防止の取り組みについてであります。配偶者や交際相手からの暴力、いわゆるDVの加害者にも被害者にもならないためには、若年層に対し、暴力の根絶について学習する機会を提供することが重要であります。

道教委としては、知事部局と連携して、DV予防に対する理解を深めるため、中・高生向けの啓発リーフレットを配付するとともに、教職員や医療関係者等を対象に全道セミナーを開催するなどして、若年層における交際相手からの暴力の防止に取り組んできたところでありますが、今後とも、理解の促進に努めていく必要があると考えております。

DVの予防教育は、配偶者や交際相手のみならず、全ての人間関係において暴力のない対等な関係が大切であると気づかせ、人権意識を高めるものであり、今後とも、道教委としては、保健体育や道徳などにおいて、互いの人格を尊重することや望ましい人間関係を築くことなどについて適切に指導するよう、市町村教育委員会や道立学校に対して働きかけてまいります。

次に、教育課題に関し、まず、夜間中学についてであります。道教委では、昨年11月に、夜間中学に関し、そのあり方について、道や札幌市の職員に加え、教職員、自主夜間中学などの民間団体の関係者、学識経験者等により構成される、夜間中学等に関する協議会を設置し、これまで、公立夜間中学に求められる役割やニーズの把握方法などについて協議を行ってきたところであります。

本年9月からは、協議会での議論を踏まえ、札幌市を初め、石狩管内を中心に、市町村教育委員会の協力を得て、夜間中学の周知を兼ね、ポスターの掲示やパンフレットの配付により、ニーズの把握に努めてきたところであります。

今後、こうしたニーズの把握の結果等を早急に取りまとめ、望ましい学習内容や設置場所などについて協議を行うとともに、札幌市教育委員会とも連携しながら、北海道における夜間中学に求められる機能や道と市町村の役割分担など、本道における夜間中学の設置に向け、具体のあり方について、スピード感を持って検討してまいります。

次に、学校における働き方改革の取り組みについてであります。道教委では、私を初め、本庁、教育局の職員が学校を訪問し、管理職員や一般教員から、直接、働き方改革の取り組み、課題について聞き取りを行うとともに、今年度上半期までの取り組みについて調査し、現在、その取りまとめを行っているところであります。

その結果、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置は大いに効果があるとの回答を得る一方、一部の実験校で実施した出退勤管理システムに関しては、システム導入について評価はあるものの、パソコンの立ち上げに時間がかかることや、職場環境に合った設置が必要といった意見があるなど、改善を必要とする取り組みも見受けられたところであります。

このため、道教委では、引き続き、教員の負担軽減を図るため、これらの聞き取りや調査から課題を的確に把握し、勤務時間の制度改善の検討、システムの改良などに努めるとともに、国の動向や有識者からの御意見なども踏まえながら、道内の全ての学校において働き方改革が着実に進むよう全力で取り組んでまいります。

最後に、教員の負担軽減についてであります。学校における働き方改革を進め、業務負担の軽減や多忙化を解消し、教員が、子どもたち一人一人にしっかりと向き合い、きめ細かで質の高い教育を実現するため、道教委では、調査業務等の見直しなどの業務改善に取り組むほか、変形

労働時間制の対象業務の拡大など、勤務時間の制度改善の検討に取り組んでいるところであります。

一方で、教職員定数の一層の改善など人的対応も大切であると認識しているところであり、専科指導教員やスクール・サポート・スタッフなどの拡充について国に対して強く要望するとともに、市町村教育委員会、学校の意向を把握し、加配など国の施策を効果的に活用しながら、道教委として、学校における働き方改革や指導体制の充実に積極的に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 松山丈史君。

○37番松山丈史君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問をします。

まず、知事の去就についてです。

知事自身の去就について伺いましたが、知事は、まだ思いは全く及んでいないと、これまでと同様のことを繰り返すだけです。道民は、知事の去就を注目しております。

復旧、復興を最優先で進めると言いますが、いつまでに復旧、復興を実現させるかすら示せていませんし、取り組まなければならない喫緊の課題として挙げた人手不足への対応や交通ネットワークの確保についても、4期16年目になっても、なお、いまだ先が見通せない状況にあります。

これらの課題に対しては、いずれも、トップの強力なリーダーシップが不可欠であると考えますが、高橋知事からはそれが感じられず、知事としての職責を果たしているとはとても言いがたく、多くの道民の期待を裏切ったと言わざるを得ません。

高橋知事は、道政が停滞している現状を改めて認識し、自覚すべきです。そうすれば、おのずと答えが見えてくるのではありませんか。

現時点で、みずからの去就を示せないというのであれば、少なくとも、その態度を表明する時期についてはこの場で示すべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、職務の成果についてです。

知事の任期は残りわずかですが、4期目の締めくくりをどのようにしたいと考えているのでしょうか。

多くの道民は、知事としての職務を全力で全うしてほしいと期待していますが、知事の答弁からは、知事自身の強い思いは感じられず、ただ漫然と道政運営を行っているとしか受けとめられないものでありました。

高橋知事は、4期16年という長期にわたり道政運営を行ってきておりますが、多選によるメリットは何であったのか、また、デメリットは何であったのか、みずからの道政運営を振り返りどうであったか、知事の所見を伺います。

次に、災害対策についてです。

胆振東部地震の発生から、間もなく3カ月となります。復旧、復興については緒についたばかりです。

厚真、むかわ、安平の3町を初め、道内で応急仮設住宅などで厳しい冬の避難生活を迎えた方々、震度7を記録した地震と全道のブラックアウトの打撃からの回復に全力で頑張る農業、観光を初めとする方々をしっかりと支援していくことが求められております。

さまざま伺いましたが、復旧・復興方針や森林復旧の対応方針については、年度内の取りまとめとされたわけです。

この時点では、既に新年度予算の編成は終わっているわけですが、1日でも早い復旧、復興のための事業は切れ目なく行う必要があることから、骨格予算ではあっても、当初予算でできる限りの予算計上をするよう、強く求めておきます。

ブラックアウトへの対応について再質問をいたします。

前代未聞のブラックアウトが起きてしまったのに、地域自立・分散型のエネルギー社会に向けた施策のスピード感がうかがえない答弁でした。

再生可能エネルギーの導入に向けて、さらなる加速化に向けた取り組みを強化すべきと考えますが、知事の所見を改めて伺います。

また、北電に対して、北電としても再生可能エネルギーの導入を積極的に行うよう要請すべきと考えますが、所見をあわせて伺います。

次に、J R 北海道の路線維持対策についてです。

8線区の収支についてですが、道は、各地域における検討協議の場などにおいてJ R 北海道が示している収支見通しについて、運賃改定の考え方も含む将来的な収支の見通しなどの情報が明らかにされる必要があると認識しているにもかかわらず、いまだにJ R 北海道からは示されておられません。

単に、引き続きJ R 北海道に対して強く求めていくということだけでは、その状況が進展するとは到底思えませんし、今のような進め方では、スピード感もなく、限界があります。

早急にJ R 北海道がその詳細な情報を示すよう促すためには、道として、今後のスケジュールや進め方などを改めて見直す必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

J R 北海道への支援については、J R 北海道の収支見通しの具体的な内容が示されず、地域において検討すらできない状況にある中では、何の議論もできません。

少なくとも、現行法の期限である平成32年度までは、国の責任においてJ R 北海道への支援を行うべきであり、国の考えである、地方自治体等からも同水準の支援が行われることを前提とするならば、国と地域の役割分担や地方財政措置のあり方について明らかにするよう、強く求めるべきです。

一方で、維持困難線区の利用促進に資する支援について、近く国と協議するとの答弁です。

単に赤字補填とならない道独自の支援も含め、いつまでに、また、どのような具体の支援策を示そうとするのか、認識を伺います。

また、知事は国に対してどのように臨む考えなのか、所見を伺います。

次に、地域医療の確保についてです。

医師の地域偏在について、法改正により、道が来年度中にも医師確保計画を策定することとなったことを踏まえ、計画策定を通じた是正への今後の取り組みを伺いましたが、知事からは、実効性の高い医師確保対策を進めると、危機感のない通り一遍の答弁でした。

医師の地域偏在対策をめぐっては、御承知のとおり、昨年、旭川医大において、道の奨学金制度を利用する地域枠の減員が決定され、新たに枠を設けた北大では応募者が出てこない状況にあるのです。

こうしたことから、新たな枠組みの医師確保対策において、医育大学などとの一層の連携は、耳ざわりのいい言葉で終わってはならず、道内の医師確保に向けて、関係者が一丸となり、これまでの延長線上にとどまらない、あらゆる対策を立案し、知事みずからが実行していくべきなのです。

計画策定を通じた医師偏在の是正について、知事はどのような決意を持ち、どのように主体性を発揮して取り組んでいくのか、改めて伺います。

国の暫定措置で増員されている道内の医育大学の定員について、取り扱いが不透明な平成34年度以降に向けての取り組みを伺いましたが、必要な定員が確保されるよう国に求めていくと、当事者として切迫感に欠ける答弁でした。

国の方向性は、あくまで全体定員の減であります。広大かつ人口が分散した本道においては、医育大学が三つもあるとはいえ、医師が都市部に集中し、医師の地域偏在は極めて深刻であり、あらゆる機会、手段をもって北海道の声を国に強く訴えていく必要があるのだと考えます。

暫定措置の維持に向けて、知事は、今後、どのように取り組んでいくのか、改めて伺います。次に、児童虐待防止についてです。

室蘭児童相談所の分室設置については、長年の懸案であった、広範な所管地域における相談体制が整備されることによって、より細やかな対応について期待を持てるものであり、1日でも早い設置に向けて協議を進めるよう求めておきます。

しかし、対応件数は年々増加していることから、児童虐待そのものを根本からなくす対策は強化していかなければなりませんし、これが、北海道の未来を担う子どもたちのことを強く思うことがあらわれた知事公約であったはずですが。

いま一度、児童虐待の根絶に対する知事の強い決意を伺います。

次に、国際交渉についてです。

T P PやE UとのE P Aが実際に動き出す段階を迎え、アメリカとのF T A交渉が今にも動き出すという、本道を初めとする1次産業にとっては大変な時期を迎えました。

知事の答弁では、危機感を持ちとは言いつものの、その危機の具体的内容も対応も示されないままで、道内の関係者、地域は、激烈な競争の荒波に立ち向かうこととなります。

11月28日の衆議院外務委員会での質疑では、E Uとの間でのチーズ輸入の影響はほぼ全面的に北海道が受けることを政府がやっと認めたそうですが、現場の不安に真摯に向き合わない政府に追従するだけの対応では、地域の基盤である1次産業が衰退するばかりです。

危機的状況の突破のために、知事として具体的にどう取り組んでいくのか、重ねて伺います。

次に、ホッカイドウ競馬の誤審問題についてです。

この問題は、払い戻しをすればそれで終わるという話ではありません。馬主を初め、厩舎や騎手、さらに、馬の生涯獲得賞金などの成績など、影響が広範に及ぶ重大な事案であり、競馬事業の主催者としての責任は明確です。

また、正しい到達順位への払い戻しに補正予算を計上するなど、北海道地方競馬会計の健全化が見え始めてきたところに多額の損失をもたらしたことは、知事として、責任を痛切に実感すべきであり、謝罪をするならば、みずからの責任も認めるべきです。

改めて、この事案に対する知事自身の責任についての認識を伺うとともに、どのような対応をされるのか、所見を伺います。

次に、漁業法改正について指摘いたします。

今回の漁業法改正は、昭和24年に現行法が制定されて以来、70年ぶりとなる大幅な改正であります。

その内容は、漁業権の民間への開放、漁船ごとのT A Cの個別割り当て制の導入、漁業調整などを担ってきた漁業協同組合に関する見直し、漁業者の代表として選ばれてきた海区漁業調整委員会委員の公選制の廃止などで、長きにわたり沿岸漁業を支えてきた漁業制度の根幹が崩されるのではないかと危惧いたします。

法改正に伴う具体的な運用に関して、本道の実態に即したものとなるよう、国へ働きかけるとの知事の答弁もありましたが、漁業法の大幅な改正に関する情報提供を積極的に行っていないことや、今後、道として、国に対して何を求めていくのか、浜の声を把握して、地域の実情を考慮しながら、本道の漁業者のためにしっかり取り組んでいくよう指摘をしておきます。

次に、道内経済の状況についてです。

道内総生産について伺ったところ、近年は増加傾向、かつ、全国順位は8位前後で推移しているとの答弁がありました。

しかし、1人当たりの都道府県民所得で見ると、全国順位は35位前後にまで落ち、さらに、先ほど触れたように、平成27年度の都道府県民の雇用者報酬は、37の都府県でプラスになったにもかかわらず、本道はマイナスとなっており、今後も他都府県との格差拡大の懸念が大きいといえるのですから、知事の認識と分析は甘いと言わざるを得ません。

こうした道内総生産の状況と、道民所得、とりわけ雇用者報酬の状況との乖離についてしっかりと分析し、改善に結びつける考えはないのか、知事に伺います。

次に、外国人労働者の受け入れについてです。

各現場が直面している人手不足の窮状への対応が必要であることは私どもも認識をしておりますが、今回の入管法の改正内容及び進め方は、余りに粗雑で、乱暴きわまりないものです。

知事は、入管法の改正内容や国会審議への所見について、外国人材を受け入れることが重要であると答弁し、受け入れ環境の整備などの課題の対処は国に働きかけると答弁されました。何ら

の問題意識も、知事としての責任感も感じられません。

今回の法改正は、道を初めとする自治体の運営や国民生活のあり方にも大きな影響を及ぼす政策転換と受けとめるべきものであり、政府・与党による拙速な新年度実施への認識、対処について、改めて知事の所見を伺います。

受け入れの影響について、道の関係機関からの聞き取り調査では、外国人材の受け入れは人材不足の有効手段である、あるいは、外国語に堪能な人材を確保できるなど、前向きで期待の声があるとの答弁がありました。

しかし、経済部が実施した道内企業経営者意識調査では、回答した564社のうち、約66%が、外国人労働者について「雇用したくない」と回答しております。日本語でのコミュニケーション能力や文化の違いを懸念しているようです。

これは、道により実施され、公表された調査の結果なのです。この調査結果への知事の所見を伺います。

また、有効で、期待する声があるという、法改正を後押しするばかりの答弁と、受け入れには慎重との回答が3分の2を占める調査結果とは、大きな落差があります。どういうことなのか、整合性のある説明を求めます。

次に、北方領土についてです。

70年以上もの間、旧島民や領土返還運動の関係団体が求めてきたのは、みずからの故郷である四島の返還であります。

安倍首相は、プーチン大統領との会談後、領土問題を解決して平和条約を締結するのが我が国の一貫した立場で、この点に変更はないとしていますが、このたびの、1956年の宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの合意は、二島返還が前提ではありませんか。

知事は、政府の考えと同じく、従来の方針と変わらぬ立場をとるとしているのですが、改めて、知事の、従来の方針についての所見と、四島返還に対する断固たる決意を伺います。

共同経済活動に関して、日ロ両首脳がビジネスミッションを歓迎する一方、現状は、ロシアによる北方領土の実効支配が続いております。

共同経済活動は、あくまで、領土返還に向けた新たなアプローチと捉えるのであれば、多面的に北方領土の現状を把握した上で戦略を進めていく必要があります、まずは、北方領土に日本経済を持ち込む観点に立ち、地元企業の進出を推し進め、島々について、我が国の領土としての色合いを強めていくことが非常に重要であると考えます。

そこで大事なのが、交渉情報の共有であり、北海道と政府の意思疎通ではないでしょうか。

領土問題が国家の主権にかかわる事案であることは重々承知しておりますが、道が蚊帳の外に置かれ続けているのはいかがなものでしょうか。

情報提供が一向に改善されない状況に憤りを覚えますが、知事の所見を伺います。

次に、IRについてです。

基本的な考え方について、有識者懇談会の最終取りまとめが行われていない中での公表は、答

弁を聞いても全く理解できないものです。

意見交換では、住民説明会などを行うとしておりますが、その開催地域や回数も何も決められておらず、パブリックコメントも行わないとのことであり、ますます、この時期に公表する意義がわかりません。

まして、庁内の検討会議は、関係する一部の意見を聞いただけで、道庁全体の合意形成さえとれていないようです。

こうしたやり方は、対象地域の住民はもとより、道民全体の混乱を招くだけですが、このことについての所見と、苫小牧を優先したものを今公表した意味合いについて、改めて伺います。

判断時期については、他の都府県の動向を見きわめるとしてはありますが、この問題に関しては、他県がどうこうというよりは、道自身の問題であり、その判断を知事が負う立場にあるはずなのです。

どの程度の議会議論や道民意見の聴取といったことがなされれば判断するのか、そのことだけでも示す必要があると考えます。知事の所見を伺います。

次に、博物館周辺地域の整備についてです。

私が卒業したひばりが丘小学校の校章には、まさに百年記念塔が表現されています。しかし、老朽化した百年記念塔を解体することに、私は、さほどためらいはありません。

一方、百年記念塔の形はあの形でなければなりません。したがって、モニュメントをつくるにしても、あの形のミニチュアレプリカでなければ、何の意味もありません。

また、今の時代、バーチャルリアリティーやプロジェクションマッピングなどとして記憶を残す方法もあります。この形の維持について、知事の所見を伺います。

また、解体のイベント化についての答弁はされませんでした。解体に当たっては、解体自体をイベント化するなど、それ自体を観光資源とすることや、新しい解体方法の壮大な実験に寄与させるなど、学術利用を図ることを大いに検討すべきであります。

一例を紹介します。

ハロモナス・ティタニカエという生物は、鉄を食べる微生物として知られていますが、こうした、未来へ活用できるかもしれない自然と共生する社会への実験を推進すべきと考えます。

解体方法について、知事の所見もあわせて伺います。

日本医師会と東京都医師会が、選手や観客の命にかかわりかねないなどとして、午前7時に設定されているマラソンのスタート時間を1時間半繰り上げ、午前5時半のスタートとするよう、大会組織委員会や東京都に要望したことを受け、今週、小池東京都知事はI O Cのバッハ会長にも要請したとされています。

これにより、多少は、選手、観客、ボランティアスタッフなどの生命の危険性は軽減されるでしょうが、あくまでも軽減にすぎません。

また、その時間から開始しようとする、公共交通機関は通常は運行していないために、運営上さまざまな支障が出ることはもちろん、選手のコンディション調整にも影響が生じることは容

易に想像できます。テレビ観戦をするにしても、欧米がゴールデンタイムで放映されることになります。

時間の変更については、近々のIOC理事会で議論されることになっていると聞いておりますが、きょう、この本会議が終わり次第、知事から小池知事に、受け入れの用意があることを電話するなどして、マラソン、競歩、トライアスロンなどの北海道開催のメリットを伝えるべきと考えますが、知事の決意を伺います。

次に、教員の時間外勤務の解消についてです。

一部の実験校で実施した出退勤管理システムは、勤務時間外における会議や打ち合わせ時間の記録をしなければ、単に帰りの時刻を早めるためだけの記録になりかねないものとの声があります。

今後、どのように実験校での記録を実施しようとするのか、教育長の所見を伺います。

また、時間外勤務の解消に、スクール・サポート・スタッフや部活指導員の配置などの人的配置に目に見える効果があることは明らかです。

専科指導教員やスクール・サポート・スタッフの引き続いての拡充はもちろんのことですが、教職員自体をふやすことが何よりも重要です。

現在の学力向上一辺倒での加配事業から、教員の本務である授業の準備に係る時間を確保し、よりよい授業を実践するための加配事業を検討するほうが、実効性のある時間外勤務の解消につながると考えるものですが、教育長の所見を伺い、再々質問を留保して、質問を終わります。

（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇） 松山議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、道政運営についてであります。本道においては、人口減少問題を初め、産業の担い手不足や地域交通の確保など、先送りできない多くの課題に直面をいたしているところであります。

そして何よりも、胆振東部地震により被災した地域の一日も早い復旧、復興に日々全力で取り組む必要があるところであり、私自身のことについては、まだ思いは及んでおりません。

次に、道政課題への対応についてであります。私は、就任以来、本道の強みを生かした北海道ブランドの向上や産業の活性化などに取り組んできたところであり、この間、外国人観光客の飛躍的な増加や食品輸出額の増大といった、取り組みの成果があらわれてきている一方、人口減少問題への対応など、持続可能な地域社会の形成に向けて、粘り強い取り組みが必要な課題もあるところであります。

また、いわゆる多選については、さまざまな御意見があり、それぞれの政治家は、そうしたことを踏まえ、真摯に考えていくべきものと受けとめているところでありますが、最終的には有権者の皆様方が判断されるものと認識をいたします。

次に、新エネルギーの導入についてであります。本道においては、各地域に豊富で多様なエ

エネルギー資源が賦存しており、こうしたさまざまな資源を活用し、地産地消の取り組みを進めていくことは大変重要であります。

道といたしましては、北電に対し、電力の安定供給と再生可能エネルギーへの積極的な取り組みについて引き続き求めるとともに、身近な地域で自立的に確保が可能な資源を効果的、効率的に活用していただけるよう、地域や企業の皆様と連携して、災害時の自立型電源ともなり得るエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいりたいと考えております。

次に、J R 北海道の収支見通しについてであります。J R 北海道が示した収支見通しにつきましては、期間が5年間に限られていることや、収支改善も含め、経営の自立に向けた具体的な道筋が明らかになっていないことなど、なお多くの課題があるものと認識をいたします。

道といたしましては、地域における協力、支援の検討や、利用促進の取り組みを初めとする事業計画の策定に当たっては、将来的な収支の見通しなどの情報が早急に明らかにされる必要があると考えるものであり、引き続き、J R 北海道に対して強く求めてまいります。

次に、J R 北海道の事業範囲の見直しについてであります。関係者会議などにおいて示された国の支援の考え方については、地域としての支援に関し、道民の皆様の御理解をいただく上で、なお整理すべき課題が残されているところであり、道では、引き続き、国と地域の役割分担や地域負担額、地方財政措置のあり方などの課題について、国とさらに議論を深めてまいりたいと考えております。

また、道といたしましては、J R 北海道の極めて厳しい経営状況や来年度予算の編成時期などを踏まえ、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支出を行うことが必要と考えるところであり、近く国と協議をしております。

次に、医師の偏在対策についてであります。道では、医育大学や医師会、市町村などで構成する医療対策協議会において、これまでの医師確保対策を検証した上で、来年度策定する医師確保計画に、医師の確保方針や、医療圏ごとに確保すべき医師数、具体的な施策を定めるなどして、医師の地域偏在の解消に向け、実効性の高い医師確保対策に取り組んでまいります。

次に、医学部の入学定員についてであります。平成32年度と33年度の暫定的な定員については、各医育大学の考え方を確認し、その取り扱いについて協議を行うほか、34年度以降の取り扱いについては、必要な定員が確保されるよう、関係団体などと連携を図りながら、国に対して強く求めてまいります。

次に、児童虐待への対応についてであります。児童虐待は、命の危険にもつながる重大な権利侵害であり、絶対にあってはならないものであると強く認識をいたします。

私といたしましては、虐待の根絶に向けて、子育て家庭をきめ細やかに支援することが重要と考えるものであり、児童相談所の機能強化はもとより、地域の見守り機能の強化や母子保健・医療サービスの充実など、総合的な施策を推進し、子どもたちが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に全力で取り組んでまいります。

次に、国際交渉への対応についてであります。私といたしましては、本道農業をめぐる国際

環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、TPP11等の影響について継続的に把握するとともに、地域の実情、意向を十分に踏まえつつ、各作物の生産体制や農地等の計画的な整備はもとより、ブランド力を生かした米、牛肉等の国内外への販路拡大など、本道農業の競争力の強化に一層取り組んでまいりたいと考えています。

また、今後のTAG交渉を注視しながら、農業団体とも連携の上、交渉内容の丁寧な情報提供や、本道農業の重要品目に対する必要な国境措置の確保などの万全な対応を適宜適切に国に求めるなど、本道の農業、農村の持続的な発展に向け、私自身が先頭に立って力を尽くしてまいります。

次に、ホッカイドウ競馬に関して、誤審に係る問題についてであります。このたびの誤審は、あってはならないことであり、これまでホッカイドウ競馬を支えていただいたファンの皆様方の信用を失うばかりか、地方競馬全体に対する信用の失墜にもつながりかねないものと受けとめているところであり、多くの関係者並びに競馬ファンの皆様、全国の地方競馬の関係者の皆様方に対して御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、信頼回復に向け、再発防止に万全を期してまいります。

次に、本道経済の活性化についてであります。雇用者報酬は年により増減があるものの、道民所得は増加傾向にあり、また、最近の経済動向も持ち直し基調で推移しておりますが、地域や業種によっては、景気回復の実感がないとの声もあるほか、今般の地震などの影響も出てきているところであり、今後の経済動向を注視していく必要があると認識いたします。

道といたしましては、震災により落ち込んだ生産活動や観光分野などにおける早期の復興を図るとともに、引き続き、地域経済を牽引する企業の創出や産業の競争力強化、働き方改革などの施策を着実に進め、力強い本道経済の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、在留資格に関する法改正についてであります。新たな在留資格による受け入れの実施に当たっては、関係法令に基づく適正な雇用管理や在留管理はもとより、多言語での生活相談、日本語習得への支援、互いの文化や生活習慣への理解、尊重といった受け入れ環境が整備されることが重要と考えるものであり、国に対し、必要な対策が講じられるよう働きかけるなど、本道において、外国人と道民が、地域社会の一員として安心して働き、ともに暮らしていけることができるよう取り組んでまいります。

次に、外国人材の受け入れについてであります。道が関係団体に行った聞き取り調査では、人材不足対策の有効手段である、外国語に堪能な人材を確保できるなどの期待の声がある一方で、企業経営者意識調査では、日本語能力、労働習慣、文化の違い、企業の受け入れ体制が課題として挙げられているところであり、外国人材の受け入れに向けた環境整備が必要であると認識をいたします。

道といたしましては、受け入れの意向など、地域や業界の状況把握に努めるとともに、雇用や生活面での課題の抽出、対応方向の検討などを進め、国や市町村などと連携をし、外国人材の受け入れに道内企業等が円滑に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、北方領土問題についてであります。このたびの首脳会談を受け、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという、我が国の一貫した立場に変更はないとの方針を明らかにしているところであり、私といたしましては、これまでの方針のもと、外交交渉が目に見える形で進展していくことを強く期待するものであります。

北方領土の早期返還は、元島民の方々を初めとする道民全体の長年にわたる悲願であり、私といたしましては、一日も早い北方領土の返還に向け、今後とも、領土返還運動の関係団体などと連携をして、四島の帰属の問題の解決に向けて、あらゆる機会を捉えて国に対する強力な要請活動を行うとともに、外交交渉を支える世論喚起に向けた幅広い啓発活動を推進するなど、最大限の取り組みを進めてまいります。

次に、共同経済活動についてであります。道では、これまで、日常的に外務省と意思疎通を図りつつ、北方領土隣接地域等の意見も踏まえ、プロジェクトの取り組み状況、今後の見通しなどに係る隣接地域や元島民団体への情報提供を国に求めてきているところであり、

こうした中、これまでの日ロ首脳会談により、今後、温室栽培のイチゴの品種等を特定することなど、各プロジェクト候補のロードマップが承認され、こうした情報については、政府から道へ提供されるとともに、隣接地域等に対しては、道の調整を通じ、外務省職員が現地で直接説明し、参加者の理解を得ているところであり、

今後とも、道はもとより、隣接地域や元島民団体が共同経済活動に係る必要な情報を得ることができるよう、国との連絡を一層密にしながら、積極的に役割を果たしてまいります。

次に、IRに関し、基本的な考え方についてであります。今回お示しをした基本的な考え方については、これまでの有識者懇談会での御意見などを踏まえ、IRを誘致する場合に想定される諸課題への対応方向を、今後の議論のたたき台として整理したものであります。

懇談会の構成員の方々からは、当初より検討を予定していた優先候補地について御意見をいただくとともに、道といたしましても、誘致の是非を判断するに当たり、幅広い方々からの御意見を伺いながら、丁寧に検討を進めていくためにも、候補地を絞り込むことが必要と考えたところであり、

次に、IRの誘致についてであります。私といたしましては、IRがもたらすプラス、マイナスの両面からの効果等をしっかりと見きわめ、誘致の判断を行うことが重要と考えるものであり、今後、道議会での御議論はもとより、幅広い方々の御意見をしっかりと伺いするとともに、国における政省令や基本方針など、制度設計の動向も見きわめながら、誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、博物館等周辺地域の整備に関し、新たなモニュメント等についてであります。野幌森林公園エリアの再生に関する構想案の取りまとめに当たっては、これまで幅広く御意見を伺ってきたところであり、この中で、記念塔を解体した後には、先人の思いや記念塔の思い出を引き継ぐ新たなモニュメントを設置すべきとの意見を多くいただいているところであり、

これらの御意見を踏まえて、新たなモニュメントについては、今後、より多くの方から御提案

をいただきながら、その具体化を図ってまいりたいと考えております。

また、道では、地域のシンボルとして根づいている記念塔の解体に当たり、その過程の記録も含め、道民の方々の思い出や記憶などを取りまとめて保存する取り組みについても実施してまいりたいと考えております。

最後に、2020年東京オリンピック競技大会についてであります。東京オリンピックの実施競技は、大会組織委員会において、I O Cの承認を得た上で、全競技の会場やコースが決定され、既に公表されているところであり、マラソンなどの競技は、現在、スタート時間の前倒しなど、さまざまな暑さ対策の検討を進めているものと承知いたします。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）松山議員の再質問にお答えいたします。

学校における働き方改革の取り組みについてであります。出退勤管理システムの実験を行った学校からは、カード読み取り機器の精度の向上などを求める意見も出されており、道教委としては、そうした意見を踏まえ、システムの改良に努め、教職員の負担が少なく、勤務実態に合った記録が可能となるシステムの構築に努めてまいります。

また、教員の加配については、これまでも、国からの加配定数を効果的に活用しながら、少人数学級、専科指導を実施し、子どもと向き合う時間を確保するなど、働き方改革や指導体制の充実に努めてきたところであり、道教委としては、今後、こうした取り組みのさらなる充実のため、教職員定数の一層の改善について、全国都道府県教育委員会連合会とも連携しながら、国に対して強く要望してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 松山丈史君。

○37番松山丈史君（登壇・拍手）（発言する者あり）再々質問をします。

まず、知事の政治姿勢についてです。

知事の去就について再三伺っても、先ほどの知事からの答弁では、残念ながら、その時期すら明確に答えていただけませんでした。

知事4期目の4年間において、懸案事項のほとんどが積み残しとなっているのです。本来、知事に求められるリーダーシップは影を潜め、求心力である庁内に対する人事権と、外部に対する予算執行権が失われているように感じられるのです。

きのう、きょうと、高橋知事が来年の夏の参議院選挙に出馬する旨の報道がありましたが、知事は、道連がどうするかわからないので明言できないと述べたとのこと。言い換えれば、その決定に従うということではありませんか。

知事のレームダック化が始まりました。これで、何も決めることができない知事に対し、期待できるものはなくなり、そろそろけじめをつけるときがやってきたのではありませんか。来年以降のみずからの去就について、今の知事の思いを伺います。

この先、ずっと北海道に「ちょっと暮らし」で住み続けるつもりなのか、北海道に対してどのようにかかわっていこうと考えているのか、知事の北海道への思いを伺います。

次に、職務の執行について伺います。

知事がどう取り繕おうとも、レームダック化によって、どんな政治家もその求心力は失われます。

今後の道政執行についてどのように臨むのか、所見を伺います。

次に、J R北海道への経営支援についてです。

国鉄の分割民営化時の経緯や、実質的な株主であり、経営責任を有することを踏まえれば、今日のJ R北海道の経営状況を招いた責任は国にあり、J R北海道の経営再生について、国が中心的な役割を担い、実効ある支援を行うことは当然のことです。

法に基づくJ R北海道への支援スキームは、そもそも国が設定したものであり、道や沿線自治体は何ら関与していません。

しかし、国の責任である平成32年度までの支援も、道や沿線自治体の負担ありきで議論が進められています。

仮に、支援の前提となるJ R北海道の経営見通しの具体的内容、また、中心的な役割を担う国の支援内容が明確に示され、国と地域の役割分担、地域負担の額が示されたとしても、J R北海道という会社への自治体による支援に地方財政措置が講じられるのか、甚だ疑問です。

自治体による財政的支援は、地方財政措置が前提となるのか、認識を伺います。

また、維持困難線区における利用促進策のみならず、これ以外にも、道としてのさまざまな支援策をさらに講ずるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、国際交渉についてです。

動き出すT P P等や、アメリカが強く求める日米F T Aの交渉が迫る中で、知事は、農業、農村の持続的発展に向けて先頭に立つと答弁しました。

しかし、対応の内容は、国への要望を示すだけです。

本道の1次産業、特に農業は、際限のない自由化ドミノと言うべきものにさらされ、農村人口が急激に減り続ける状況に歯どめがかかりません。

今後の日米F T Aで1次産業を犠牲にしないためにも、T P PやE UとのE P Aの道内への影響を道が責任を持って算出し、それを背景に、国に対策を強く求めるべきと考えますが、重ねて所見を伺います。

次に、ホッカイドウ競馬についてです。

ホッカイドウ競馬の主催者は、あくまでも知事であります。幾ら謝罪をしても、責任がみずからにあることを認めなければ、知事としての当事者意識が全く伝わってきません。

ホッカイドウ競馬のみならず、全国の地方競馬全体に対する信用を揺るがしたことを強く認識し、潔く責任を認めるべきです。そのような認識では、再発防止や、払い戻しも含めた信頼回復が図られるのか、甚だ疑問です。

改めて、知事としての責任と、加えて、主催者として、法的な部分も含め、今後責任が発生することはないのか、伺います。

次に、外国人労働者の受け入れについてです。

今回の、内容が不十分な法案と、拙速な扱いについて所見を伺いましたが、法案審議の過程でも一向に内容が明らかにならず、さらに、現行の技能実習制度や留学生アルバイトでも課題が多いのに、答弁は、日本語能力や文化の違いなどへの対応を求めるといふことの繰り返しでした。

政府が進め、国会で議論されているからとして、人ごとの姿勢であってはならないのです。全国的に見ても人手不足の窮状が深刻な北海道だからこそ、その解決のためにもしっかりした対応が必要なのです。

自治体運営や道民生活に大きな影響を及ぼす政策転換であり、来年にも制度が開始されるかもしれない入管法改正への知事の所見を重ねて伺います。

次に、北方領土についてです。

残念ながら、知事からは、四島返還という明確な言葉が聞かれませんでした。外交問題が絡むデリケートさはあるものの、これは北海道の悲願でもあるのです。

道庁本庁舎の玄関に掲げられている看板には何と書かれているのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

そんな弱気な姿勢で、地元・北海道の知事として、あすの返還要求アピール行進に参加しようとしているのでしょうか。

1日でも早い北方領土の四島返還に向けた知事の姿勢を強く打ち出すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、I Rについてです。

道内設置の判断時期については、相変わらず曖昧なままなのですが、答弁にあるように、丁寧に検討を進めることは言うまでもないことです。

きのう、きょうの報道では、各紙がそろって知事の参院選出馬を報じましたが、こうした状況であれば、なおのこと、判断を急ぐべきではありません。

このように、知事自身が中途半端な姿勢である以上、今任期中にI R誘致について判断することはないと考えてよろしいか、所見を伺います。

最後に、オリンピックについて伺います。

知事からは、東京オリンピックの実施競技は、I O Cの承認を得た上で、既に公表されており、マラソンなどの競技は、現在、スタート時間の前倒しなど、さまざまな暑さ対策の検討を進めていると承知しているという御答弁でございました。私の質問に対して全く答えておりません。

当然、I O Cの承認を受けているのですから、それを覆すには相当な困難が生じるものと思いますが、なぜ、小池知事に電話をすることができないのか。可能性としては、電話をしたからといって、それが覆ることはないかもしれませんが、電話をすることぐらいはできるのではないか

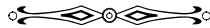
と私は考えるわけです。なぜ、できないのか、最後にお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干お時間をいただきたいと存じます。

○副議長勝部賢志君 ただいま、知事から答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後3時49分休憩



午後3時57分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）松山議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、道政運営についてであります。私といたしましては、胆振東部地震災害からの復旧、復興を最優先に進めるとともに、人口減少問題を初めとする道政上のさまざまな課題に対し、日々、全力を尽くす必要があると考えているものであり、私自身のことについては、まだ思いは及んでおりません。

次に、J R北海道に対する支援に係る地方財政措置などについてであります。道では、これまで、J R北海道への支援に係る地方負担の軽減に向け、他府県における事例等も参考に、国との協議を行っているところであり、今後、維持困難線区における利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援とあわせて、地方財政措置についても、引き続き国と協議をまいります。

次に、国際交渉についてであります。私といたしましては、本道農業をめぐる国際環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、T P P 11等の影響について継続的に把握していくとともに、いかなる国際環境下においても、本道農業の再生産が可能となるよう、競争力の強化に一層取り組むとともに、確固たる国境措置の確保などの万全な対応について、T A G交渉を注視しながら、適宜適切に国に求めるなど、本道の農業、農村の持続的な発展に向け、私自身が先頭に立って力を尽くしてまいります。

次に、ホッカイドウ競馬の誤審に係る問題についてであります。このたびの事案については、ホッカイドウ競馬に対するファンの皆様などからの信頼を失いかねないものと認識しており、重ねて、関係の皆様方に御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げるとともに、払い戻しなどについてもしっかりと対応するなど、信頼回復に向け、再発防止に万全を期してまいります。

次に、在留資格に関する法改正についてであります。国においては、来年4月から、新たな在留資格による外国人材の受け入れを目指しているところでありますが、その実施に当たっては、私といたしましては、雇用管理や在留管理が適正に行われるとともに、地域、企業等における受け入れ環境が整備されることが重要と考えるものであり、道として、国に対し、必要な対策

が講じられるよう働きかけるなど、本道において、外国人の方々が安心して働き、活躍してもらえるよう取り組んでまいります。

次に、北方領土問題についてであります。道の本庁舎の東側玄関には「四島返還 ひとりの力が 大きな力に」、また、西側玄関には「重ねる対話 つなげる熱意で 四島返還」などの標語を掲げているところであります。

こうした標語は、北方領土の早期返還に向けた、元島民の方々を初めとする道民全体の長年にわたる悲願をあらわしていると考えられるものであり、私といたしましては、一日も早い北方領土の返還に向け、今後とも、領土返還運動の関係団体などと連携をして、四島の帰属の問題の解決に向けて、あらゆる機会を捉えて国に対する強力な要請活動を行うとともに、外交交渉を支える世論喚起に向けた幅広い啓発活動を推進するなど、最大限の取り組みを行ってまいります。

次に、I Rの誘致についてであります。I Rの導入を本道観光の発展につなげていくためには、観光振興などへの効果の最大化を図るとともに、ギャンブル依存症など懸念される影響を最小化していくことが重要と考えるものであり、道といたしましては、今般お示した基本的な考え方をもとに、道議会での御議論はもとより、有識者懇談会や地域での説明会などを通じ、幅広い方々の御意見を伺いながら、誘致について適切に判断をしてまいります。

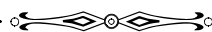
最後に、2020年東京オリンピックについてであります。オリンピックの実施競技は、大会組織委員会が、I O Cの承認を得た上で、全競技の会場やコースを決定し、既に公表されているものと承知をいたします。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 松山丈史君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時2分休憩



午後4時30分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

金岩武吉君。

○77番金岩武吉君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、北海道結志会を代表して、道政執行に関する知事の基本的な姿勢と当面する道政上の諸課題について、知事並びに教育長に順次質問してまいります。

今議会は、年間で最後となる第4回定例会であります。

明年4月には知事選挙もあり、高橋知事が引き続き道政を目指すのか、あるいは国政に転ずるのか、多くの道民が知事の去就に注目しているものと思います。

知事御自身は、目下のところ、発言を控えておられるので、そのあたりの事情も踏まえ、これ

まで4期15年の道政を着実に進めてこられた高橋道政が、現在直面しているさまざまな課題について伺ってまいります。

平成15年4月、「新しい発想で、北海道を底から変えます、盛り返します！」をスローガンに、新生北海道を掲げた高橋道政がスタートしました。

当初、厳しい道財政のもとにありながら、知事は、中央集権からの脱却という理想に燃え、その実現に向け、就任の翌年には地域主権推進室を新設し、平成18年には地域主権局に拡充し、支庁制度改革や道州制特区の推進を担わせております。

支庁制度改革は、平成21年3月に、北海道支庁設置条例を全面改正した、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が制定され、翌22年4月から、九つの総合振興局と五つの振興局という体制で決着しています。

支庁制度の見直しについては、さまざまな議論がなされた結果、現行の形になっておりますが、看板をかけかえただけで、状況は支庁時代と何ら変わらないとの声が聞かれます。

道では、条例に基づき、新体制から5年を経過した平成27年度に、「振興局の役割と今後の方向」と題する道の考え方をまとめておりますが、支庁から総合振興局及び振興局に変わり、何がどのようによくなったのか、知事は、支庁制度改革は所期の目的を達成したと考えているのか、見解を伺います。

また、知事は、著書の中で、国から権限や財源を移すことで地域が自分で決められるようにするのが私の進める道州制と述べておられます。

国の権限を道内限定で移す手段として、平成19年に施行された道州制特区推進法ですが、道が今まで提案した33件のうち、実際に権限を与えられたのは2件にすぎません。

知事は、この現状をどう捉え、今後、どうしようとされているのか、伺います。

平成26年に制定された地方創生法の正式名称は、まち・ひと・しごと創生法であります。法律の目的は、まち、ひと、しごとの三つの政策を一体的に推進し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していこうとするものであります。

国が、創生総合戦略と創生に関する目標や基本方針を定め、これに基づき、都道府県と市町村が地域の創生総合戦略を定める手法は、これまでの国の各種政策体系の進め方と同様であります。

アベノミクスの経済効果を地方にも波及させるために地方創生を進めるのであれば、経済活動などの活発な大都市圏と、経済活動の低調な地方とのさまざまな格差を是正するため、税財政も含め、できるだけ幅広い観点に立った取り組みが大事ではないかと考えます。

全国知事会では、偏在税制の是正問題が取り上げられ、東京都は反対とのことでありますが、財源難の地方にとっては、地方税の再配分だけでなく、国の税財源の移譲も検討すべきと考えます。

地方創生は、単なる形式的な権限移譲や、中央省庁の地方移転など実現が不可能な構想に比

べ、はるかに現実的な政策であります。

2020年までに東京への一極集中を変えようとして始めた地方創生は、目に見えた成果を上げているとは言えず、地方からの人口流出は歯どめがかからず、危機的状況と考えますが、知事の見解を求めます。

知事が就任されてから15年7カ月、この間、道内の人口は右肩下がりで減少し、内閣府のデータでは、平成18年度に約19兆2600億円あった道内名目総生産は、平成27年度には約18兆9600億円と、1.6%も減っていますし、道民所得も3.4%減少し、1人当たり道民所得は、257万4000円から1万5000円ふえた258万9000円となっていますが、全国順位は、33位から35位に低下しています。

このように、マクロ指標は、いずれも、余り芳しいものになっていませんが、知事は、4期16年の成果をどう総括されているのか、伺います。

次に、胆振東部地震について伺います。

北海道じゅうを震撼させた最大震度7の胆振東部地震から、2カ月半が過ぎ、応急仮設住宅への入居も始まりましたが、11月28日時点で、いまだ87人の方々が避難所生活を余儀なくされています。

道では、10月1日付で胆振東部地震災害復興支援室を立ち上げるとともに、11月22日に北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部を設置し、被災地の支援に取り組んでおりますが、知事は、先月末、札幌市内で開かれた政治資金パーティーに来賓として招かれた席上、被災3町と、復旧、復興の先のそれぞれの地域づくりのビジョンを策定すると挨拶されたと報じられております。

我が会派は、第3回定例会で、事業実施の年次計画などを盛り込んだプランを策定し、進捗状況が見える形で施策推進を図るべきとたてましたが、今回、知事が表明された地域づくりビジョンは、質問した年次計画などを盛り込んだものなのか、違ふとすれば、知事が描くビジョンとはどのようなものなのか、伺います。

次に、北電の検証委員会についてであります。

道民生活や経済活動に多大な損害を与えた、胆振東部地震に伴うブラックアウトの原因等を検証するため、電力広域的運営推進機関が設置した第三者委員会では、その原因として、主力の苫東厚真火力発電所が停止したことに加え、送電線の故障で水力発電所も停止するなど、複合要因により起きたと結論づけるとともに、緊急時に備え、強制停電する上限を現行の146万キロワットから181万キロワットまで、35万キロワット上積みすべきとの提言を含む中間報告をまとめております。

また、北電でも、真弓社長を委員長とする独自の検証委員会を設置し、今月1日には中間報告を取りまとめ、ブラックアウトを想定した社内の訓練を今後は支店を含めて全社的に実施する、道や市町村との連絡体制の強化を検討するなどとしています。

しかし、第三者委員会の報告でも、北電の社内検証委員会の報告でも、苫東厚真火力発電所に

電力供給の半分を依存していた電源集中の問題点には言及しておりません。

知事は、第3回定例会で、電力事業者としての北電の責任は極めて重いと述べられておりますが、第三者委員会及び北電の検証委員会の中間報告をどう評価しているのか、伺います。

また、北電への損害賠償など、法的責任を問うことは難しいとされておりますが、あのような社会的・経済的損失を惹起させた北電経営者の社会的・経営的責任についてどのような所見をお持ちなのか、あわせて伺います。

次に、働き方改革についてお伺いをいたします。

介護、農業、建設業など、多様な分野で人手不足が深刻化しています。日本の生産年齢人口は、1995年の約8700万人をピークに減少し、2030年には7000万人弱にまで減少する見通しで、644万人の人手が不足すると試算されております。

政府は、こうしたことから、外国人労働者の受け入れ拡大に向け、一定の日本語力や技能を身につけていれば得られる特定技能1号と、より高い能力を条件とした特定技能2号の二つの在留資格の新設を盛り込んだ出入国管理法改正案を今臨時国会に提出し、審議が進められております。

日本経済新聞の世論調査では、外国人労働者の受け入れ拡大に賛成が41%となっており、道が実施した、7月から9月期の道内企業経営者意識調査でも、外国人労働者について、「雇用したくない」と回答した経営者が65.8%に達し、道でも、どの業種も人手不足ではあるが、初めて外国人労働者を雇用することへの不安や、受け入れ環境を整備することへの負担感が根強いとコメントとしております。

このたびの外国人労働者の受け入れ拡大については拙速との意見もありますが、知事はどのように認識し、どう対処されるのか、伺います。

また、政府は、新たな在留資格の特定技能1号の対象となる14業種別の受け入れ見込み人数を、初年度で4万7000人余り、5年間で最大で34万5000人余りとしております。

道では、人材確保対策推進本部に外国人材分科会を設置し、業界等のニーズの把握の検討などを行っていますが、対象の14分野で、どの程度の人手が不足し、外国人労働者をどの程度受け入れなければならないと考えているのか、伺います。

次に、民間企業の取り組みについてですが、民間企業の取り組みについて、第2回定例会で、知事は、道内の多くの企業において働き方改革が進むよう、意識醸成と意欲喚起を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消に取り組む旨、述べられております。

しかし、東京商工リサーチ北海道支社がまとめた調査によると、道内企業の4割が働き方改革に取り組んでおらず、そのうち、取り組む予定はないとする企業が21%もあります。

このことは、知事が言う意識醸成や意欲喚起が進んでいない証拠だと思いますが、なぜ進まないのか、原因をどう分析しているのか、伺うとともに、今後の取り組みの強化について所見を伺います。

道では、12月から在宅勤務の試行を実施するなど、働き方改革に取り組まれており、ことしの

2定で、平成27年に策定した、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を、本年6月に成立した働き方改革関連法の内容を踏まえ、年内を目途に見直す旨、お答えになっております。

その後、国では、人事院報告を受けて、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることなど、必要な改正を行うこととしていると承知しておりますが、道における見直しの検討状況について伺います。

また、道庁内の内部業務について、業務自体の効率化を図るため、本年度中に内部業務減量化計画を策定すると承知しておりますが、和歌山県や静岡県などでは、膨大な単純作業を自動化し、業務を効率化して、働き方改革や住民サービスに割く時間をふやすことを目指し、ロボティック・プロセス・オートメーション——RPAの実証実験を行っております。

総務省でも、来年度から、地方自治体の業務への人口知能——AIの活用や、RPAの導入支援に乗り出す予定と承知しております。

道では、内部業務の減量化に向け、AIの活用やRPAの導入にどう取り組むのか、伺います。

次に、北海道経済の見通しと対策について伺います。

帝国データバンクの調査によると、本道の景況感は、胆振東部地震の影響で、景気動向指数が9月には過去最大の落ち込みを見せ、10月も2期連続で悪化し、全国平均を5.1ポイント下回り、全国の10地域の中で最低となっております。

また、北海道経済産業局が先日発表した道内経済概況では、総合判断を2カ月続けて下方修正しており、特に、生産活動の判断については、「急激に低下している。」と、2カ月連続で下方修正し、観光については、「悪化している。」と、7年6カ月ぶりに下方修正しております。

景気の先行きについては、地震の復旧需要に期待する向きもありますが、地震の影響が長引くことや、来年10月の消費税引き上げによる景気悪化を心配する声もあります。

道では、来年度予算の編成を控え、今後の経済動向をどのように見通し、経済対策にどう取り組むのか、所見を伺います。

来年度当初予算は骨格予算であります。地方創生総合戦略の最終年度であり、とまらない人口減少への対応、TPP・日欧EPA対策、防災・減災対策、胆振東部地震の復興支援など、道政をめぐる課題は山積しております。

地方財政計画はまだ固まっていますが、骨格予算とはいえ、これまでの例では、歳出総額ベースでも一般財源ベースでも、9割以上が当初で予算措置されております。

知事は、今後の去就を明らかにしておりませんが、来年度予算の編成にどのように取り組まれるつもりなのか、伺います。

次に、道政上の諸課題について、交通政策について伺います。

JR北海道が事業範囲の見直しを公表してから、既に2年が経過いたしました。

一部の沿線自治体協議会では、国が求める第1期集中改革期間における行動計画の策定に協力する方針が確認されておりますが、依然として、路線の存続に向けて自治体負担額が見えないと

の意見もあるようです。

知事は、来年度予算の編成などの時期が迫っていることに触れ、年末までの決着の時間が限られているとして、地域の負担に関する国やJR北海道との協議を加速し、道として最終的な判断を行う意向を示しておりますが、本道のJR北海道問題は、単に地域の交通問題ではなく、持続可能な地域の実現と、国家の未来を見据えた交通戦略、成長戦略として、国が真っ正面から向き合い、国家的見地から議論し、方向性を見出すべき重要な問題との認識を持ち、全国的な議論を喚起していくことも必要でないでしょうか。

知事が言う年末までの残された時間は、ちょうど1カ月となりましたが、国との協議を初め、この問題にどのように臨むのか、所見を伺います。

JR北海道が、地元市町村との具体的な協議もせず、一方的に廃線の方針を打ち出しているのは、5路線、約311キロメートルです。このうち、夕張線と札沼線については地元協議が成立しております。

今月中旬には、私の地元にあるJR日高線の日高門別―様似間の約95キロメートルについても、管内の7町長が協議の末に廃止を容認しました。苦渋の決断であったものと考えますが、まことに残念であります。

日高線については、2015年1月の高波被害で鉄道敷地の路盤などが流され、線路が宙づりの状態のまま、4年近く放置されている被災箇所もあります。

JR北海道が、事業範囲の見直しを公表する前から、日高線の廃止を地域住民に訴えているかのように受けとめていたのは私一人ではないと考えます。

赤字切り捨て対象路線の日高線は、仮に、崩落した路盤が整備されたとしても、輸送密度200人未満とする廃止基準に該当すれば、これまでと同様に、見直し対象路線のままです。

JR北海道の社長は、口を開けば赤字という言葉を連発し、赤字の具体的な説明や、経営改善のための最大限の自主努力についての説明もなく、JR北海道との話し合いを聞いていると、不信感が募るばかりであります。

このような状況下において、知事は、管内の7町長が結論を出す前、今月上旬に町長方とお会いをしておりますが、そこで、何らかの示唆をされたのか、あるいは、7町長に決断のときが迫っていることを告げたのか、知事の目的や真意を伺います。

国の新しいエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの将来における主力電源化をうたっております。

再生可能エネルギー源に恵まれた本道では、既に、各地で、風力や太陽光、バイオマス、廃棄物による発電など、さまざまな発電設備が建設され、再生可能エネルギーの設備容量は271万キロワットに達しています。

しかし、9月6日の胆振東部地震に伴い発生したブラックアウトでは、再生可能エネルギーの発電設備には損傷がなかったにもかかわらず、一部を除き、機能を果たすことができませんでした。

道では、平成28年度に、北海道新エネルギー導入加速化基金を創設し、新エネルギーの導入促進を図っており、身近で自立的に確保できる資源を活用し、地産地消の取り組みを進めることが、災害などに対する備えとしても有効としています。

しかし、今回のブラックアウトで経験したように、幾ら、身近な資源を活用した発電設備を整備しても、送配電システムが大規模集中型になっていては、地産地消は絵に描いた餅であります。

送配電網の整備も含めたエネルギーの地産地消にどう取り組むのか、所見を伺います。

次に、環境政策について伺います。

近年、プラスチックが急速に経済社会に浸透し、国民生活に利便性と恩恵をもたらしております。

一方、不適正な処理のため、世界全体で年間に数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋へ投棄されていると推計され、このままでは、2050年までに、魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されております。

国の第4次循環型社会形成推進基本計画では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、これに基づく施策を進めていくとされております。

また、国は、来年6月に我が国で開催される予定のG20首脳会議に向けて、海洋プラスチック問題の解決のため、世界のプラスチック対策をリードしていくことが重要との認識のもと、中央環境審議会循環型社会部会にプラスチック資源循環戦略小委員会を設け、平成30年度中に、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略のあり方について結論づけるため、検討を進めていると承知しています。

資源の循環、廃棄物の抑制や海洋プラスチック問題への対応は、SDGsでも求められております。

SDGsについて、道では、ことしじゅうに推進ビジョンを取りまとめるとしていますし、道内には、苫東で、廃プラスチックの燃料化や発電事業に取り組んでいる企業もあります。

知事も、廃プラスチック対策に、より積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、見解を伺います。

次ですが、2008年の第2次循環型社会形成推進基本計画で初めて提示された地域循環圏の考え方に基づき、自然の恵みである生態系サービスの需給でつながる地域や人々を一体として捉え、連携、交流を深め、相互に支え合っていく自然共生圏の考え方を包含した地域循環共生圏の形成が進められております。

環境省では、地域循環共生圏の先進事例として、絶滅危惧種であるコウノトリの保護と、農薬や化学肥料を使わない米の生産を行い、エコツーリズムで観光客を呼び込んでいる兵庫県豊岡市の取り組みなどを挙げ、2019年度から、必要な資金、人材の供給面での支援を行い、共生圏構築に取り組む予定と承知しています。

事業の実施主体は、市町村ないし関係者を集めた協議会ですが、道内における地域循環共生圏

の取り組みはどうなっているのか、また、道は、共生圏の形成にどのように関与していくのか、伺います。

次に、医療政策について伺います。

医療法及び医師法の一部を改正する法律が7月に成立し、来年4月から施行されます。

今回の改正法では、都道府県に、医師確保計画の策定と、計画に基づく医師偏在対策の実施を義務づけています。

医師確保計画は、3次医療圏、2次医療圏ごとに、医師確保の方針、確保すべき医師の数の目標を定めるとともに、目標医師数を達成するための施策を盛り込んだ計画とする必要があります。我が会派では、今年の1定と2定で、医療法及び医師法の改正後の医師確保対策などについて質問しておりますが、知事は、本年3月に策定した医療計画で、地域・診療科間のバランスのとれた医師確保対策など、四つの柱を施策の方向として定め、取り組んでいる、今後とも、医育大学や医師会などとの連携を強め、医療対策協議会で十分協議しながら、実効性の高い医師確保対策を進めるとし、法改正後も、現行の医師確保対策で十分であるかのような答弁でありました。

医師確保計画の策定は、国のガイドラインに基づき来年度になります。道のこれまでの医師確保対策は、どこをどのように見直さなければならないと考えているのか、伺います。

また、医師偏在の状況を全国ベースで客観的に示すために算定される医師偏在指標を活用して、医師偏在対策を実施することとなりますが、実効性の確保をどう図るのか、あわせて所見を伺います。

地域枠について伺います。

入学試験時に地域枠を別途選別する別枠方式と、一般枠と地域枠を共通で選抜する手上げ方式があり、本道では、札幌医科大学が別枠方式を、旭川医大と北大医学部が手上げ方式を採用しています。

厚生労働省は、別枠方式では、89%の入学者に奨学金を貸与し、うち、93%の者が地域で働く義務を最後まで履行したのに対し、手上げ方式の場合は、奨学金の貸与は60%にとどまり、義務の履行者も82%にとどまるとの調査結果を受け、医師確保を目的に、臨時的に大学医学部の定員増を認める地域枠に関し、2020年度から、一般学生とは別枠の入試を義務づけることを決め、10月25日付で都道府県に通知しております。

本年度の本道の地域枠については、3大学で32名の定員に対し、新たに加わった北大では応募者がおらず、27名にとどまっており、文部科学省では、充足率が低い大学の地域枠については、2020年度以降減らす方針とも聞いております。

地域枠医師は、医師確保計画の推進にとっても重要な役割を担っており、このたびの法改正で、都道府県知事が大学に対して、地域枠と地元出身入学者枠の設定、拡充を要請できる権限が創設されております。

知事は、地域枠をめぐる国の動向や道内の状況を踏まえ、今後、どう対処していくのか、所見を伺います。

次に、農林水産業について伺います。

御承知のとおり、農協系統の信用事業は、市町村段階では農協、都道府県段階では信連、全国段階では農林中金の3段階で行われ、この3段階で、資金は、組合員から農協、農協から信連、信連から農林中金へと流れております。

農林中金は、農協系統の総意のもとに、問題となる農協の早期発見、早期是正について、農協や信連の信用事業を指導することになっており、現在、全国の600を超える農協に対し、2019年5月までに信用事業の運営方法について方針を示すように求めています。

これを受けて、JAグループ北海道では、農協が自前で、内部管理体制の高度化を実現し、総合事業を継続するパターンのほか、内部管理体制の高度化が困難な農協においては、合併するパターンや信用事業の譲渡を選択するパターンを示し、道内の全ての総合農協に対し、信用事業のあり方を検討するよう求めているところです。

こうした信用事業をめぐる動きの中で、全国の農協組合員は2015年度で1037万人おり、30年前に比べ、非農家組合員が3割近くふえています。

人口減少が進み、地域から、郵便局や信金、学校、福祉施設、工場、商店等が姿を消し、農協が日常の住民サービス機能を果たしてくれることで不便が解消されている側面も軽視できません。

農協から単に金融業務を取り上げるだけでは、農家ばかりでなく、地域住民から不満や不安の声が聞こえてきます。

道の農業行政を所管する知事としては、どのように受けとめ、どのように対処されるのか、見解を伺います。

次に、栽培漁業について伺います。

資源状況や海洋環境の変化などから、本道の漁獲量は年々減少しています。

道では、こうした状況のもと、沿岸漁業の振興を図ることとし、中でも、水産資源の維持増大につながる栽培漁業を重要な柱として位置づけ、現在、第7次栽培漁業基本計画に基づき、各般の施策を推進しています。

栽培漁業が漁業生産に占める割合は年々増加し、平成28年度には、数量、金額とも5割を超えています。

しかし、栽培対象種のうち、アキサケ、ホタテガイ、昆布については生産が低迷し、早期回復や安定化に向けた取り組みが求められる一方、ナマコの種苗放流数は増大し、ウニやカキの養殖など、地先種の取り組みが広がっています。

第7次栽培漁業基本計画は平成31年度で終了するため、道では、栽培漁業のあり方の検討を始めており、北海道栽培漁業推進協議会と現地意見交換会を開催した後、年度内を目途に意見集約や論点整理を行う予定と承知しております。

検討に当たって、収益性が期待できる地先種の増養殖に対するニーズの高まりへの対応などの課題が挙げられておりますが、これまでの現地意見交換会では、どのような意見が出され、挙げ

られている課題についてどのように対処するつもりなのか、伺います。

次に、教育行政について伺います。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練などの成果によって、児童生徒たちが迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断がおくれ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中に被害に遭った児童生徒もおります。

先日、一般財団法人防災教育推進協会が、2017年に全国の教育委員会を対象に初めて行った、防災教育に関する調査で、全国8ブロックの中で、北海道の取り組みがおくれている実態が明らかになったとの報道があります。

事実、道教委の調べでも、地震に加え、地域の実態を踏まえた風水害等の自然災害に応じた避難訓練、防災訓練を実施している学校の割合は、小学校が46.9%、中学校が41.8%と、いずれも50%を下回っております。高校に至っては28.7%という低さです。

こうした実態を踏まえて伺います。

教育長は、取り組みに消極的などと報道されている道内の小・中・高等学校における防災教育の実態をどう受けとめ、低調な原因をどのように分析されているのか、伺います。

防災教育として、必要な知識や能力等を児童生徒に身につけさせるため、その発達段階に応じた系統的な指導が必要と考えますが、どのように行われているのか、伺います。

最後に、防災教育の充実に向けた取り組みについてですが、防災教育を実施するためには、学校安全計画が必要であります。

計画には、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携など、概要について明確にした上、項目ごとに整理するなど、全教職員の共通理解を図って作成することが大切であるとされております。

道教委では、防災教育を、学校教育全体を通じ、組織的、計画的に推進するための基本計画である学校安全計画の策定にどのように取り組んでいるのか、また、今後、防災教育の充実に向け、どのような取り組みをされるのか、教育長の所見を伺い、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）金岩議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私の基本姿勢に関し、まず、支庁制度改革などについてであります。道では、総合出先機関としての事務の完結性や政策展開機能を高めるため、振興局を地域づくりの拠点として位置づけ、振興局が中心となって、市町村との協働事業を推進するなど、その機能の充実強化に取り組んでまいったところであります。

また、権限移譲については、JAS法に基づく監督権限など、道からの提案により、国と地方の役割の見直しにつながった事例があるところであります。

私といたしましては、これまでも、地域に密着した施策の展開に努めてきておりますが、地域

からは、まちづくりなど、幅広い分野において、なお一層の支援を求める意見もあることから、振興局のさらなる機能強化を進め、地方分権改革に資する国への提案制度なども活用しながら、人口減少問題への対応を初め、創意と主体性を生かした地域創生の取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、地域創生に向けた取り組みについてであります。国においては、地方への新しい人の流れをつくることなどを基本目標として、取り組みを進めているところであります。東京圏の転入超過数は拡大傾向にあるなど、一極集中がさらに進行しているものと認識をいたします。

道においては、創生総合戦略に基づき、東京圏等からの人口の還流を促す取り組みや、企業人材の誘致、地域資源を生かした産業の振興などを進めてきております。依然として、道外への転出超過が続いておりますことから、国に対して、全国知事会などとも連携し、若者を中心としたU・I・Jターン対策の推進や、地方法人課税の偏在是正措置などといった、必要な税財源の確保について強く働きかけるとともに、誰もが希望を持って暮らし続けることができる地域社会の構築に向けて、市町村や産学官等との連携を一層強めながら、各般の施策に全力で取り組んでまいります。

次に、道政運営についてであります。私は、就任以来、これからの北海道にとって何が必要かという視点に立ち、多くの方々の声を直接お聞きしながら、産業の競争力強化や、安全、安心な地域づくりなど、各般の施策を進めてまいったところであります。

この間、北海道新幹線の開業や国際航空路線の拡大等により、国内外からの観光客の増加、食の北海道ブランドの向上など、道民の皆様とともに進めてきた取り組みの成果があらわれてきているところであり、また、環境・エネルギーや健康・医療産業のほか、先端技術を活用した新たな分野においても成長の芽が出てきていると認識いたします。

一方、急速に人口減少が進む中、地域においては、若者の定着を初め、産業の担い手の育成や交通ネットワークの確保、さらには、大規模自然災害への対応など、深刻な課題に直面しているところであり、こうした課題に正面から向き合い、地域の実情をしっかりと踏まえながら、持続的に発展し、暮らし続けたいと思える北海道づくりに取り組むことが重要と考えるものであります。

次に、被災地域の復旧、復興の計画的な推進についてであります。道では、復旧・復興対策を計画的かつ円滑に進めるため、今年22日に、私を本部長とする北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部を設置し、庁内の関係部局が連携しながら、地域の実情やニーズを踏まえた取り組みを進めているところであります。

推進本部におきましては、被災地域の日も早い復旧、復興の実現を図るため、年内には、今後の復旧、復興に向けた基本的な考え方と取り組み方向を取りまとめた上で、地元市町村とともに進める道の対策を検討し、年度内にこれらを合わせ、復旧・復興方針として策定するとともに、具体的な取り組みに係るロードマップを作成して、着実な推進管理を図り、復旧・復興対策の計画的かつ効果的な推進に努めてまいり考える考えであります。

次に、大規模停電の検証についてであります。電力広域的運営推進機関が設置した検証委員会では、技術的、専門的な見地から、原因分析や再発防止策の検討等がなされ、また、北電が設置した検証委員会では、今後の安定供給や情報発信などに生かしていくため、電気事業者としての大規模停電への対応等の検証が行われているものであり、今後、それぞれの検証委員会が公表した中間報告に掲げられた取り組みがしっかりと実行に移されることが重要と考えるものであります。

道といたしましては、条例に基づく検証委員会において、情報伝達を含めた停電発生後の対応など、一連の災害応急対策について、委員に加え、北電などの関係機関や民間事業者の方々などにもオブザーバーとして参画をいただきながら検証を行うとともに、安定供給の責務を有する北電に対し、今後とも電力の安定供給に万全を期するよう求めてまいります。

次に、外国人材の受け入れ拡大についてであります。本道では、人口減少や少子・高齢化が進行し、さまざまな業種で人手不足が深刻化しており、本道経済の持続的な発展に向けて、新たな在留資格により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことは、今後ますます重要になると考えるものであります。

国が公表した外国人材の受け入れ見込み数については、求人状況や生産性向上の見通し、技能実習生の受け入れ状況など、全国的なデータをもとに推計されたものであり、道といたしましては、引き続き、人材確保対策推進本部の外国人材分科会などを通じて、受け入れ意向の把握など、地域や業界の状況把握に努めるとともに、雇用や生活面での課題の抽出、対応方向の検討などを進め、本道において外国人材を円滑に受け入れることができるよう取り組んでまいります。

次に、本道経済の活性化に向けた取り組みについてであります。本道経済は、近年、持ち直しの傾向で推移してきたものの、今般の台風21号や胆振東部地震の発生などにより、直近の経済指標では、生産活動や観光分野などで影響も出ており、また、道の調査では、地域や業種によっては、景気の先行きへの不安の声もあることから、引き続き、来年の消費税率引き上げなどを含め、今後の動向を注視していく必要があると認識いたします。

道といたしましては、今般の震災からの早期の復旧、復興はもとより、食の輸出拡大への支援や、国内外からの観光客の誘客促進、さらには、中小・小規模企業の振興など、本道を取り巻く経済状況や地域の実情を踏まえた施策の展開に努め、地域経済を牽引する企業の創出、地域の産業力の底上げを図り、本道経済のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

次に、J R 北海道の事業範囲の見直しについてであります。広大な本道において、鉄道網は、国内外からの多くの人々の移動手段としての役割はもとより、農産物等の輸送を通じ、国民の食を支える重要な社会基盤であります。一方で、関係者会議などで示された国の支援の考え方については、地域としての支援に関し、道民の皆様のご理解をいただく上で、なお整理すべき課題が残されているところであり、現在、地域等からの指摘に対し、改めて詳細な説明を行うよう求めているところであり、国では検討を進めていると承知いたします。

道といたしましては、地域としての支援を行うに当たっては、これまでの道議会や地域での御

議論を踏まえ、2年後の法改正を視野に入れつつ、引き続き、国と地方の役割分担や地域負担の額、地方財政措置のあり方などの課題について、さらに議論を深めていく必要があると考えております。

一方で、JR北海道の経営は極めて厳しい状況に置かれており、特に、維持困難線区においては、車両の老朽化等による、運行の定時性や利便性、快適性等の著しい低下が見られるなど、利用者のさらなる減少が懸念され、早急な対応が求められる状況にあります。

こうした厳しい現状や、来年度予算の編成などの時期が迫っていることなどを踏まえ、私といたしましては、法改正までの間、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うことが必要と考えるところであり、近く国と協議をしております。

次に、JR日高線についてであります。現在、JR日高線の鷓川一様似間においては、たび重なる大きな自然災害により、運休が長期にわたり、地域住民の皆様の暮らしにさまざまな影響が出ている中、沿線の町長の皆様方においては、これまで、将来を見据えた交通体系のあり方などについて、精力的に議論を積み重ねてこられたところであり、このたびの私の日高訪問については、地域にとって最適な公共交通体系の構築に向け、道といたしましても、課題解決に向け、可能な限りの協力を行うため、私自身が地域を訪問し、直接、各町長の皆様の御意見をお伺いする機会を設けさせていただいたものであります。

意見交換の場で、各町長の皆様からは、地域住民の方々の暮らしにさまざまな影響が出ている中、特に、海岸保全の問題については、3年以上にわたって抜本的な対策が講じられていない状況のもと、住民の皆様の不安な気持ちが高まっており、改めて、早期の解決を待ち臨むという強い思いを伺ったところであります。

私といたしましては、沿線自治体の皆様の思いを受けとめ、今後、道が中心となって、国やJR北海道と、海岸保全も含めた協議を進めるなど、全力で取り組んでまいります。

次に、エネルギーの地産地消についてであります。本道は、系統に制約があり、また、広大で、送電網の維持整備に多大なコストを要する一方、バイオマスを始め、身近な地域で自立的に確保できるさまざまなエネルギー資源を有しており、これらを効果的に活用していくことが重要であります。

道といたしましては、このたびの大規模停電を踏まえ、電力の安定供給に必要な送電網等の整備を国に要望するとともに、新エネルギー導入加速化基金の活用により、地産地消に取り組む事業者の送電線設置を支援するなどしながら、災害時の備えとしても有効な、地域に賦存する豊富で多様なエネルギー資源を、熱や電気など、多面的に利用するエネルギーの地産地消の取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、医療政策に係る地域枠制度についてであります。道では、地域の深刻な医師不足等を踏まえ、医師養成確保修学資金貸付制度、いわゆる地域枠制度を平成20年度に創設し、医育大学と連携して取り組んでいるところであり、また、大学独自に地域枠制度を設け、医師の養成に取

り組んでいるところであります。

今般、厚労省から、平成32年度と33年度の暫定的な定員に関する取り扱いについて、別枠の入試選抜を条件とすることが示されましたことから、道では、各大学の考え方を確認し、その取り扱いについて協議を行うほか、医師確保計画を策定する中で、地域枠制度について検討を行うなどして、地域医療を担う医師の養成確保に努めてまいります。

次に、農協金融の役割などについてであります。大規模で専門的な農業を展開している本道において、農協は、組合員への生産資材や生活物資の供給、農畜産物の販売などを通じ、営農と生活を支えているところであり、金融等の信用事業は、そうした事業と密接に連携して運営されているほか、地域で暮らしている方々に対しても大切な役割を担っていると承知いたします。

そうした中で、JAグループ北海道では、農業者の高齢化や低金利に加え、金融機関を取り巻く情勢の変化を踏まえ、農協での持続可能な信用事業のあり方について検討しているところであり、道といたしましては、地域の産業振興や、安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、農業者の立場に立った金融サービスの提供がなされるよう、引き続き、関係団体とも十分に連携をしながら、助言指導に努めてまいります。

最後に、栽培漁業に関する現地意見交換会についてであります。本道の漁業は、海洋環境の変化などにより、イカやサンマなどの回遊魚が減少する中、安定生産が期待できる栽培漁業は、これまで以上に重要となっております。

ナマコを初め、地先種に対する要望が全道に広がる一方で、ヒラメの種苗放流事業の収支が悪化しており、これらに対応した栽培漁業の今後の進め方について、各地域で、漁協や市町村などと意見交換を行っているところであります。

これまでの意見交換会では、ナマコや二枚貝など、地先種の早期技術開発や、広域種の収支改善策に関する意見などが出されており、道といたしましては、引き続き、各地域の意見を集約し、論点などの整理を行い、さらに関係者との議論を重ね、今後の栽培漁業のあり方について検討を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）道内企業の働き方改革への取り組みについてであります。道が実施をいたしました企業経営者意識調査においては、働き方改革の必要性を認識している企業が約9割となっておりますが、4割の企業で、必要だと考えるが、取り組めていないとしているほか、労働時間の短縮に伴い、売り上げが減少するといった指摘もあり、企業経営者や働く方々に、具体的な取り組みのイメージを持っていただくとともに、人材確保につながるといった、働き方改革の意義について、広く周知を図ることが重要と認識いたしております。

このため、道では、本年度、働き方改革支援センターにおいて、相談対応や事例紹介を行うことに加え、職場内で働き方改革を推進するリーダーを養成するセミナーを開催しているほか、さ

さまざまな企業や業種における働き方改革の取り組み事例を数多く収集し、公表することとしており、こうした取り組みを通じ、道内企業における働き方改革の推進に向けた意識醸成や意欲喚起を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）道における働き方の改革などについてであります。働き方改革関連法の成立を受け、国におきましては、人事院規則を改正し、新たに、時間外勤務の上限を定めることとしており、地方公共団体に対しても取り扱いを通知する旨の連絡があったことから、道では、改正内容等を踏まえて、今後、必要な制度改正を検討してまいりたいと考えています。

また、道では、内部業務減量化方針を本年8月に策定し、RPA——事務作業の自動化技術など、ICTの活用に取り組むこととしており、現在、AI——人工知能の技術を活用した会議録作成等実証実験を行っているところです。

道といたしましては、全ての職員が、健康で、意欲と能力を發揮できる働き方改革を進めるため、内部業務の減量化による業務の簡素効率化や、業務マネジメントの向上とともに、在宅勤務を初めとする多様な働き方などの検討を着実に進め、働きやすい職場環境の整備に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）平成31年度予算の編成についてであります。来年度の当初予算につきましては、道政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる骨格予算となりまして、政策的な経費などは2定補正予算において措置することとなるところでございます。

その上で、当初予算の編成に当たりましては、道財政が、引き続き、収支不足額の発生が見込まれる厳しい状況にございますことから、行財政運営方針に沿って編成することを基本とし、施策、事務事業の取捨選択などを徹底した上で、限られた財源の効果的、効率的な活用を図ることとして進めさせていただきます。

また、行政の継続性や円滑な推進といった観点に加えまして、消費税率引き上げの具体化に伴う国の制度改正とか人口減少問題への対応など、社会経済情勢も踏まえた予算編成を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）初めに、環境政策に関し、廃プラスチック対策についてであります。廃プラスチックの有効利用率は、世界全体で14%と低く、不適正な取り扱いにより、陸上から海洋へ大量に流出するなど、地球規模での環境汚染が懸念されているところでございます。

こうしたことから、道におきましては、レジ袋など容器包装の簡素化を進める展示会等のイベ

ントや、海洋ごみに係るシンポジウムを開催するなど、道民等に対する普及啓発に努めてきましたほか、海辺環境の保全のため、漂流・漂着ごみに対し、市町村とともに取り組みを進めてきたところでございます。

現在、国におきましては、プラスチック資源循環戦略を来年6月のG20首脳会議までに策定し、排出抑制の徹底や、効果的、効率的なリサイクル等を重点的に推進することとしており、道といたしましても、この国の戦略に基づき、プラスチックごみ対策に適切に取り組んでまいります。

次に、地域循環共生圏に関し、自然共生を踏まえた資源循環の取り組みについてであります。国は、本年4月に策定した第5次環境基本計画において、地域の資源や資本を持続可能な形で最大限に活用し、環境、経済、社会の統合的向上を目指す地域循環共生圏の考え方を提唱しているところでございます。

道では、これまで、有害鳥獣であるエゾシカの捕獲を推進するとともに、食肉をブランド化し、高級食材として有効活用を図るほか、阿寒摩周国立公園を世界水準のナショナルパークへと磨き上げ、インバウンドの向上に結びつけるなど、環境保全や地域経済の活性化にも貢献する取り組みを進めているところであります。

地域資源を生かした持続可能な地域づくりの推進は重要でありますことから、情報発信や関係者との連携強化を進め、来年度、新たに創設される支援制度も活用し、本道ならではの取り組みが各地域に広がるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）医師確保対策についてでございますが、広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道において、地域における医師不足が深刻な状況である中、本年7月の医療法及び医師法の一部改正に伴い、都道府県は、来年度、医師確保計画を策定することとされております。

この計画の策定に当たりましては、今後、国から示される指針などに基づき、医療圏ごとに、確保すべき医師数や医師の確保方針などを定めることとされており、これまでの医師確保対策を検証した上で、効果的な対策について検討していく考えでございます。

また、医療対策協議会などの場で、PDCAサイクルに基づいた見直しを行うなどいたしまして、計画の実効性を確保していくほか、国に対し、医師が少ない地域での勤務を促進するための制度の構築について働きかけるなどいたしまして、地域偏在の解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）金岩議員の御質問にお答えいたします。

防災教育に関し、まず、本道の防災教育についてであります。道教委では、各学校に対し

て、学校安全計画を策定し、各教科や学級活動において、年間を通じて計画的に防災教育を行うよう指導助言しているところではありますが、これまで風水害等が比較的少なかった本道においては、他府県と比べ、防災教育の取り組みが少なかった面もあったと考えているところでもあります。

一方で、近年、本道においても、突発的な暴風雪や記録的な豪雨により甚大な被害が発生しており、児童生徒等への防災教育や学校の防災体制のさらなる強化充実を推進していくことが重要であると考えております。

次に、発達段階に応じた教育についてであります。道教委では、小・中・高校のそれぞれの発達段階に応じて、地震、津波、風水害等における適切な行動を学ぶことができる防災教育啓発資料「学んDE防災」を、本年7月に、近年の気象状況等の変化を踏まえて内容を改定し、各学校で積極的に活用するよう指導助言してきたところでもあります。

また、モデル地域を指定し、公開授業や保護者への引き渡し訓練など、地域の小・中・高校が連携して、児童生徒が、自然災害等について理解し、災害時に安全に行動できるよう、地域全体で学校安全推進体制を構築するための取り組みを系統的に実施するなどして、防災教育の充実に努めているところでもあります。

最後に、防災教育の充実にに向けた取り組みについてであります。各学校では、学校安全計画を策定し、理科、社会科、保健体育などの教科において、自然災害の特性や防災への努力、災害時の適切な行動のあり方などについての学習を行うほか、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、地域や関係機関と連携した体験的な取り組みを行うなど、学校教育活動全体を通じた防災教育を計画的に推進しており、道教委では、各学校に対して、学校安全計画に基づき、年間を通じて計画的に防災教育を実施するよう指導してきたところでもあります。

今後、道教委としては、引き続き、防災教育のすぐれた実践例等を掲載した学校安全推進資料や安全教育実践事例集の活用を促すなどして、教職員の指導力の向上を図り、児童生徒が、みずからの命を守り抜くための、主体的に行動する態度や、災害時において地域社会の一員として助け合う態度を育むことができるよう、防災教育の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 金岩武吉君。

○77番金岩武吉君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長から御答弁をいただきましたが、再度、指摘を交えながら、質問をしていきます。

ただいま、知事から、支庁制度改革については、振興局のさらなる機能強化を進め、国への提案制度なども活用しながら、人口減少問題への対応を初め、地域創生の取り組みを推進してまいり、また、4期16年の成果については、急速に人口減少が進む中、若者の定着を初め、担い手の育成や交通ネットワークの確保など、深刻な課題に直面しており、地域の実情をしっかりと踏まえながら、暮らし続けたいと思える北海道づくりに取り組むことが重要との答弁がありました。

道政を運営していく上で、さまざまな課題があると思いますが、この二つのどちらも、根底に

ある大きな問題は人口減少問題であります。

人口減少問題は、国や地方自治体の存続基盤を危うくするものであり、何としてでも解決していかなければならない問題であります。

本年、北海道命名150年の記念すべき年を迎えた本道は、人口変化の経緯をたどると、大きな特徴のあることが指摘されています。

本道に本格的な開拓のくわが入って以来、わずか1世紀余りで、570万人の人口を擁する地域社会にまで成長した事例は、世界でも極めて珍しいとされております。

しかし、そんな北海道も、今後は、1世紀先まで人口が確実に減少するという予測を否定できないとすれば、何とも寂しい限りであります。

道内の人口変化の推移を分析し、人口増加を図る有効な手だてや方策はないのか、さまざまな観点から、腰を据えて、本道に最もふさわしい取り組みをじっくりと考える必要があるものと思いますが、知事の見解を伺います。

また、人口減少対策を着実に進める上で、原因の一つとなっている少子化への対策の推進は避けて通ることができません。

少子化が全国を上回る速度で進行する本道にとって、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることは、道民の全ての願いであり、あらゆる分野が一丸となって取り組まなければならない、道政上の重要な課題であります。

道は、平成15年12月、北海道少子化対策推進本部を設置し、少子化対策の総合的、計画的な推進に努めてきました。

こうした中、本道の人口減少問題に対応するため、全庁的な推進体制として、平成26年10月には北海道人口減少問題対策本部を新たに設置して、人口減少の大きな要因の一つである少子化への対策と人口減少問題への対策を一体的に推進することとして、北海道少子化対策推進本部を発展的に解消し、人口減少問題対策本部が少子化対策もあわせて推進していくことになりました。

また、この新設の対策本部の中には、少子化対策の企画と推進管理等を扱う専門部会として、少子化対策推進本部を設置しています。

道の組織機構のあり方に介入する考えはありませんけれども、少子化問題と人口減少問題の相互の関連が曖昧になっているのではないかと疑問を持たざるを得ません。

少子化問題には、政府も、これまでさまざまな計画を策定し、対策を進めてきました。

人口減少の基本的な要因は少子・高齢化にあり、さきに召集された第179回臨時国会の冒頭における安倍首相の所信表明でも、少子・高齢化という我が国最大のピンチもまたチャンスに変えることができるはずだと、地方創生にチャレンジする若者が活躍する国内の事例を紹介されております。

また、国内の生産年齢人口が450万人減る中でも、女性の活躍で、女性の就業者は逆に200万人ふやすことができたことも紹介されました。

元気で意欲あふれる高齢者が、経験や知識をもっと生かすことができれば、日本はまだまだ成長できるし、人生100年時代の到来は大きなチャンスだとも発言されております。首相の演説からは、バラ色に染まった、極めて楽観的な印象を受けたのでありますが、道内の市町村が抱える問題は、一部の例外を除き、まだまだ深刻なものと私は受けとめております。

高齢者の経験や知識を生かすことができればとか、人生100年時代の到来といった、たらればでしか語られない議論について、もっと確実な政策で裏打ちされた議論ができるように、国はもちろんですけれども、道庁も一丸となって取り組んでいただくことを指摘いたします。

次に、交通政策についてであります。

道は、北海道交通政策総合指針の策定過程において、鉄道網の展望で示した個別線区のあり方は、存廃などの結論や優先度を示したものでないと答弁してまいりました。

しかし、指針では、JR日高線の鷓川一様似間については、「他の交通機関との代替も含め、地域における検討・協議を進めていく。」として、一定の方向性を示したものとなっております。

日高管内7町長の廃線容認という苦渋の決断の根底には、国も道の指針を尊重する姿勢を示していることもあり、指針の方向性があるものと私は考えています。

その意味で、道が策定した指針が、日高線に限らず、JR北海道が廃線を打ち出した5路線を抱える地域に与えた影響は重いものであり、知事は、その責任をしっかりと自覚して、今後のJR北海道の問題解決に当たることを強く指摘して、私の再質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）金岩議員の再質問にお答えをいたします。

人口減少問題への対応についてであります。道では、人口の長期的な展望に立ち、子育て環境の整備や、移住、定住の推進、地域資源を生かした産業の振興など、各般の施策を展開してきているところでありますが、依然として厳しい地域の実情を踏まえた自然減・社会減対策の両面からのさらなる取り組みが必要と認識いたします。

私といたしましては、東京圏や都市部から、若者を中心とした人口の還流を促す取り組みを進めるとともに、広域分散型の本道特有の地域構造を踏まえ、医療、福祉を初め、教育、交通ネットワークなど、さまざまな分野における住民サービス機能の維持確保と、本道の強みを生かした産業の競争力強化に向けた取り組みを推進し、安心して子どもを産み育て、住み続けたいと思える持続可能な地域づくりに、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長大谷亨君 金岩武吉君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月3日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

【平成30年11月30日（金曜日） 第2号】

午後5時52分散会